

次世代SS経営人材育成研修（過疎地対応型） SS過疎地対策セミナー 研修資料

【東京会場】

令和6年2月20日



日本政策投資銀行グループ

株式会社価値総合研究所

1. SSを取り巻く状況	 2
2. SS過疎地の概要	21
3. 過疎地におけるSSの経営改善・事業再構築（燃料供給体制の維持）に向けて	39
4. 過疎地におけるSSの経営改善・事業再構築に活用できる支援措置等	61
5. 【参考】SS過疎地等対策（過去の実証事業）の取組例	79
付録	97

1. SSを取り巻く状況

■燃料需要（人口、販売量）

- 日本の人口は、すでに減少局面に入っており、2050年代に1億人を割り込むと推計（人口減少）
- 高齢化もさらに進み、2050年には、人口の概ね5人に1人が75歳以上となる（超高齢化社会）
- 地域によって人口減少や高齢化の進み方は大きく異なり、地方圏では人口減少、高齢化がさらに進む（地方の過疎高齢化）
- 国内の石油製品販売量は減少傾向で、今後も燃料油の需要は減少する見通し
- 自動車は、保有台数は増加しているが、燃費は向上

⇒人口減少、カーボンニュートラル等により、引き続き石油製品の需要はさらに減少

■供給（ガソリンスタンド）

- ガソリンスタンドの数は、1995年をピークに減少傾向
- 1給油所あたりの販売量は近年やや増加傾向
- SS従業員の平均年齢は上昇傾向
- 特に過疎地のSSにおける課題として、需要減少、人材確保、設備老朽化が3大要素

⇒ガソリンスタンドが減少する中、1給油所あたりの販売量は維持できているが、経営環境は厳しくなっている

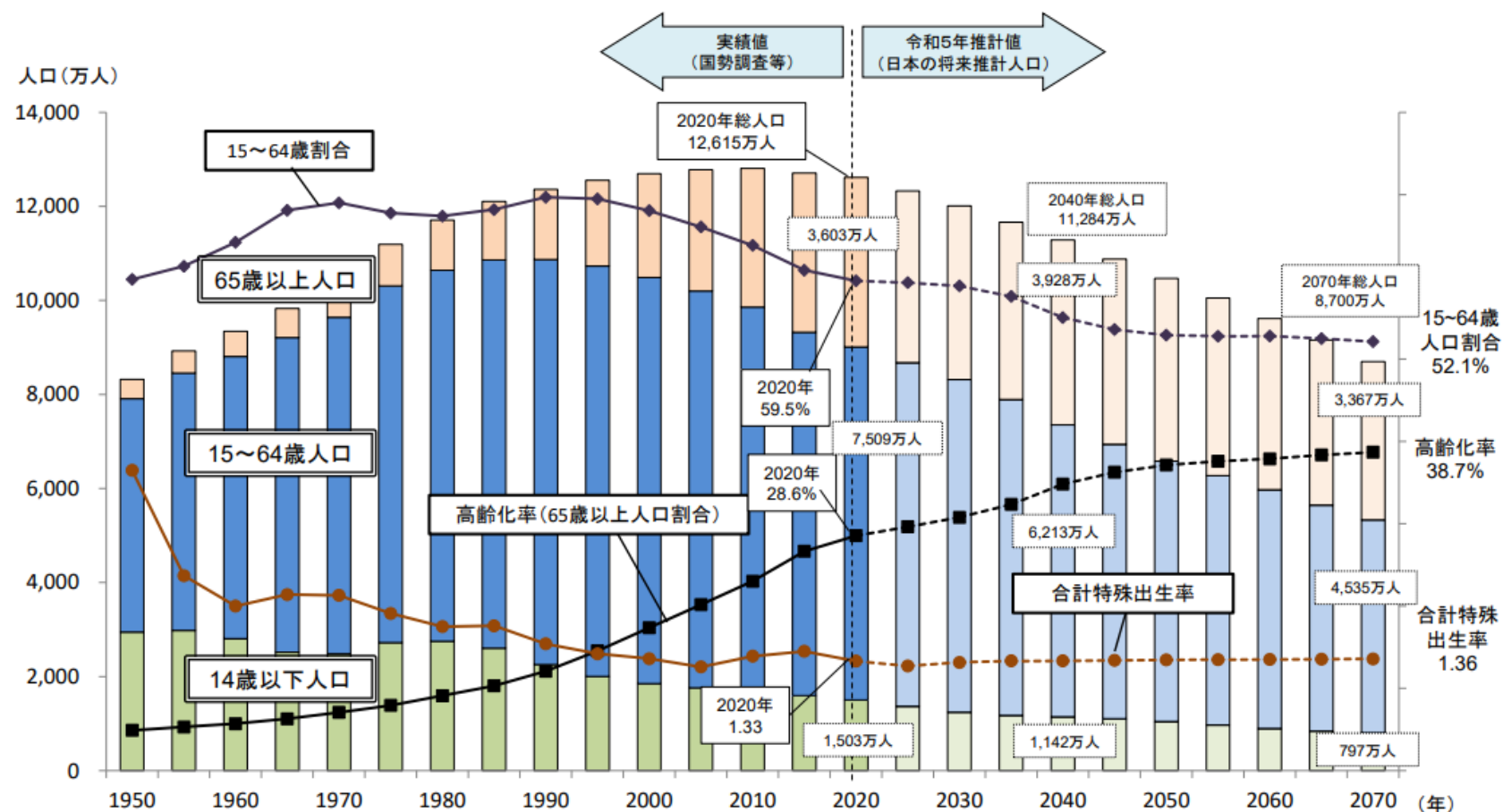
■国の計画における位置づけ

- 国では平成22年度よりSS過疎地問題について取組を開始（調査、財政面・ノウハウ面の支援等）
- エネルギー基本計画では、SSは、「給油や灯油の配送等を通じて石油製品の供給を担う重要かつ不可欠な社会インフラ」としつつ、「石油製品需要の更なる減少が見込まれる中で、SSにおいては石油製品の販売以外の収益の拡大が必要」

⇒特に、過疎地のSSについては、地域ぐるみでの対策が必要

我が国の人口の推移 ……日本の人口は減少局面に

- 日本の人口は近年減少局面を迎えており、2050年頃には総人口が約1億人程度、高齢化率は37%程度の水準になると推計されています。
- また、団塊世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

都道府県別の将来推計人口 ……地方圏では急速に人口が減少

- 2050年にかけて人口が増加すると推計されているのは東京都のみで、その他の道府県は人口が減少すると推計されています。
- 地方圏では、2020年から2040年までに2割以上減少すると推計される県も見られています。

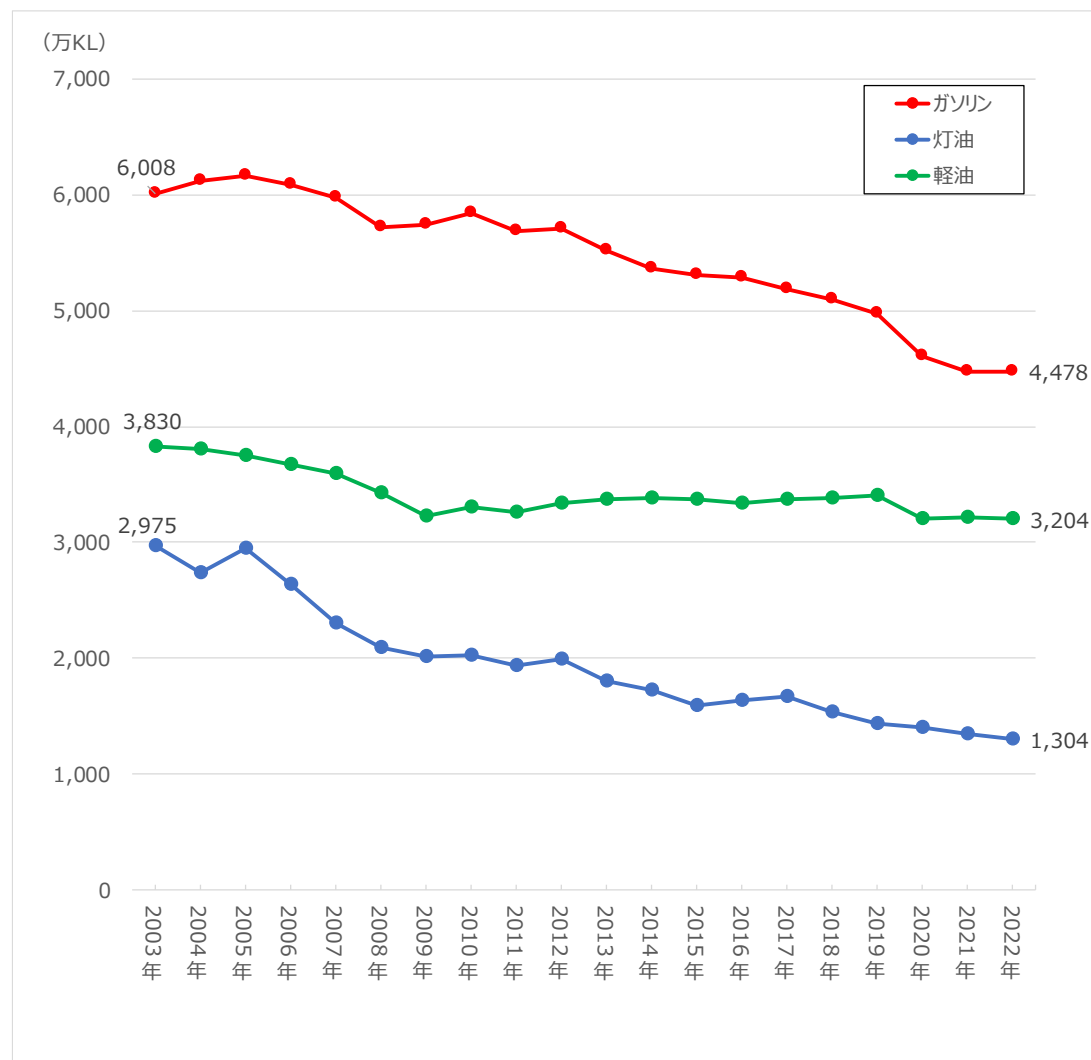
	国勢調査人口	将来推計人口				人口増減率		
	2020年	2030年	2040年	2050年	2020年⇒ 2030年	2020年⇒ 2040年	2020年⇒ 2050年	
全国	126,146,099	120,115,783	112,837,404	104,686,386	▲4.8%	▲10.6%	▲17.0%	
北海道	5,224,614	4,791,556	4,319,217	3,820,016	▲8.3%	▲17.3%	▲26.9%	
青森県	1,237,984	1,076,878	914,275	754,751	▲13.0%	▲26.1%	▲39.0%	
岩手県	1,210,534	1,066,088	923,684	783,242	▲11.9%	▲23.7%	▲35.3%	
宮城県	2,301,996	2,172,047	2,014,339	1,829,565	▲5.6%	▲12.5%	▲20.5%	
秋田県	959,502	818,711	686,200	560,429	▲14.7%	▲28.5%	▲41.6%	
山形県	1,068,027	945,122	827,776	710,838	▲11.5%	▲22.5%	▲33.4%	
福島県	1,833,152	1,640,431	1,449,067	1,247,000	▲10.5%	▲21.0%	▲32.0%	
茨城県	2,867,009	2,687,850	2,473,182	2,245,065	▲6.2%	▲13.7%	▲21.7%	
栃木県	1,933,146	1,801,696	1,658,322	1,502,202	▲6.8%	▲14.2%	▲22.3%	
群馬県	1,939,110	1,814,568	1,672,913	1,520,630	▲6.4%	▲13.7%	▲21.6%	
埼玉県	7,344,765	7,224,481	6,952,930	6,633,932	▲1.6%	▲5.3%	▲9.7%	
千葉県	6,284,480	6,178,890	5,955,795	5,690,156	▲1.7%	▲5.2%	▲9.5%	
東京都	14,047,594	14,348,591	14,507,419	14,399,144	2.1%	3.3%	2.5%	
神奈川県	9,237,337	9,121,807	8,869,022	8,524,492	▲1.3%	▲4.0%	▲7.7%	
新潟県	2,201,272	1,974,466	1,750,660	1,525,004	▲10.3%	▲20.5%	▲30.7%	
富山県	1,034,814	942,404	851,912	761,719	▲8.9%	▲17.7%	▲26.4%	
石川県	1,132,526	1,056,997	978,926	896,801	▲6.7%	▲13.6%	▲20.8%	
福井県	766,863	702,719	639,182	572,885	▲8.4%	▲16.6%	▲25.3%	
山梨県	809,974	749,394	681,111	611,586	▲7.5%	▲15.9%	▲24.5%	
長野県	2,048,011	1,898,742	1,743,383	1,581,949	▲7.3%	▲14.9%	▲22.8%	
岐阜県	1,978,742	1,819,881	1,645,767	1,468,392	▲8.0%	▲16.8%	▲25.8%	
静岡県	3,633,202	3,385,506	3,115,777	2,828,823	▲6.8%	▲14.2%	▲22.1%	
愛知県	7,542,415	7,345,554	7,049,961	6,676,331	▲2.6%	▲6.5%	▲11.5%	

	国勢調査人口	将来推計人口				人口増減率		
	2020年	2030年	2040年	2050年	2020年⇒ 2030年	2020年⇒ 2040年	2020年⇒ 2050年	
三重県	1,770,254	1,637,434	1,495,820	1,347,202	▲7.5%	▲15.5%	▲23.9%	
滋賀県	1,413,610	1,376,131	1,309,383	1,222,791	▲2.7%	▲7.4%	▲13.5%	
京都府	2,578,087	2,445,192	2,267,021	2,075,975	▲5.2%	▲12.1%	▲19.5%	
大阪府	8,837,685	8,437,625	7,874,440	7,263,182	▲4.5%	▲10.9%	▲17.8%	
兵庫県	5,465,002	5,145,276	4,767,373	4,357,576	▲5.9%	▲12.8%	▲20.3%	
奈良県	1,324,473	1,214,525	1,083,005	950,365	▲8.3%	▲18.2%	▲28.2%	
和歌山県	922,584	827,214	728,026	631,619	▲10.3%	▲21.1%	▲31.5%	
鳥取県	553,407	502,591	454,497	405,528	▲9.2%	▲17.9%	▲26.7%	
島根県	671,126	610,073	553,085	496,994	▲9.1%	▲17.6%	▲25.9%	
岡山県	1,888,432	1,774,408	1,646,360	1,510,460	▲6.0%	▲12.8%	▲20.0%	
広島県	2,799,702	2,617,878	2,427,975	2,229,527	▲6.5%	▲13.3%	▲20.4%	
山口県	1,342,059	1,198,870	1,059,424	926,183	▲10.7%	▲21.1%	▲31.0%	
徳島県	719,559	640,164	560,529	480,669	▲11.0%	▲22.1%	▲33.2%	
香川県	950,244	874,789	800,036	724,120	▲7.9%	▲15.8%	▲23.8%	
愛媛県	1,334,841	1,203,481	1,073,827	944,634	▲9.8%	▲19.6%	▲29.2%	
高知県	691,527	607,856	527,967	450,980	▲12.1%	▲23.7%	▲34.8%	
福岡県	5,135,214	4,989,131	4,762,029	4,479,021	▲2.8%	▲7.3%	▲12.8%	
佐賀県	811,442	751,906	687,798	620,873	▲7.3%	▲15.2%	▲23.5%	
長崎県	1,312,317	1,158,623	1,012,372	868,817	▲11.7%	▲22.9%	▲33.8%	
熊本県	1,738,301	1,621,541	1,492,907	1,355,329	▲6.7%	▲14.1%	▲22.0%	
大分県	1,123,852	1,031,171	936,394	841,343	▲8.2%	▲16.7%	▲25.1%	
宮崎県	1,069,576	979,129	888,718	796,631	▲8.5%	▲16.9%	▲25.5%	
鹿児島県	1,588,256	1,447,792	1,309,427	1,170,602	▲8.8%	▲17.6%	▲26.3%	
沖縄県	1,467,480	1,458,604	1,438,171	1,391,013	▲0.6%	▲2.0%	▲5.2%	

出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」出生中位（死亡中位）推計より価値総合研究所作成

国内向け石油製品の販売量 ……国内の販売量は減少傾向

- 国内向けの石油製品の販売量は減少傾向にあります。
- この20年間で、ガソリンは約25%、灯油は約56%、軽油は約16%減少しています。



石油製品の需要見通し ……石油製品の需要は今後も減少見通し

- 国の2023年～2027年の石油製品需要見通しによると、ガソリン、灯油は2022年～2027年にかけて10%以上需要が減少するとの見通しとなっています。

	実績	実績見込	見通し				
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
ガソリン	44,509	44,677 + 0.4	44,073 ▲ 1.4	42,946 ▲ 2.6	41,914 ▲ 2.4	40,842 ▲ 2.6	39,841 ▲ 2.5
ナフサ	41,660	38,242 ▲ 8.2	40,525 + 6.0	40,387 ▲ 0.3	40,125 ▲ 0.6	39,597 ▲ 1.3	39,417 ▲ 0.5
ジェット燃料油	3,313	3,940 + 18.9	4,211 + 6.9	4,231 + 0.5	4,253 + 0.5	4,275 + 0.5	4,301 + 0.6
灯油	13,518	12,825 ▲ 5.1	12,709 ▲ 0.9	12,261 ▲ 3.5	11,818 ▲ 3.6	11,480 ▲ 2.9	11,183 ▲ 2.6
軽油	32,075	32,007 ▲ 0.2	32,171 + 0.5	32,001 ▲ 0.5	31,821 ▲ 0.6	31,628 ▲ 0.6	31,476 ▲ 0.5
A重油	10,135	10,364 + 2.3	9,959 ▲ 3.9	9,468 ▲ 4.9	9,163 ▲ 3.2	8,881 ▲ 3.1	8,616 ▲ 3.0
一般用B・C重油	4,546	4,210 ▲ 7.4	4,093 ▲ 2.8	3,922 ▲ 4.2	3,776 ▲ 3.7	3,629 ▲ 3.9	3,489 ▲ 3.9
燃料油計 (電力用C重油を除く)	149,756	146,264 ▲ 2.3	147,741 + 1.0	145,216 ▲ 1.7	142,870 ▲ 1.6	140,332 ▲ 1.8	138,323 ▲ 1.4
電力用C重油 (参考)	3,733	5,780 + 54.8	-	-	-	-	-
燃料油計 (参考) ※上記燃料油計に電力用C重油 (参考) を加えた数値	153,489	152,044 ▲ 0.9	-	-	-	-	-

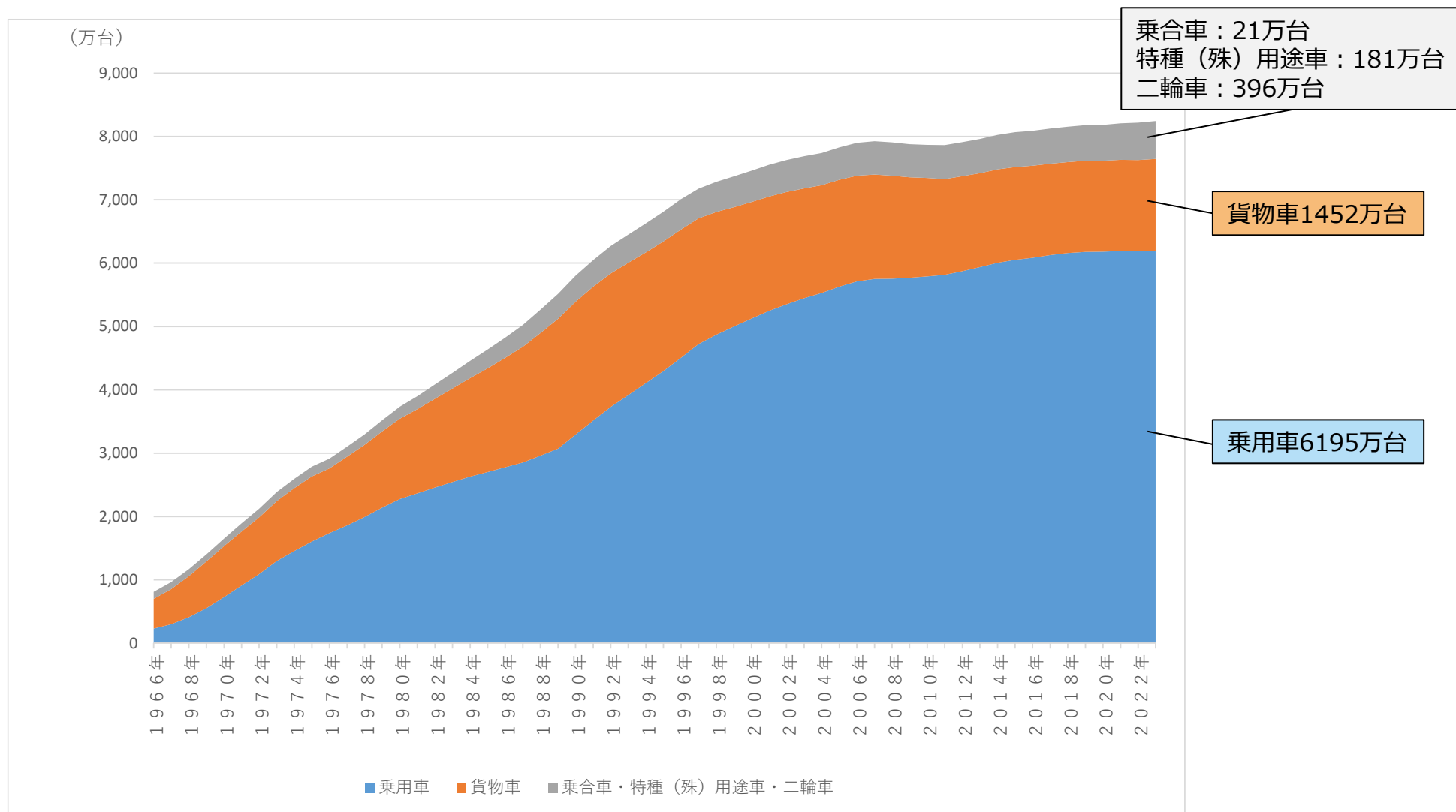
年率	全体	構成比	
2022 / 2027	2022 / 2027	2022年度	2027年度
▲ 2.3	▲ 10.8	30.5	28.8
+ 0.6	+ 3.1	26.1	28.5
+ 1.8	+ 9.2	2.7	3.1
▲ 2.7	▲ 12.8	8.8	8.1
▲ 0.3	▲ 1.7	21.9	22.8
▲ 3.6	▲ 16.9	7.1	6.2
▲ 3.7	▲ 17.1	2.9	2.5
▲ 1.1	▲ 5.4	100.0	100.0
-	-	-	-
-	-	-	-

(注1) 上段の数字は燃料油内需量 (千L)、下段の数字は対前年比 (%)

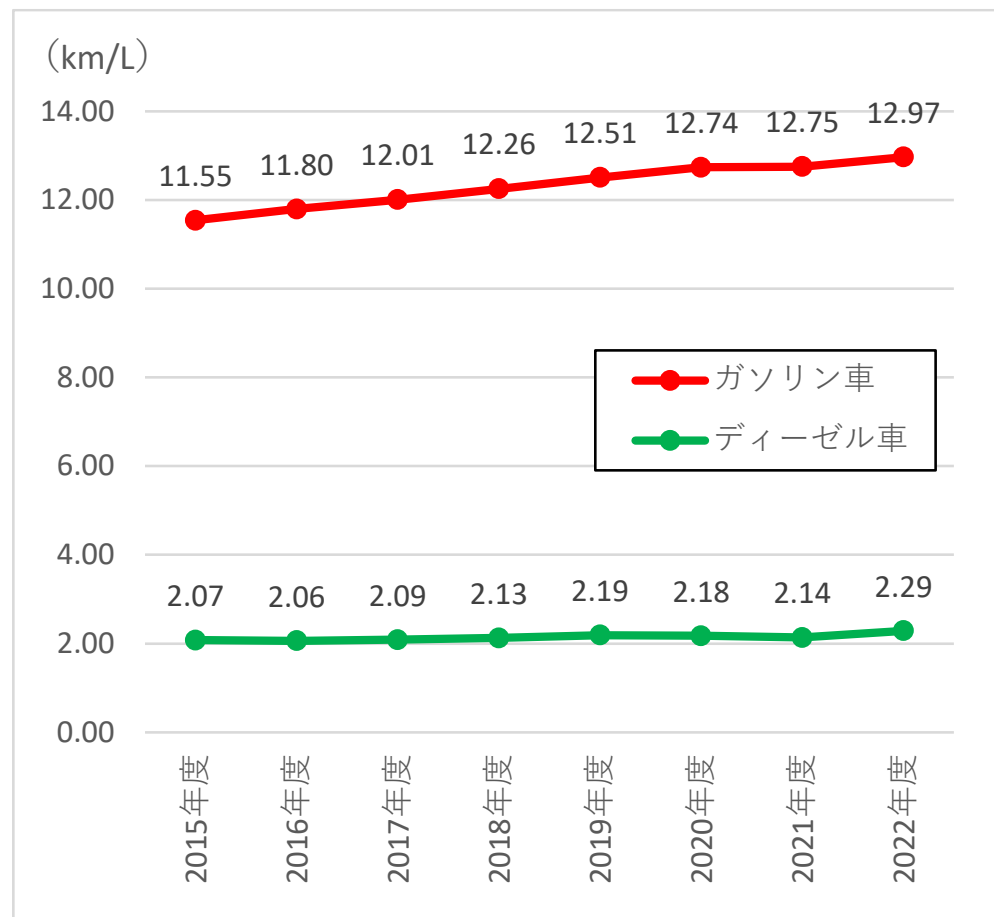
(注2) 四捨五入等の関係により数値の合計が合わない場合がある。

自動車保有台数の推移 ……増加傾向にあるが増加率は鈍化

- 2022年3月時点の自動車保有台数は約8000万台となっています。
- 自動車保有台数は増加傾向にありますが、2000年代以降、増加率は鈍化しています。



- 自動車燃料消費量（燃費）は、改善傾向にあります。
- 特にガソリン車は、2015年以降、1割以上改善しています。



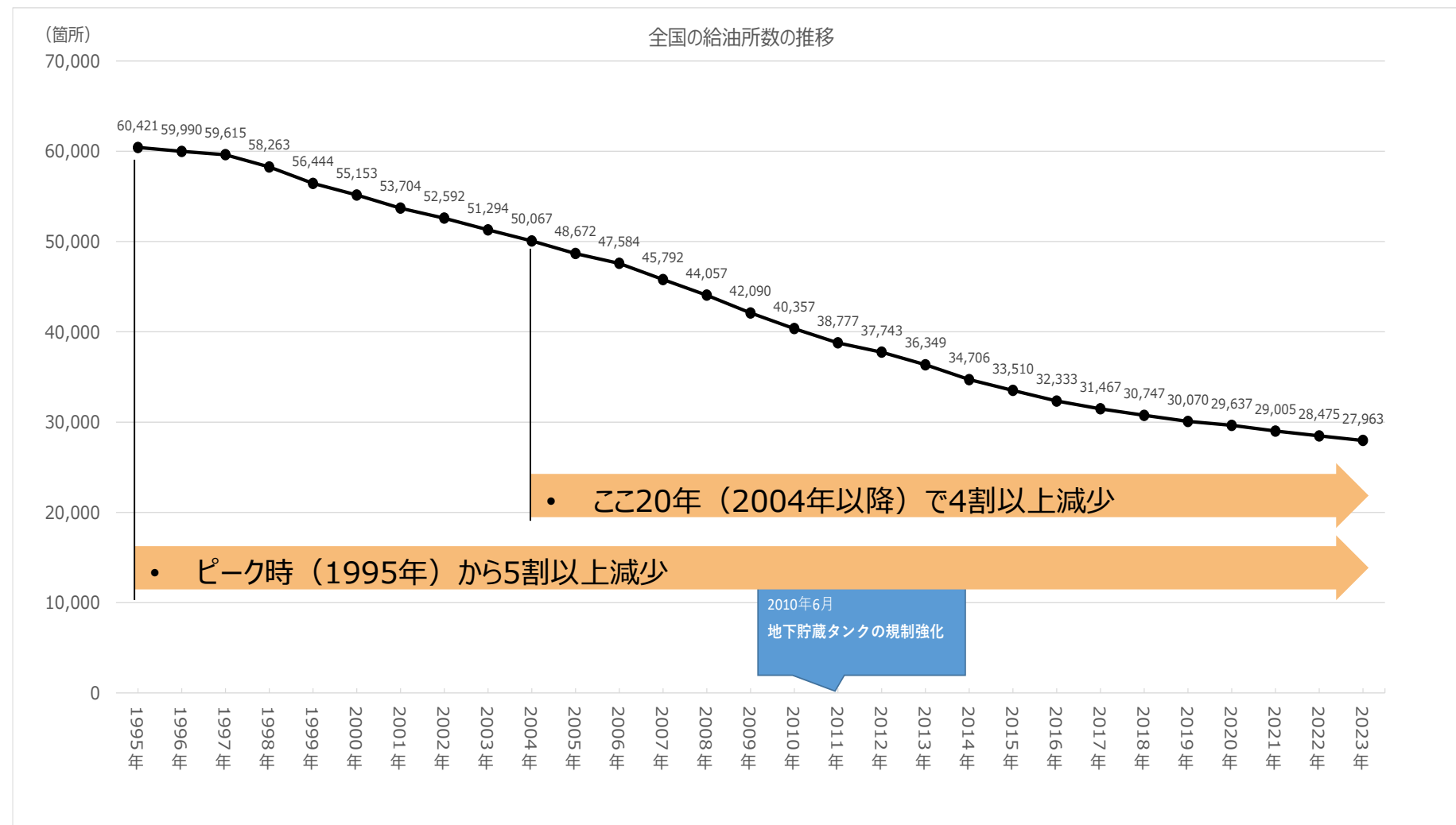
国土交通省「自動車燃料消費量調査」をもとに作成

※各年3月末時点

出所) 揮発油販売業者数及び給油所数の推移 (登録ベース) 経済産業省

全国の給油所数 ……1995年をピークにSS数は減少

- 全国のガソリンスタンド（サービスステーション：SS）数は、1995 年をピークに減少傾向で推移しており、2023年（3月）時点で27,963給油所）となっています。



※各年3月末時点
出所）揮発油販売業者数及び給油所数の推移（登録ベース） 経済産業省

都道府県別の給油所数 …SS数の推移は地域によって異なる

- この10年間で都道府県別のガソリンスタンド（サービスステーション：SS）数の増減をみると、最も減少率が高いのは群馬県で、次いで千葉県、茨城県、東京都、静岡県が3割以上の減少率となっています。

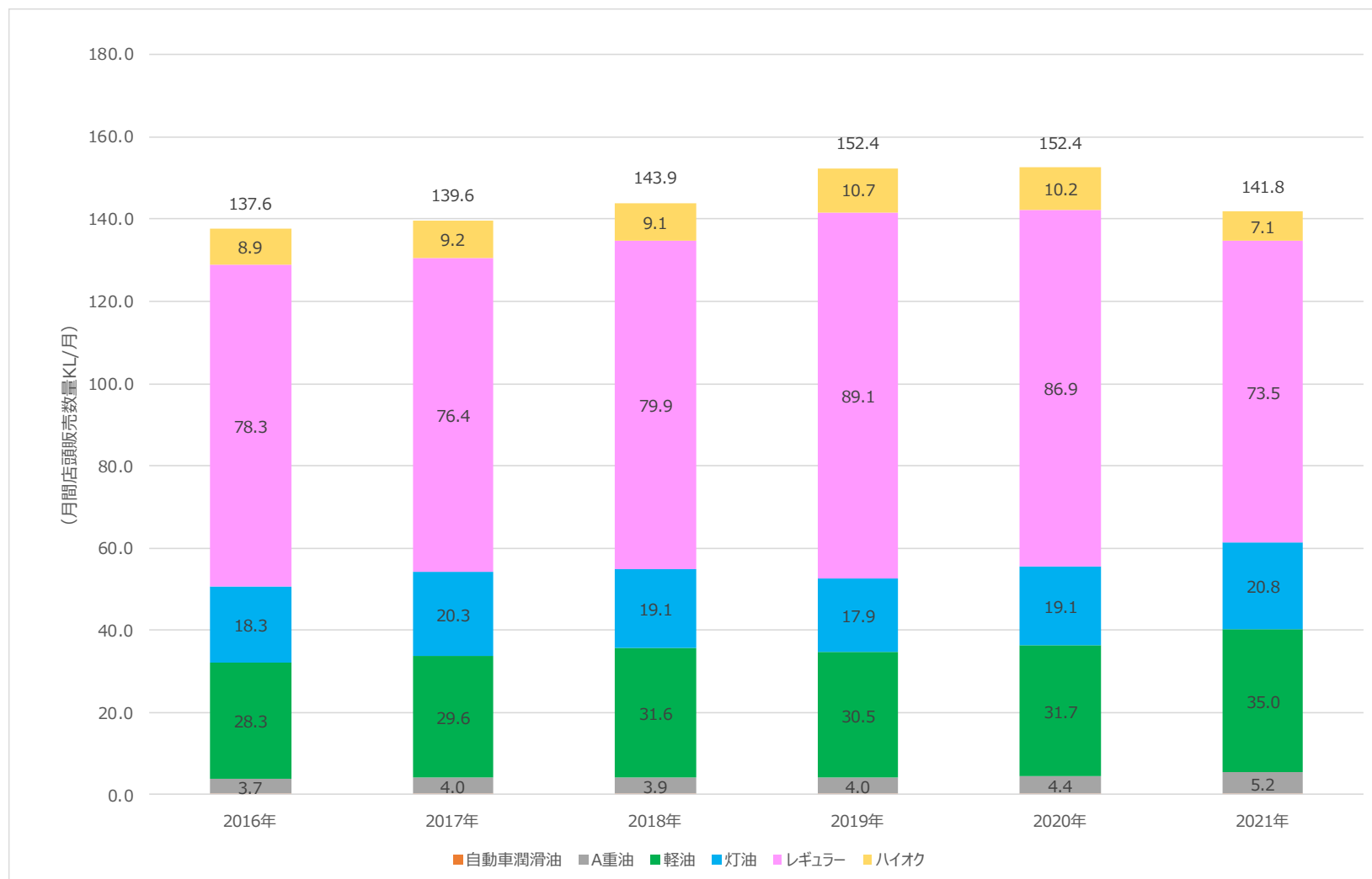
	2013年	2023年	増減	増減率
全国	36,349	27,963	-8,386	▲23%
北海道	1,979	1,707	-272	▲14%
青森県	658	522	-136	▲21%
岩手県	582	484	-98	▲17%
宮城県	727	603	-124	▲17%
秋田県	553	438	-115	▲21%
山形県	521	419	-102	▲20%
福島県	961	776	-185	▲19%
茨城県	1,404	959	-445	▲32%
栃木県	868	615	-253	▲29%
群馬県	875	575	-300	▲34%
埼玉県	1,302	954	-348	▲27%
千葉県	1,500	999	-501	▲33%
東京都	1,340	912	-428	▲32%
神奈川県	1,129	787	-342	▲30%
新潟県	1,099	816	-283	▲26%
富山県	419	352	-67	▲16%
石川県	411	324	-87	▲21%
福井県	318	258	-60	▲19%
山梨県	461	342	-119	▲26%
長野県	1,033	772	-261	▲25%
岐阜県	835	658	-177	▲21%
静岡県	1,265	882	-383	▲30%
愛知県	1,649	1,312	-337	▲20%

	2013年	2023年	増減	増減率
三重県	699	539	-160	▲23%
滋賀県	359	293	-66	▲18%
京都府	488	401	-87	▲18%
大阪府	1,158	887	-271	▲23%
兵庫県	1,170	950	-220	▲19%
奈良県	331	248	-83	▲25%
和歌山県	432	355	-77	▲18%
鳥取県	255	200	-55	▲22%
島根県	380	298	-82	▲22%
岡山県	688	553	-135	▲20%
広島県	835	672	-163	▲20%
山口県	509	383	-126	▲25%
徳島県	420	318	-102	▲24%
香川県	398	335	-63	▲16%
愛媛県	635	501	-134	▲21%
高知県	400	329	-71	▲18%
福岡県	1,102	892	-210	▲19%
佐賀県	370	275	-95	▲26%
長崎県	556	438	-118	▲21%
熊本県	843	667	-176	▲21%
大分県	539	419	-120	▲22%
宮崎県	566	452	-114	▲20%
鹿児島県	964	770	-194	▲20%
沖縄県	363	322	-41	▲11%

※各年3月末時点
出所）揮発油販売業者数及び給油所数の推移（登録ベース） 経済産業省

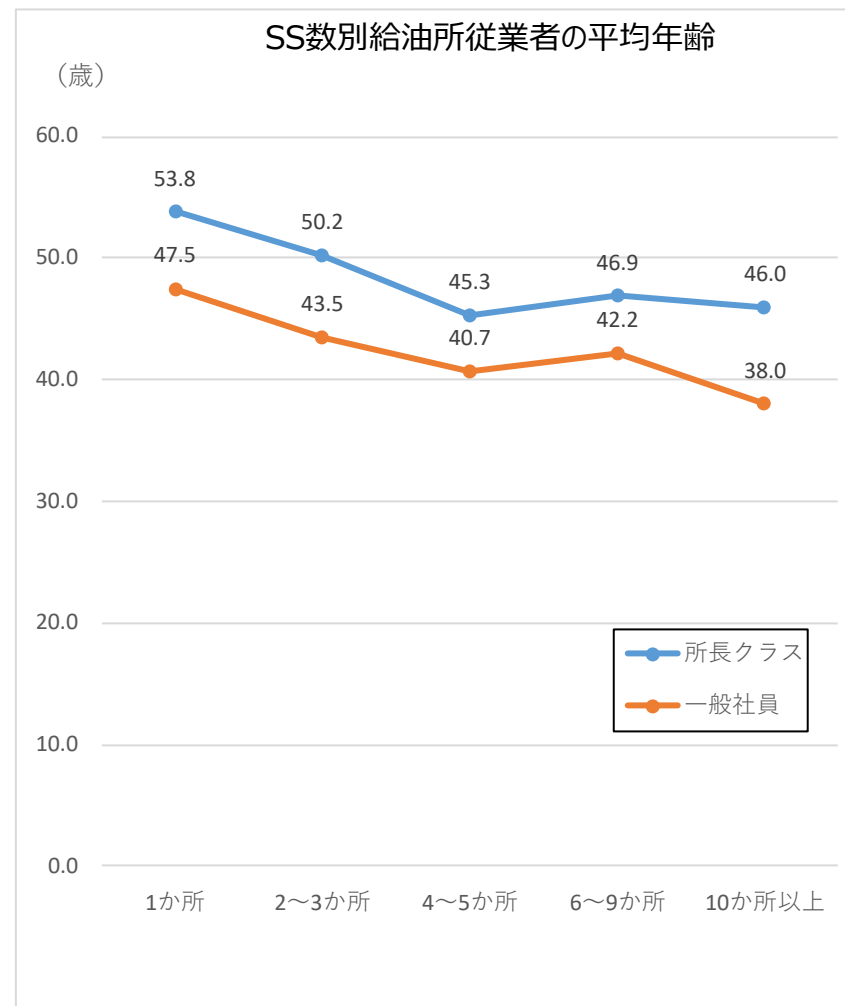
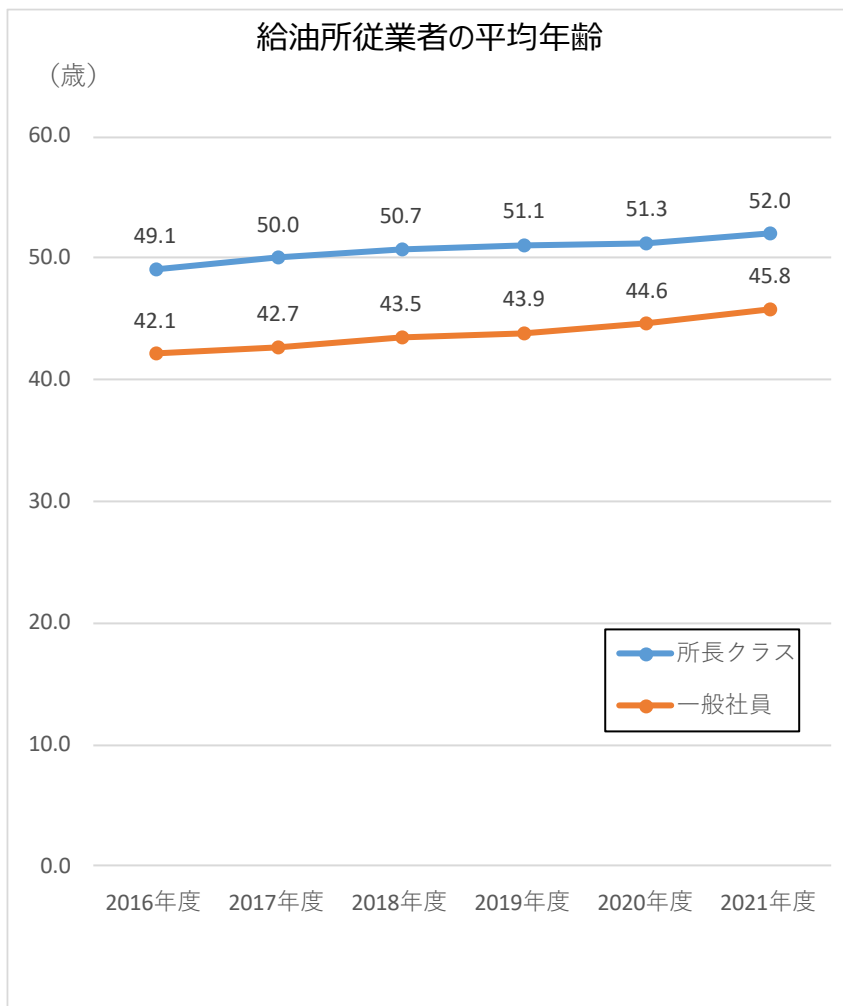
1 給油所あたりの販売量 ……微増傾向から減少局面へ

- 1給油所あたりの販売量は、近年微増傾向でありましたが、2020年から2021年にかけては減少しています。



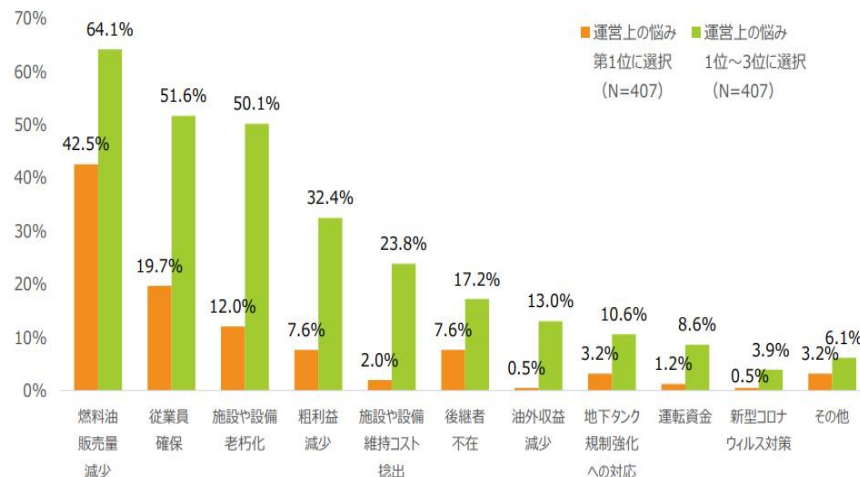
給油所従業員の平均年齢 ……平均年齢は上昇

- 給油所従業員の平均年齢は上昇傾向にあります。
- 経営給油所が少ない企業のほうが、平均年齢が高い傾向がみられます。



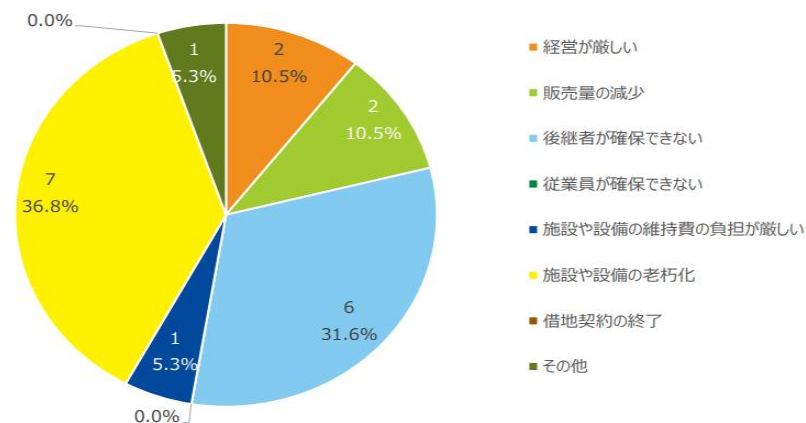
- 過疎地SSでは、需要減少、人材確保、設備老朽化について、いずれも半数以上のSS事業者が運営上の課題として挙げており、共通の課題となっています。
- 過疎地SSのうち、64%が、当面の事業継続意向を示していますが、年々その割合は減少しています。

(過疎地SS事業者) 給油所運営の課題

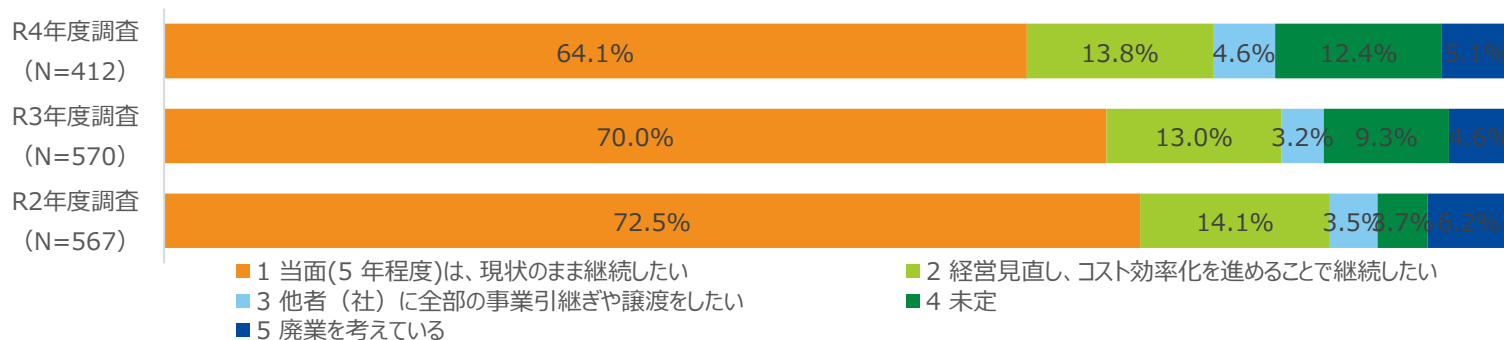


(過疎地SS事業者) 廃業を考える理由

廃業を考える理由 (N=19)



(過疎地SS事業者) 今後の事業継続意向



エネルギー基本計画…日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示すもので、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもの。

SSは、「給油や灯油の配送等を通じて石油製品の供給を担う重要かつ不可欠な社会インフラ」

【これからのSSに必要なこと、期待されること】

- ✓ 今後、EV・FCVへのエネルギー供給や合成燃料等の新たな燃料供給
- ✓ それぞれのSSや立地する地域の実情に合わせ、社会インフラとしての機能維持に向けた取組を強化
- ✓ 災害時の燃料供給要請に対応する「最後の砦」の役割、災害時の各種リスクへの対応

SSによる供給体制確保に向けた取組

「石油製品需要の更なる減少が見込まれる中で、SSにおいては石油製品の販売以外の収益の拡大が必要」

◆ 経営多角化等の事業再構築やデジタル技術を活用した人手不足対策等

- ✓ 多機能化 …石油製品の販売に加えて、カーシェア等のモビリティサービスやランドリー等の生活関連サービスも提供
- ✓ DX・デジタル化 …AI等を活用した人手不足対策
- ✓ 総合エネルギー拠点化 …EVやFCVへのエネルギー供給も担う
- ✓ 省エネ化・脱炭素化 …SS設備の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入

◆ 都市部以外の地域における対応方向

- ✓ 石油製品供給の担い手だけではなく、高齢者向けサービス等の社会的ニーズに対応する担い手も不足しており、SSがこうしたサービスも担う「地域コミュニティインフラ」としての役割

◆ さらに事業存続が困難なケース

- ✓ 民間事業者同士の「協業化」、「経営統合」、「集約化」（地域内の石油供給体制の合理化）
- ✓ 自治体によるSSの承継や新設による「公設民営」の形で地域内の石油供給体制確保

自治体とSSとの緊密な連携、平時からの連携強化

- ・SSの前向きな取組の後押し
- ・現状や課題の共有

過疎地のSS経営において特に検討すべき事項

4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

（1）2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー需給構造

気候変動問題が人類共通の喫緊の課題として認識され、先進国を中心として2050年までに自国における温室効果ガスの排出をネットゼロにする方針を示す中、日本も2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言した。

2050年カーボンニュートラルが実現した社会を正確に描くことは、技術開発等の可能性と不確実性、国際政治経済を含め情勢変化の不透明性などにより簡単なことではないが、現時点の技術を前提として、大胆に2050年カーボンニュートラルが達成された社会におけるエネルギー需給構造を描くと以下のようなものとなる。

- 徹底した省エネルギーによるエネルギー消費効率の改善に加え、脱炭素電源により電力部門は脱炭素化され、その脱炭素化された電源により、非電力部門において電化可能な分野は電化される。
- 産業部門においては、水素還元製鉄、CO₂吸収型コンクリート、CO₂回収型セメント、人工光合成などの実用化により脱炭素化が進展する。一方で、高温の熱需要など電化が困難な部門では、水素、合成メタン、バイオマスなどを活用しながら、脱炭素化が進展する。
- 民生部門では、電化が進展するとともに、再生可能エネルギー熱や水素、合成メタンなどの活用により脱炭素化が進展する。
- 運輸部門では、EVやFCVの導入拡大とともに、CO₂を活用した合成燃料の活用により、脱炭素化が進展する。
- 各部門においては省エネルギーや脱炭素化が進展するものの、CO₂の排出が避けられない分野も存在し、それらの分野からの排出に対しては、DACCS（DirectAirCarbonCaptureandStorage）やBECCS（Bio-EnergywithCarbonCaptureandStorage）、森林吸収源などによりCO₂が除去される。

こうした社会の実現に向けては、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が重要となるが、CO₂の排出の多いものづくり産業がGDPの2割以上を占める産業構造や、遠浅の海や広大な平地といった自然エネルギーを活用する条件も諸外国と異なることなど、日本の置かれた状況を踏まえても、その実現は容易なものではない。産業界、消費者、政府など国民各層が総力を挙げて取り組まなければ実現へのハードルを越えることはできない。

一方で、カーボンニュートラルへのハードルは世界各国で共通する要素も多く、このハードルを乗り越える道筋をいち早く見いだすことが世界のカーボンニュートラルへの取組をリードすることにもつながる。従来の発想を転換し、積極的にカーボンニュートラルへ向けた取組を行うことで、産業構造や社会経済の変革を産み出し、次なる大きな成長につなげる「経済と環境の好循環」を作っていくことが求められる。

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

（10）化石燃料の供給体制の今後の在り方

③SSによる供給体制確保に向けた取組

（a）地域内のエネルギー供給体制の確保

SSは、給油や灯油の配送等を通じて石油製品の供給を担う重要な社会インフラであり、EV・FCVへのエネルギー供給や合成燃料等の新たな燃料供給を担うことが期待される。

一方で、今後の人口減少や車両の電動化などによる石油製品需要の減少や人手不足の深刻化等により、地域内のSSによる供給体制の維持が課題となっており、それぞれのSSや立地する地域の実情に合わせ、社会インフラとしての機能維持に向けた取組を強化していく必要がある。

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中で、**SSにおいては石油製品の販売以外の収益の拡大が必要**である。また、人手不足対策や新たな事業展開のツールとしてデジタル技術を活用することも重要である。このため、SSが、石油製品の販売に加えて、カーシェア等のモビリティサービスやランドリー等の生活関連サービスも提供する「マルチファンクションSS（多機能SS）」やAI等を活用する「デジタル・トランスフォーメーションSS（DX・デジタル化に対応したSS）」としての発展を目指すように、SSの経営多角化等の事業再構築やデジタル技術を活用した人手不足対策等を後押しする。

また、電動車の普及に向けてガソリン車と同様に円滑にエネルギー補給できることは重要であるが、EV向け充電サービスやFCV向けの水素ステーションはビジネス性や設置コスト等に課題があるため、SSにおける普及は必ずしも進んでいない。このため、SSが、**石油製品の供給を継続しながらEVやFCVへのエネルギー供給も担う「総合エネルギー拠点」**としての発展を目指すように、これらの課題の解決を図っていくことと併せて、SSにおけるEV向け充電器や水素ステーションの併設を後押しする。加えて、SSにおける設備の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入を促進していく。

さらに、地域によっては、地域内における更なる石油製品需要の減少や後継者問題等により、地域内のSSの経営が困難になることもあるため、今後の石油製品需要の減少のスピード・規模等を踏まえつつ、地域内の石油供給体制を確保するために必要な施策を検討する必要がある。特に、都市部以外の地域においては、石油製品供給の担い手だけではなく、高齢者向けサービス等の社会的ニーズに対応する担い手も不足しており、**SSがこうしたサービスも担う「地域コミュニティインフラ」**としての発展を目指す必要が、SSの取組を後押しする。一方で、民間事業者単独によるSSの事業存続が困難なケースにおいては、まずは、民間事業者同士の「協業化」、「経営統合」、「集約化」を進めることが重要であるが、**民間事業者の経営努力ではSSの維持が困難な場合には、自治体によるSSの承継や新設による「公設民営」の形で地域内の石油供給体制を確保することが適切**である。このため、SSの事業転換等に伴う集約化等による地域内の石油供給体制の合理化に加え、**自治体と地域内のSSとの平時からの連携強化や、自治体によるSS承継等に向けた取組**についても後押しする。

なお、上記を中心としたSSの前向きな取組の後押しに際しては、官民の緊密な連携が重要である。

（b）SSのレジリエンスの強化

東日本大震災や2016年の熊本地震等の教訓を踏まえ、災害時の停電リスクに対応するために、非常用発電機を備えた中核SS（緊急車両への優先給油を担うSS）や住民拠点SS（一般車両への燃料給油を担うSS）等の整備を進めるとともに、各都道府県の石油組合が47都道府県等の地方自治体と災害時燃料供給協定を締結することにより、SSが各地域において災害時の燃料供給要請に対応する「最後の砦」の役割を果たす体制を構築している。他方、近年頻発する災害等を踏まえ、豪雪や土砂災害等によるSSへの燃料配送の遮断リスク、津波によりSSを喪失するリスク、水害により計量機等の設備が損壊するリスク等への対応や自治体等からの燃料供給要請等に備え、**SSの災害対応能力の更なる強化や自治体等の関係機関との連携を強化**していく。

- 2050年カーボンニュートラルの実現は、並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を、大きく加速することが必要です。
- これを踏まえ、経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。
- グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り、具体的な見通しを示しております。また、こうした目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするため、あらゆる政策を総動員しています。

○自動車・蓄電池産業 の 主な今後の取組

■電動化目標を設定する

- 乗用車は、2035年までに、新車販売で電動車100%を実現。
- 商用車は、小型の車については、新車販売で、2030年までに電動車20～30%、2040年までに電動車・脱炭素燃料車100%を目指す。大型の車については、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定。

■蓄電池目標を設定する

- 2030年までのできるだけ早期に、国内の車載用蓄電池の製造能力を100GWhまで高める。
- 家庭用、業務・産業用蓄電池の合計で、2030年までの累積導入量約24GWhを目指す。

■充電・充てんインフラ目標を設定する

- 公共用の急速充電器 3 万基を含む充電インフラ15万基を設置し、2030年までにガソリン車並みの利便性を実現。
- 2030年までに1,000基程度の水素ステーションを最適配置で整備。

■電動化推進に向けて、施策パッケージを展開する

例：燃費規制の活用、公用車・社用車の電動化促進、導入支援や買換え促進、蓄電池等の大規模投資促進、充電・充てんインフラの導入拡大、サプライチェーン・バリューチェーン強化、蓄電池のライフサイクルでのCO2排出見える化の検討、燃料電池自動車における道路運送車両法と高圧ガス保安法の関連規制の一元化 等

	現状と課題	今後の取組
C 燃 料 化 の	合成燃料[※]の低価格化と製造技術・体制の確立 ・商用化に向けた一貫製造プロセス未確立 ※発電所や工場等から回収したCO2と水素を合成して作られるエンジンで利用可能な液体燃料	合成燃料の大規模化・技術開発支援 ・2050年にガソリン価格以下のコストを実現することを目指す。 ・革新的新規技術・プロセスの開発、商用化に向けた一貫製造プロセス確立のための応用研究を実施する



2030 年までに高効率かつ大規模な製造技術確立し、2030 年代に導入拡大・コスト低減し、2040 年までの自立商用化を目指す

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	～2030年	～2040年	～2050年
燃料の カーボン ニュート ラル化	合成燃料の製造技術の開発 ・既存技術（逆シフト反応+FT合成プロセス）の高効率化 ・製造設備の設計開発					大規模製造の実証	導入拡大・コスト低減	自立商用
	合成燃料の革新的製造技術の開発 ・CO2電解（+水電解）+FT合成プロセスの研究開発 ・共電解+FT合成プロセスの研究開発 ・直接合成（Direct-FT）プロセスの研究開発							

中 部

中部支局 (名古屋市 中区正木)
052 (321) 6001

石川県を中心に甚大な被害をもたらした能登半島地震から1ヵ月余り。被災地では道路、電力、通信などインフラの復旧が進む一方、依然として多くの人が過酷な避難生活を強いられている。SSの中にも被害が大きく、いまなお営業が再開できないところもある。そうした中、スタッフのけがや設備の損傷を乗り越え、「満身創痍(そうい)」となりながらも、燃料供給で復旧、復興に貢献しているSSがある。

能登半島地震から1ヵ月

車中泊、痛み堪え対応

満身創痍、も
供給奮闘

ひび割れができたSSで緊急車中に給油する徳間専務

石川県穴水町の森本

石油(ENEOS系)は元日は休業日だった。従業員の手頭(ちかみ)公二郎さんは、自宅で激しい揺れに見舞われ、倒れてきた冷蔵庫の下敷きになった。どうにかはい出した直後に次の大きな揺れ。「あと少し遅ければ助からなかった」と振り返る。

体中が痛んだが、自宅が被災した森本敬一社長が、腰などを強打

しながらも事務所に泊まり込むことを知り出勤。心配して駆け付けた知人らの協力で非常用発電機を動かし、地震発生翌日には2人で店を開け、殺到する車に対応した。

「最初は1人10時、2千円限定で給油をしたが、お客さんもパニック状態で言い争いが起きた。痛む体で交通整理をしながら給油をするのは本当に大変だった」と千頭さん。被災後は車中泊でエコノミークラス症候群も発症、治療を受けながら仕事を続ける。

七尾市の今村石油(ENEOS系)は4日に営業を再開。地震発生時、自宅前の道路にいた徳間政則専務はあまりの揺れに立っていることができず、とめていた車につかまろうとした。ところが、車は大きく弾んでわき腹を直撃、あばら骨にひびが入った。「これでもかというほど揺さぶられた。生きた心地がしなかった」。

徳間専務はじめ、従業員5人の自宅はいずれも損傷、危険度が最も高いと判定され「赤紙」が貼られた。全員、避難所で寝泊まりしながら仕事をこなす。徳間専務もわき腹の痛みをこらえながら、全国から応援に駆け付けた緊急車両への給油に追われていた。

富山 災害派遣海自船艇に燃料給油

富山石商(島竜彦理事長)は、能登半島地震の被災地支援にあたる海上自衛隊舞鶴地方総監部の船艇に、災害協定に基づく燃料給油を実施した。



富山石商(島竜彦理事長)は、能登半島地震の被災地支援にあたる海上自衛隊舞鶴地方総監部の船艇に、災害協定に基づく燃料給油を実施した。

富山石商(島竜彦理事長)は、能登半島地震の被災地支援にあたる海上自衛隊舞鶴地方総監部の船艇に、災害協定に基づく燃料給油を実施した。

中核SS

◆消防車両や警察車両などの緊急車両に対して燃料供給を継続（株）舞谷商店/ニュー穴水給油所（中核SS）：ENEOS系



大阪府から災害応援に来ている消防車両に給油
(2024. 1. 2撮影/(株)舞谷商店提供)



警察車両に給油 (2024. 1. 3撮影/(株)舞谷商店提供)

施設への配送



珠洲市 あみだ湯への納入 (銚越後石油提供)

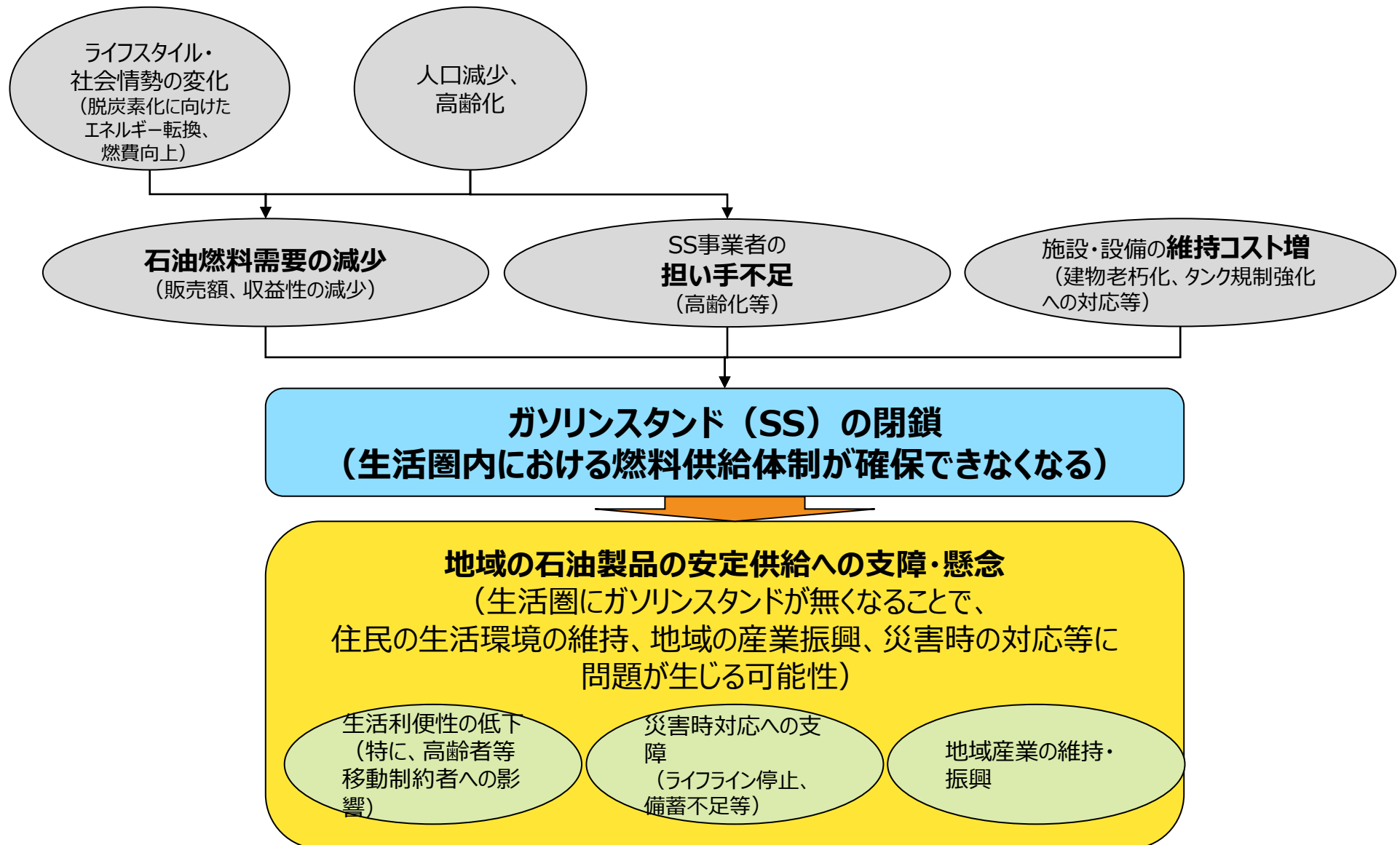
SS+ 配送センター

◆配送センターが隣接したSSが緊急指定車両に対して燃料供給を継続



協和石油販売(株)珠洲SS全景
(2024. 1. 6撮影/伊藤忠エネクス(株)提供)

2.SS過疎地の概要



○SS過疎地に関する実態調査（平成22年度～）

- ・SS過疎地の現状、自治体や過疎地SSの取り組み状況や意向等について継続的に把握

○SS過疎地対策協議会（平成27年度～平成29年度）、SS過疎地研究会（令和3年度）の開催

- ・関係団体（石油業界、行政等）におけるSS過疎地対策の取組の情報共有や対応メニューの検討

○「SS過疎地対策ハンドブック」の作成・公表（平成28年度、最新改訂令和5年5月）

- ・SS過疎地対策協議会での検討を踏まえ、平成28年度に「SS過疎地対策ハンドブック」を作成・公表（以降、適宜改訂し、SS過疎地等のデータや支援施策情報等を更新）
- ・現在、令和5年5月改訂版が最新版として公開

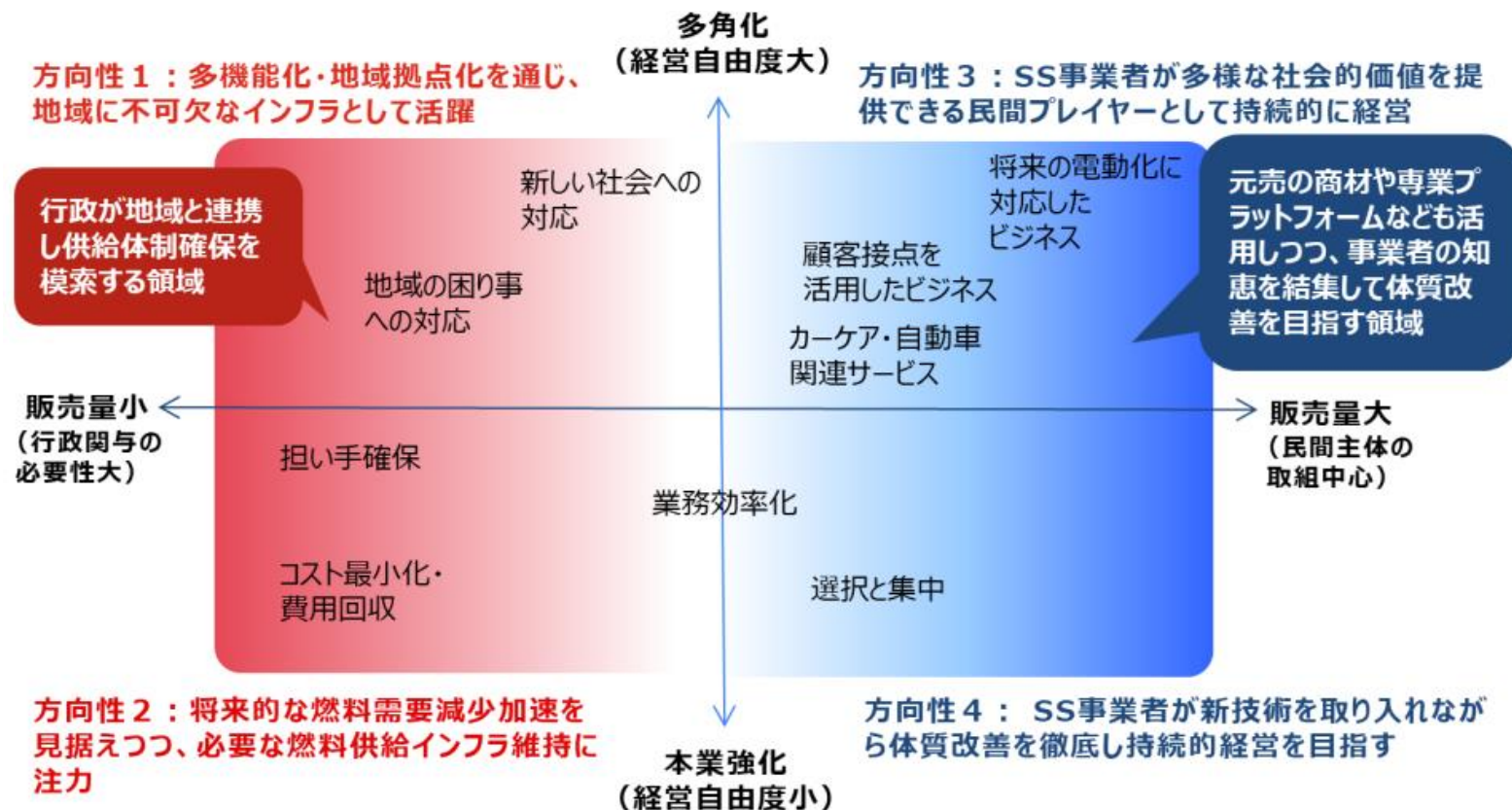
SS 過疎地対策ハンドブック

令和 5 年 5 月

目次

はじめに	1
1. SS 過疎地の現状	3
(1) 石油製品販売業を取り巻く現状	3
(2) SS 過疎地について	4
(3) 道路距離に応じた SS 過疎地	6
2. SS 過疎地における事業の方向性	8
(1) SS の今後の方向性について	8
(2) SS の取組メニュー	10
3. 地域における SS 過疎地対策の「4 段階のプロセス」	15
(1) SS 事業者	15
(2) 行政	16
(3) 地域の住民	23
4. 取組事例	27
5. 基礎情報・支援ツール	41
(1) SS 運営に係る想定されるコストの試算	41
(2) 政府による支援について	43
(3) 最近の SS に関する規制緩和等の状況について	51
(4) 地方創生を巡る動き	54
(5) 石油業界関係事業者の取組	55
(6) 相談窓口	57

SS過疎地対策ハンドブックに示されている、SS経営改善の方向性



資源エネルギー庁では、毎年度末時点の市町村内SS数から、SS過疎地等を公表しています。

○市町村内のSS数が3か所以下の市町村（SS過疎地自治体）

- 市町村内の SS 数が 3 以下の自治体を「SS 過疎地」とし、平成 24 年度末時点から 該当市町村を公表

○最寄SSまでの道路距離が15km以上の地域

- 市町村合併等に伴い、市町村が広域化する中において、現在の市町村内では SS 数が 4 以上であったとしても、旧市町村単位などでみた場合、石油製品の供給に支障が生じている地域が存在する場合がある。
- そこで、居住地から最寄り SS までの距離が 15km 以上離れている地域がある市町村についても抽出し、公表

⇒「SS過疎地等」においては、対策計画の策定や計画に基づく設備整備への支援の対象となります

※資源エネルギー庁が公表している「SS過疎地」は、機械的に SS 数が 3 以下の自治体としているため、当面は問題のない市町村（例えば、SS が多数ある市町村に隣接している、主要国道があり近隣市町村の SS に容易にアクセスできる等）も一部含まれる。

👉「過疎地域」と「SS過疎地」

- 「過疎地域」…過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村（総務省所管）
※人口減少率等の人口要件、財政力指数等の財政力要件により、市町村ごとに判定
- 「SS過疎地等」…市町村内にSS数が3か所以下の市町村または居住地から最寄り SS までの距離が 15km 以上離れている地域がある市町村（エネ庁が公表）

※過疎地SSを対象とした補助事業等は、上記のいずれか、あるいは双方を地域要件にしている場合がありますので、補助金を活用する際は、地域要件について十分確認することが必要です。

令和5年3月末時点の「SS過疎地等」市町村

SSが3か所以下の市町村 (令和5年3月31日時点)

SS数が0箇所：8町村			
1 青森県 西目屋村	8 山口県 和木町		
2 富山県 舟橋村			
3 大府市 豊能町			
4 奈良県 三宅町			
5 奈良県 上牧町			
6 奈良県 北瀬村			
7 和歌山県 北山村			
SS数が1箇所：97町村			
1 北海道 木古内町	66 奈良県 明日香村		
2 北海道 ニセコ町	67 奈良県 王寺町		
3 北海道 泊村	68 奈良県 野田川村		
4 北海道 神恵内村	69 奈良県 上北山村		
5 北海道 赤井川村	70 奈良県 川上村		
6 北海道 上砂川町	71 奈良県 東吉野村		
7 北海道 月形町	72 和歌山県 美浜町		
8 北海道 秋分町	73 和歌山県 太地町		
9 北海道 北村町	74 和歌山県 古座川町		
10 北海道 北村町	75 鳥取県 知夫村		
11 北海道 菅沢子母村	76 岡山県 新庄村		
12 北海道 初山別荘村	77 岡山県 西条町		
13 青森県 蓮田町	78 山口県 阿蘇町		
14 青森県 田舎館村	79 徳島県 佐那河内村		
15 青森県 黒川町	80 高知県 田野町		
16 秋田県 大瀬村	81 高知県 北山村		
17 山形県 金山町	82 高知県 三原村		
18 福島県 楳枝村	83 高知県 三原村		
19 福島県 湯川村	84 福岡県 小竹町		
20 福島県 三島町	85 福岡県 赤井村		
21 福島県 昭和村	86 熊本県 水上村		
22 福島県 中野村	87 鹿児島県 西郷村		
23 群馬県 上野村	88 沖縄県 大宜味村		
24 群馬県 西野村	89 沖縄県 東村		
25 群馬県 高山村	90 沖縄県 嘉手納町		
26 群馬県 明和町	91 沖縄県 読谷村		
27 埼玉県 横瀬町	92 沖縄県 読谷村		
28 埼玉県 新井町	93 沖縄県 読谷村		
29 埼玉県 東秩父村	94 沖縄県 読谷村		
30 埼玉県 長井町	95 沖縄県 読谷村		
31 東京都 利島村	96 沖縄県 伊佐村		
32 東京都 都賀町	97 沖縄県 多良間村		
33 東京都 青ヶ島村			
SS数が2箇所：114市町村			
1 北海道 歌志内市	76 大府市 田尻町		
2 北海道 新藤村	77 大府市 太字町		
3 北海道 島村	78 大府市 河南町		
4 北海道 寿町	79 奈良県 明通町		
5 北海道 真狩村	80 奈良県 安堵町		
6 北海道 北村町	81 奈良県 下市町		
7 北海道 京福町	82 和歌山県 九度山町		
8 北海道 古平町	83 和歌山県 高野町		
9 北海道 浦臼町	84 鳥取県 若杉町		
10 北海道 沼田町	85 鳥取県 江府町		
11 北海道 横溝町	86 岡山県 赤義町		
12 北海道 横加内町	87 岡山県 久米南町		
13 北海道 吉前町	88 山口県 上関町		
14 北海道 横延町	89 徳島県 勝浦町		
15 北海道 津別町	90 徳島県 勝浦町		
16 北海道 小清水町	91 愛媛県 松野町		
17 北海道 道戸町	92 高知県 東洋町		
18 北海道 滝上町	93 高知県 赤平町		
19 北海道 西岡町	94 高知県 安田町		
20 北海道 新井町	95 高知県 高岡町		
21 北海道 鶴岡町	96 高知県 吉野村		
22 青森県 今別町	97 福岡県 速見町		
23 青森県 佐井村	98 福岡県 鞍手町		
24 岩手県 七戸町	99 福岡県 東峰村		
25 宮城県 七ヶ岡町	100 福岡県 糸田町		
26 秋田県 上小阿仁村	101 福岡県 大任町		
27 秋田県 東成村	102 福岡県 吉富町		
28 山形県 西川町	103 佐賀県 日野町		
29 山形県 舟形町	104 佐賀県 大町町		
30 福島県 鮎川村	105 熊本県 五木村		
31 福島県 玉川村	106 熊本県 五木村		
32 福島県 湯川町	107 大分県 姫島村		
33 福島県 横山町	108 大分県 西郷村		
34 福島県 川内町	109 宮崎県 諸勝村		
35 福島県 龍田町	110 鹿児島県 宇和村		
36 群馬県 下仁田町	111 沖縄県 西郷村		
37 群馬県 草津町	112 沖縄県 読谷村		
38 群馬県 川場村	113 沖縄県 伊平屋村		
39 群馬県 千代田町	114 沖縄県 久米島町		
40 埼玉県 越前町			
41 埼玉県 熊谷町			
42 千葉県 神崎町			
43 千葉県 一宮町			
44 山形県 鮎川村	115 佐賀県 西郷村		
45 山形県 三川町	120 佐賀県 玄倉町		
46 福島県 桑折町	121 佐賀県 江津町		
47 福島県 磐梯町	122 長崎県 東彼杵町		
48 福島県 相模町	123 長崎県 小島町		
49 東京都 奥多摩町	124 熊本県 小国町		
50 東京都 神奈川町	125 熊本県 鹿山町		
51 石川県 川北町	126 熊本県 西原村		
52 石川県 宝達志水町	127 熊本県 津奈木町		
53 埼玉県 池田町	128 熊本県 池田町		
54 山梨県 早川町	129 熊本県 山北町		
55 山梨県 道志町	130 熊本県 球磨村		
56 山梨県 丹波山町	131 宮崎県 綾町		
57 長野県 南相模村	132 宮崎県 木崎町		
58 長野県 青木村	133 宮崎県 椎葉村		
59 長野県 飯岡町	134 鹿児島県 十勝村		
60 長野県 下條村	135 鹿児島県 大村町		
61 長野県 大蔵村	136 沖縄県 喜野村		
62 長野県 生坂村	137 沖縄県 金武町		
63 長野県 山形村	138 沖縄県 伊江村		
64 長野県 高山村	139 沖縄県 与那原町		
65 長野県 木島平町			
66 長野県 小川村			
67 長野県 富加町			
68 岐阜県 東白川村			
69 京都府 井手町			
70 京都府 南山城村			
71 大阪府 島本町			
72 大阪府 藤井町			
73 大阪府 三郷町			
74 奈良県 磯村			
75 奈良県 高市町			

最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリアが所在している市町村 (令和4年3月31日時点)

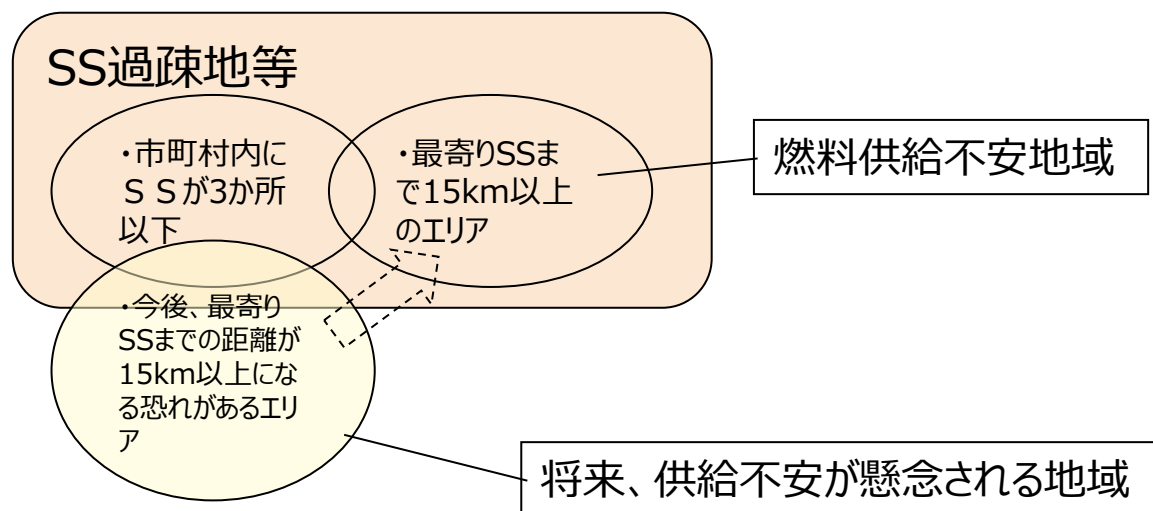
(282市町村、赤字はSS過疎地。括弧内の数字は市町村内のSS数)

1 北海道 旭川市 (79)	76 青森県 青森市 (73)	151 山梨県 南都町 (6)	226 徳島県 垂井町 (11)
2 北海道 網走市 (57)	77 青森県 黒石市 (13)	152 長野県 長野市 (107)	227 香川県 まんの町 (9)
3 北海道 紋別市 (24)	78 青森県 七戸市 (24)	153 長野県 松本市 (29)	228 愛媛県 宇和島市 (43)
4 北海道 釧路市 (9)	79 青森県 佐井村 (2)	154 長野県 西条市 (43)	229 愛媛県 西条市 (45)
5 北海道 紋別市 (15)	80 岩手県 盛岡市 (57)	155 長野県 伊那市 (25)	230 愛媛県 大洲市 (22)
6 北海道 大館市 (11)	81 岩手県 盛岡市 (26)	156 長野県 大町市 (10)	231 愛媛県 西園中央市 (32)
7 北海道 網走市 (17)	82 岩手県 花巻市 (35)	157 長野県 佐久市 (45)	232 愛媛県 西予市 (26)
8 北海道 深川市 (12)	83 岩手県 北上市 (23)	158 長野県 安曇野市 (35)	233 愛媛県 久万高町 (13)
9 北海道 伊達市 (14)	84 岩手県 久慈市 (16)	159 長野県 佐久穂町 (7)	234 愛媛県 内子町 (10)
10 北海道 石狩市 (27)	85 岩手県 一関市 (48)	160 長野県 富士見町 (9)	235 愛媛県 愛南町 (14)
11 北海道 旭川市 (7)	86 岩手県 陸前高田市 (8)	161 長野県 大館市 (1)	236 高知県 宮川町 (9)
12 北海道 八雲町 (11)	87 岩手県 美田町 (11)	162 長野県 赤松町 (1)	237 高知県 安芸市 (10)
13 北海道 長岡市 (6)	88 岩手県 常呂町 (7)	163 長野県 高山町 (1)	238 高知県 南国市 (26)
14 北海道 上野市 (4)	89 岩手県 盛岡市 (5)	164 長野県 山ノ内町 (8)	239 高知県 山内町 (7)
15 北海道 厚沢町 (3)	90 岩手県 盛岡市 (8)	165 岐阜県 高山市 (52)	240 高知県 四万十市 (23)
16 北海道 今金町 (4)	91 岩手県 佐田町 (2)	166 岐阜県 関市 (35)	241 高知県 高知市 (14)
17 北海道 盛岡市 (8)	92 岩手県 大館町 (5)	167 岐阜県 中津川市 (32)	242 高知県 香南市 (8)
18 北海道 盛岡市 (4)	93 岩手県 飛騨市 (10)	168 岐阜県 飛騨市 (15)	243 高知県 北山村 (1)
19 北海道 共和町 (7)	94 宮城県 仙台市 (182)	169 岐阜県 本巣市 (11)	244 高知県 大豊町 (4)
20 北海道 赤井川町 (1)	95 宮城県 東原市 (32)	170 岐阜県 下呂市 (26)	245 高知県 いの町 (14)
21 北海道 新十津川町 (3)	96 秋田県 秋田市 (76)	171 静岡県 静岡市 (136)	246 高知県 越前町 (3)
22 北海道 愛別町 (3)	97 秋田県 雄物町 (29)	172 静岡県 浜松市 (168)	247 高知県 津野町 (5)
23 北海道 上川町 (4)	98 秋田県 大館市 (39)	173 静岡県 島田市 (29)	248 高知県 四万十市 (19)
24 北海道 室蘭市 (3)	99 秋田県 湯沢市 (21)	174 静岡県 掛川市 (34)	249 高知県 高知市 (6)
25 北海道 新井町 (11)	100 秋田県 雄物町 (14)	175 静岡県 静岡市 (10)	250 福岡県 豊上町 (4)
26 北海道 上富良野町 (3)	101 秋田県 仙北市 (19)	176 静岡県 西伊豆町 (3)	251 福岡県 対馬市 (32)
27 北海道 秋田町 (3)	102 秋田県 小川町 (3)	177 静岡県 川根町 (2)	252 福岡県 五島市 (30)
28 北海道 美深町 (4)	103 秋田県 五木町 (7)	178 静岡県 森町 (7)	253 福岡県 新上五島町 (18)
29 北海道 室蘭市 (3)	104 秋田県 東成村 (2)	179 愛知県 豊田町 (89)	254 熊本県 八代市 (48)
30 北海道 網走市 (2)	105 山形県 米沢市 (32)	180 愛知県 新城市 (15)	255 熊本県 人吉市 (14)
31 北海道 増毛町 (7)	106 山形県 西川町 (2)	181 愛知県 稲沢市 (4)	256 熊本県 北山村 (14)
32 北海道 大館市 (3)	107 山形県 大町市 (5)	182 三重県 津市 (77)	257 熊本県 水上村 (1)
33 北海道 網走市 (7)	108 山形県 川西町 (9)	183 三重県 大台町 (6)	258 熊本県 五木村 (2)
34 北海道 利根町 (1)	109 山形県 小国町 (6)	184 三重県 長良町 (36)	259 熊本県 埴田町 (3)
35 北海道 利根町 (3)	110 山形県 鶴岡市 (88)	185 三重県 桑名市 (22)	260 大分県 中津市 (26)
36 北海道 利根町 (11)	111 山形県 鶴岡市 (113)	186 三重県 桑名市 (25)	261 大分県 中津市 (29)
37 北海道 利根町 (3)	112 福島県 喜望峯町 (20)	187 京都府 京都市 (147)	262 大分県 佐伯市 (40)
38 北海道 利根町 (3)	113 福島県 鶴岡市 (1)	188 京都府 舞鶴市 (25)	263 大分県 豊後大野市 (23)
39 北海道 利根町 (3)	114 福島県 鶴岡市 (3)	189 京都府 南丹市 (14)	264 宮崎県 延岡市 (42)
40 北海道 利根町 (5)	115 茨城県 高萩市 (5)	190 兵庫県 六甲市 (24)	265 宮崎県 日南市 (28)
41 北海道 利根町 (2)	116 栃木県 鹿沼市 (36)	191 奈良県 五條市 (7)	266 宮崎県 小林市 (33)
42 北海道 利根町 (11)	117 栃木県 日光市 (44)	192 奈良県 十津川市 (5)	267 宮崎県 串間市 (13)
43 北海道 利根町 (2)	118 栃木県 塩谷町 (6)	193 奈良県 上北山村 (1)	268 宮崎県 串間市 (14)
44 北海道 利根町 (8)	119 群馬県 前橋市 (83)	194 奈良県 川上村 (1)	269 宮崎県 西米良村 (2)
45 北海道 利根町 (2)	120 群馬県 桐生市 (24)	195 和歌山県 田辺市 (46)	270 宮崎県 木崎町 (3)
46 北海道 利根町 (18)	121 群馬県 沼田町 (25)	196 和歌山県 新宮市 (47)	271 宮崎県 諸勝村 (2)
47 北海道 利根町 (2)	122 群馬県 利根町 (2)	197 和歌山県 新宮市 (2)	272 宮崎県 榑木村 (3)
48 北海道 利根町 (4)	123 群馬県 片品村 (6)	198 和歌山県 白河町 (10)	273 宮崎県 豊後町 (8)
49 北海道 利根町 (2)	124 埼玉県 熊谷市 (19)	199 和歌山県 那賀郡高野町 (7)	274 宮崎県 日之影町 (6)
50 北海道 利根町 (5)	125 埼玉県 小野町 (4)	200 和歌山県 古座川町 (1)	275 鹿児島県 出水市 (25)
51 北海道 利根町 (3)	126 東京都 横濱市 (2)	201 鳥取県 鳥取市 (59)	276 鹿児島県 薩摩川内市 (53)
52 北海道 利根町 (2)	127 東京都 奥多摩町 (2)	202 鳥取県 倉吉市 (24)	277 鹿児島県 伊佐市 (14)
53 北海道 利根町 (7)	128 新潟県 柏崎町 (27)	203 鳥取県 八束町 (5)	278 鹿児島県 南大沢町 (6)
54 北海道 利根町 (12)	129 新潟県 新潟市 (36)	204 鳥取県 三朝町 (3)	279 鹿児島県 肝付町 (9)
55 北海道 利根町 (5)	130 新潟県 村上市 (38)	205 鳥取県 津和野町 (29)	280 鹿児島県 宇佐市 (2)
56 北海道 利根町 (4)	131 新潟県 糸魚川市 (20)	206 鳥取県 益田市 (23)	281 鹿児島県 瀬戸内町 (11)
57 北海道 利根町 (5)	132 新潟県 新潟市 (19)	207 鳥取県 安来市 (45)	282 沖縄県 那覇市 (2)
58 北海道 利根町 (6)	133 新潟県 新潟市 (7)	208 鳥取県 津和野町 (4)	
59 北海道 利根町 (4)	134 新潟県 新潟市 (127)	209 鳥取県 西条町 (7)	
60 東京都 小金井市	135 鹿児島県 大村町	210 岡山県 備前市 (13)	
61 東京都 日之出町	136 岡山県 上山市 (8)	211 岡山県 瀬野町 (16)	
62 東京都 新島町	137 岡山県 立山町 (10)	212 広島県 広島市 (182)	
63 東京都 小笠原村	138 岡山県 朝日町 (4)	213 広島県 三次市 (32)	
64 神奈川県 逗子市	139 石川県 小松市 (30)	214 広島県 庄原市 (32)	
65 神奈川県 中井町	140 石川県 加賀市 (25)	215 広島県 神石高原市 (16)	
66 新潟県 出雲町	141 福井県 福井市 (76)	216 山口県 山口市 (52)	
67 新潟県 刈羽町	142 福井県 敦賀市 (21)	217 山口県 萩市 (20)	
68 新潟県 永平町	143 福井県 大野市 (12)	218 山口県 宇布川町 (43)	
69 福井県 美浜町	144 福井県 鯖江市 (6)	219 山口県 徳山市 (9)	
70 山梨県 忍野町	145 福井県 敦賀市 (13)	220 徳島県 阿南町 (31)	
71 山梨県 忍野町	146 山梨県 甲府市 (58)	221 徳島県 美馬市 (23)	
72 山梨県 忍野町	147 山梨県 山梨市 (16)	222 徳島県 三好市 (20)	
73 山梨県 忍野町	148 山梨県 南アルプス市 (30)	223 徳島県 那賀町 (11)	
74 山梨県 忍野町	149 山梨県 早川町 (2)	224 徳島県 海陽町 (7)	
75 山梨県 忍野町	150 山梨県 身延町 (9)	225 徳島県 土佐町 (7)	

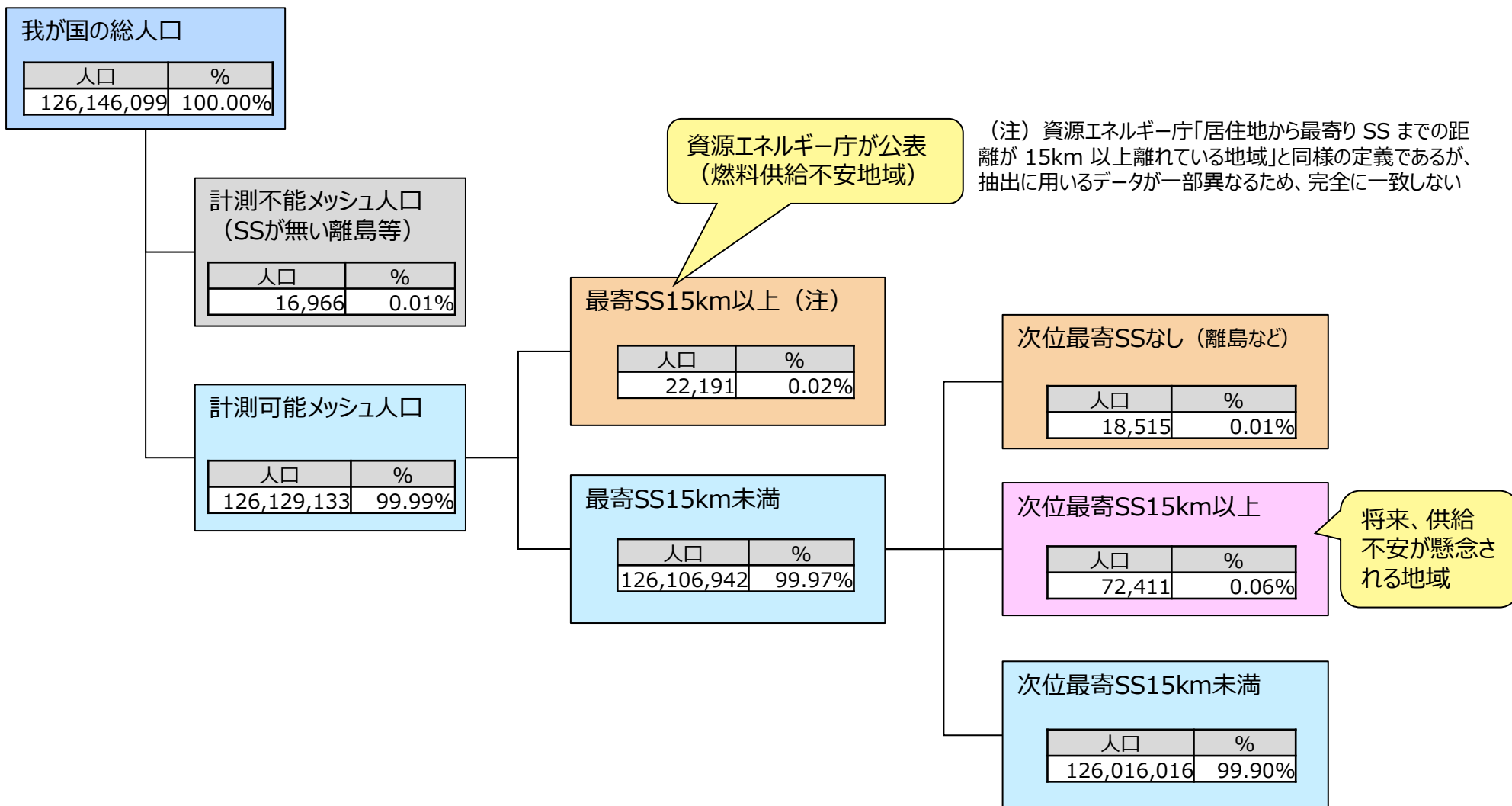
- 資源エネルギー庁では、SS過疎地等として、現在、最寄りSSまでの距離が遠いエリアを含む市町村を抽出・公開していますが、今後さらにSSの閉鎖等が進むことを想定すると、将来の燃料供給不安の懸念が生じる可能性がある地域を抽出することも必要といえます。
- このため、全石連では、「もし、現在最寄りのSSが閉鎖された場合、最寄りSSまでの道路距離が15km以上になるエリア」（燃料供給不安懸念地域＝SS過疎の予備軍的地域）を抽出しました。

※例えば、現在最寄りSSまでの距離が15km未満であるが、そのSSが仮に閉鎖となった場合、次に近いSS（現在の最寄りSSの次に最寄りのSS）までの距離が15km以上となる地域

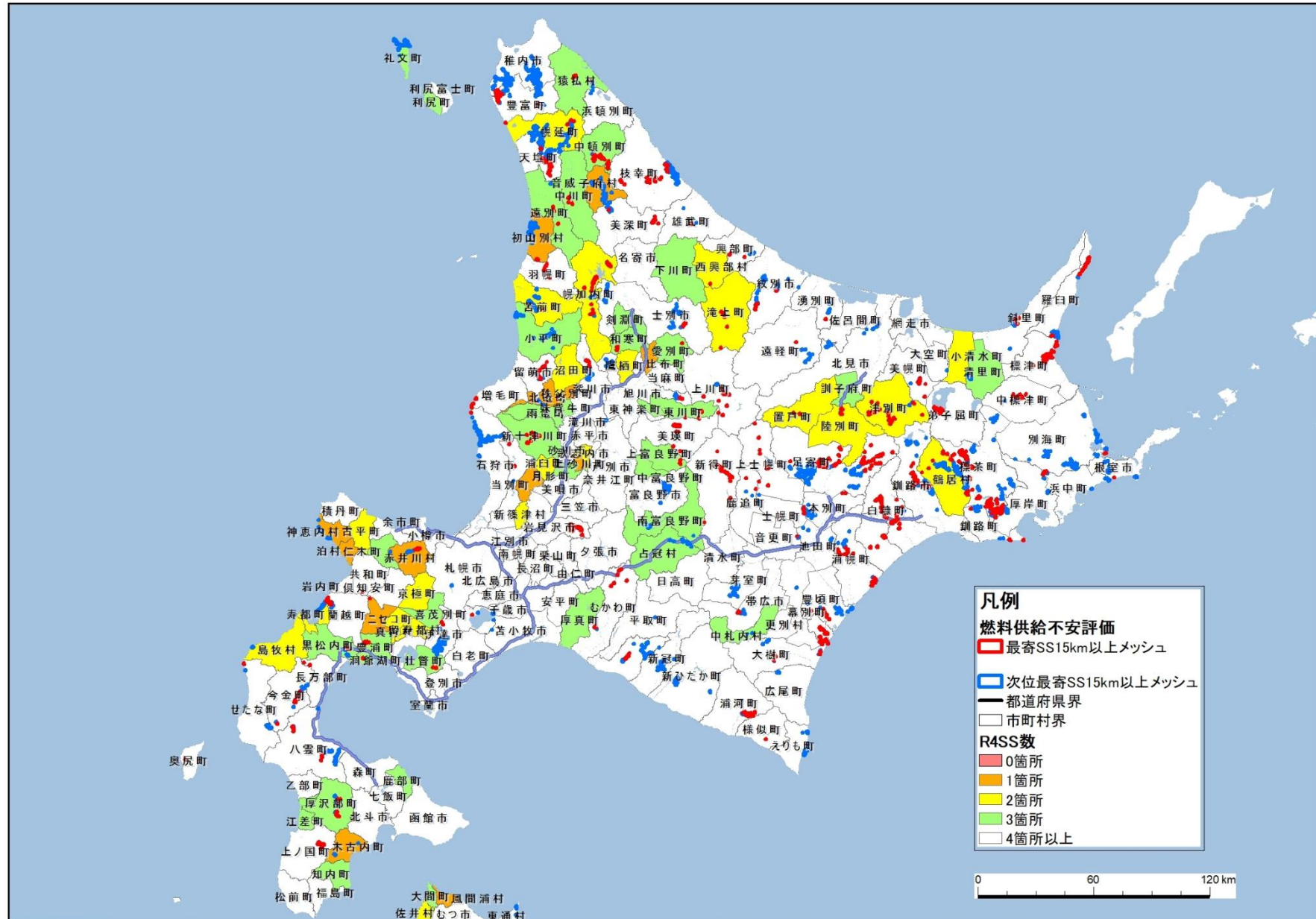
⇒燃料供給不安懸念地域の人口が多ければ、それだけSS閉鎖の影響が大きいということであり、今後、地域として燃料供給体制の維持のための取り組みが特に必要な地域であるといえます。

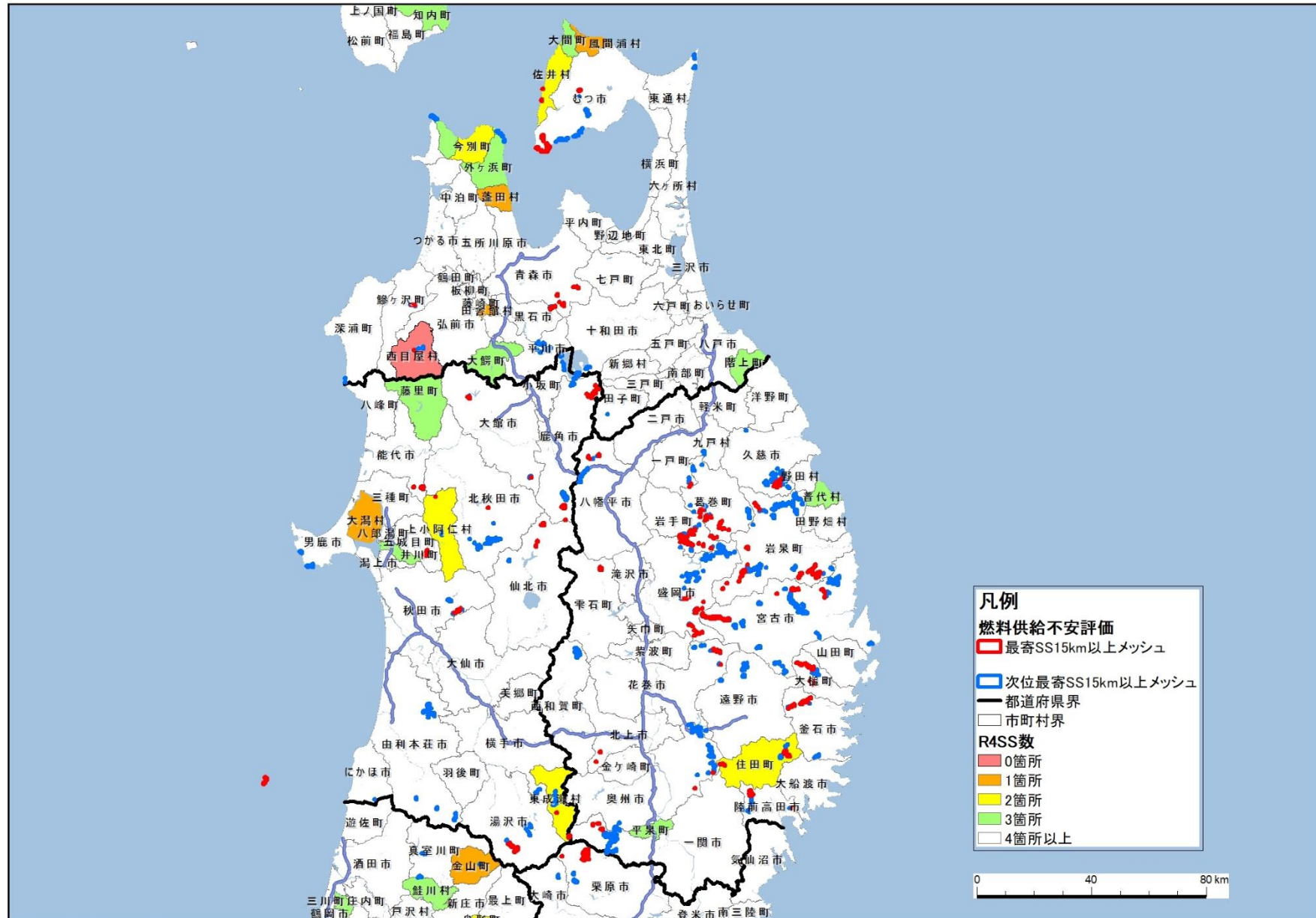


供給不安が懸念される地域（SS過疎の予備軍的地域）

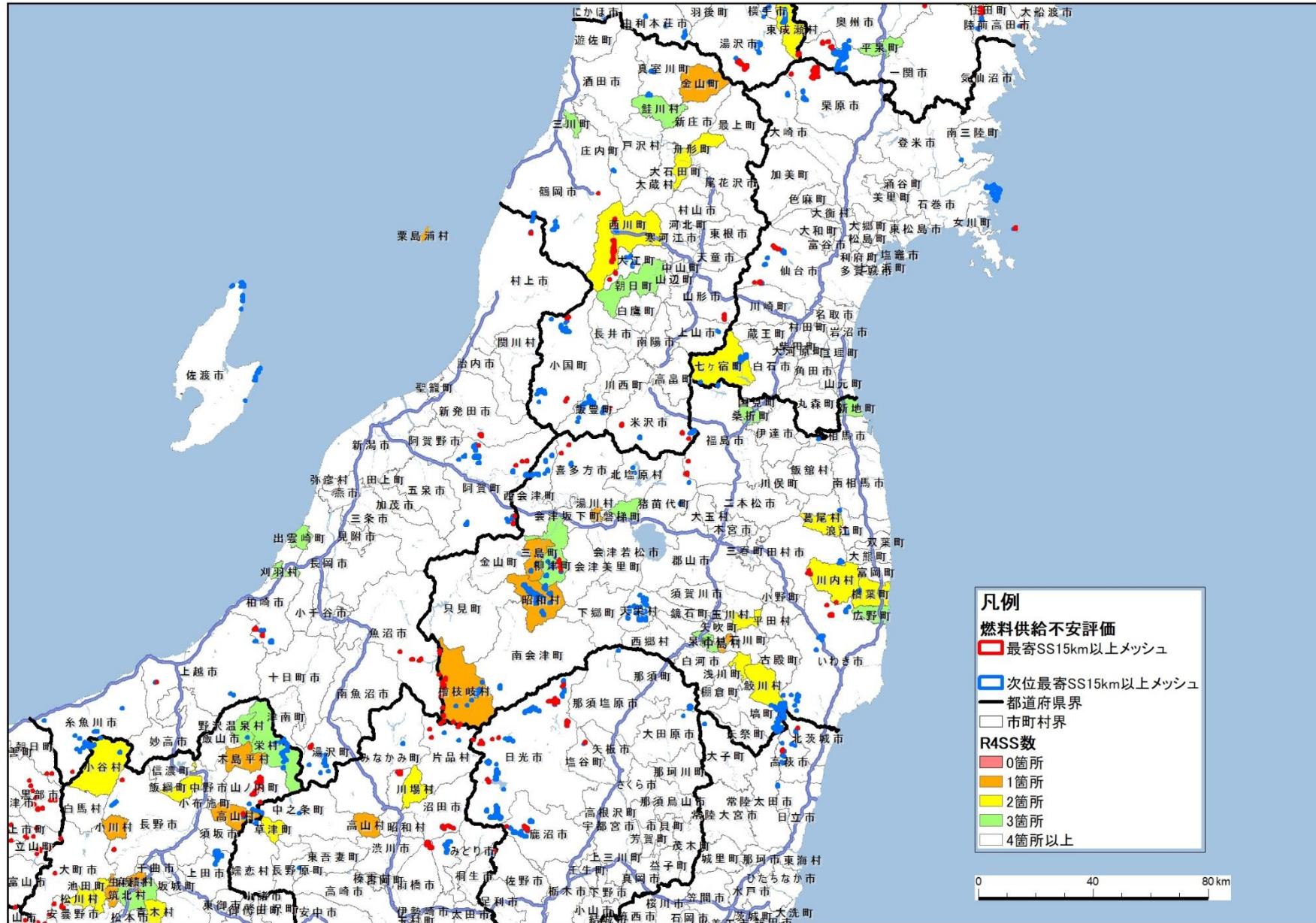


※500mメッシュ単位での集計による
※人口は全て2020年国勢調査メッシュ統計による

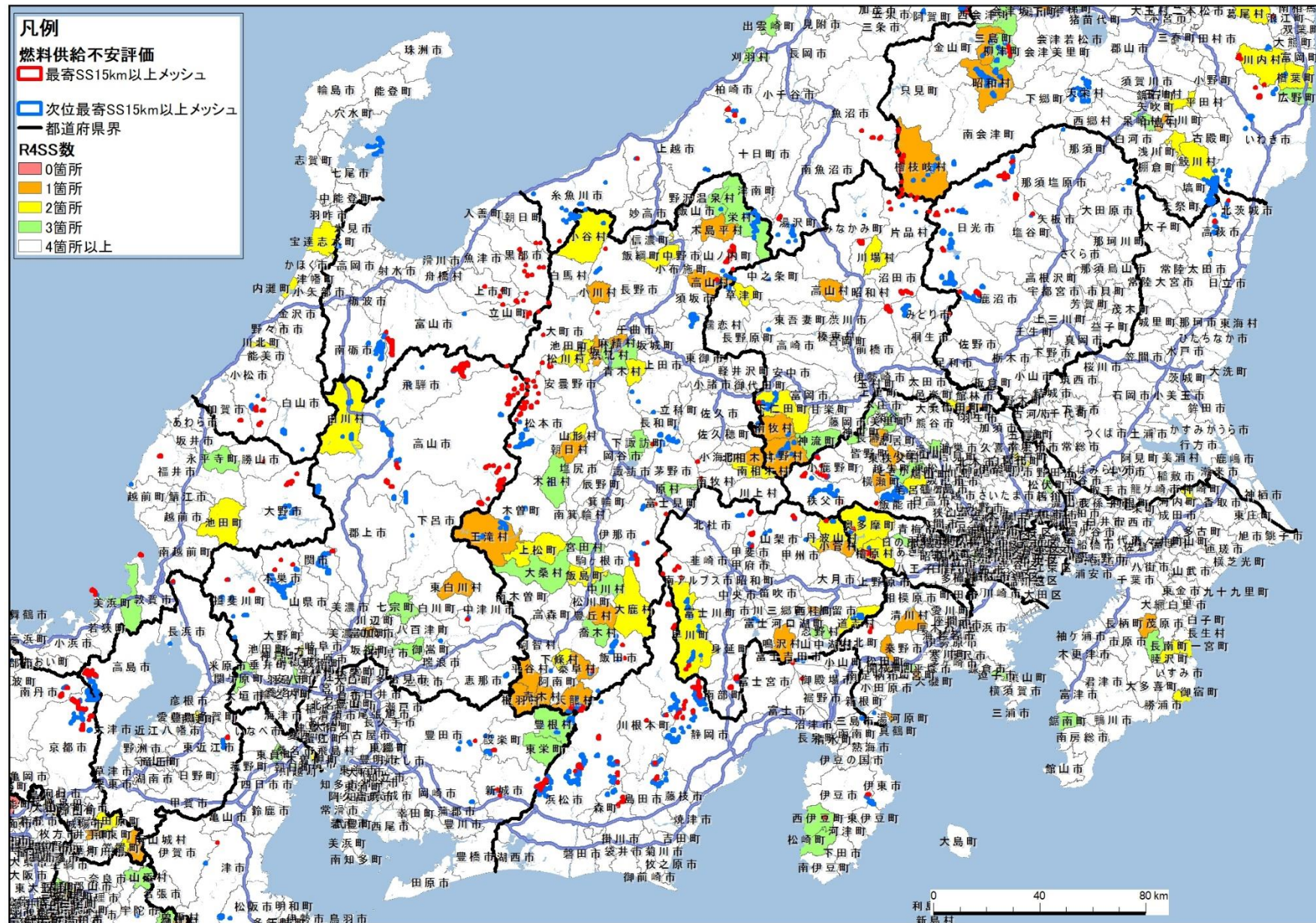




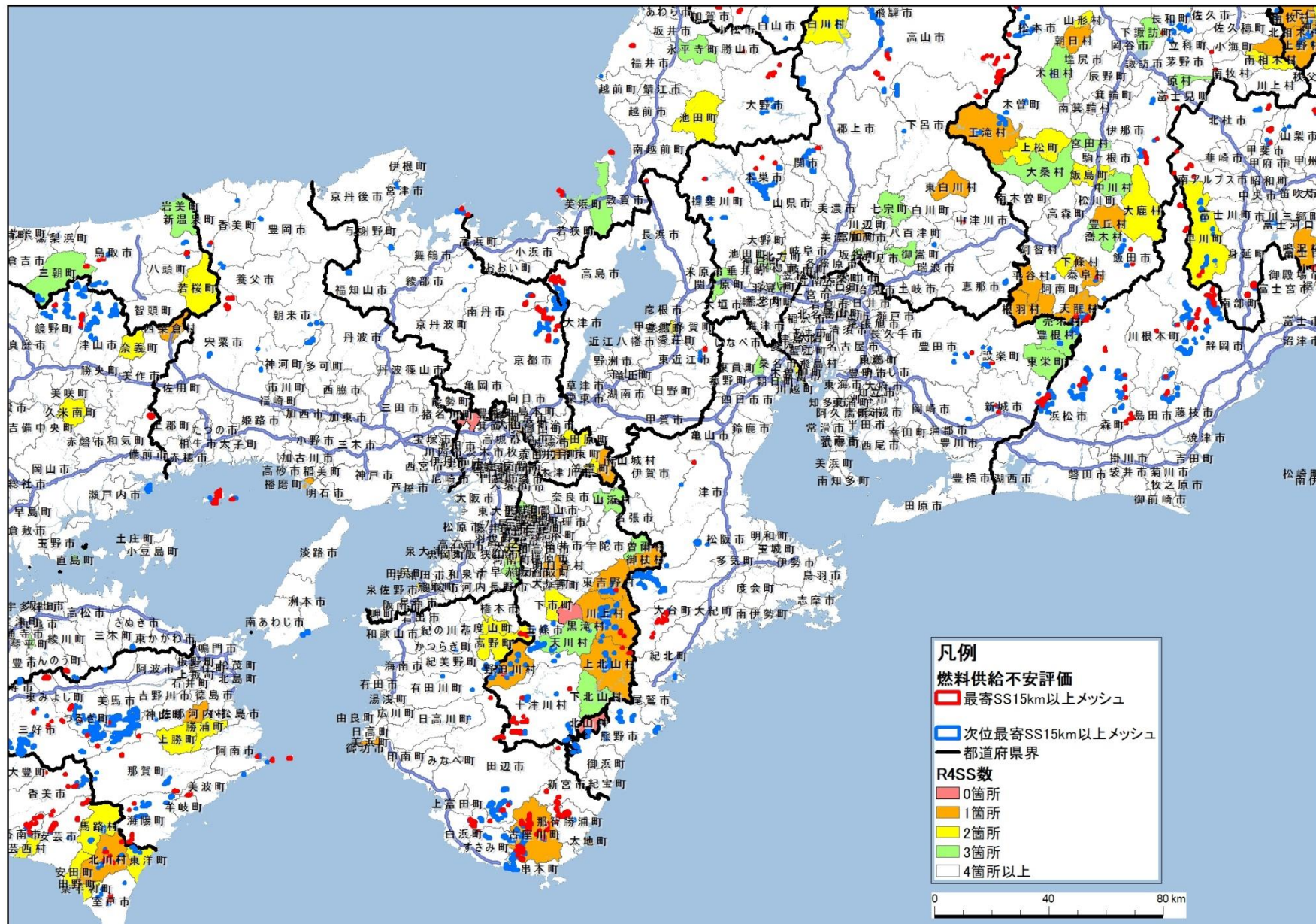
【参考】SS過疎地等（燃料供給不安地域）、燃料供給不安が懸念される地域



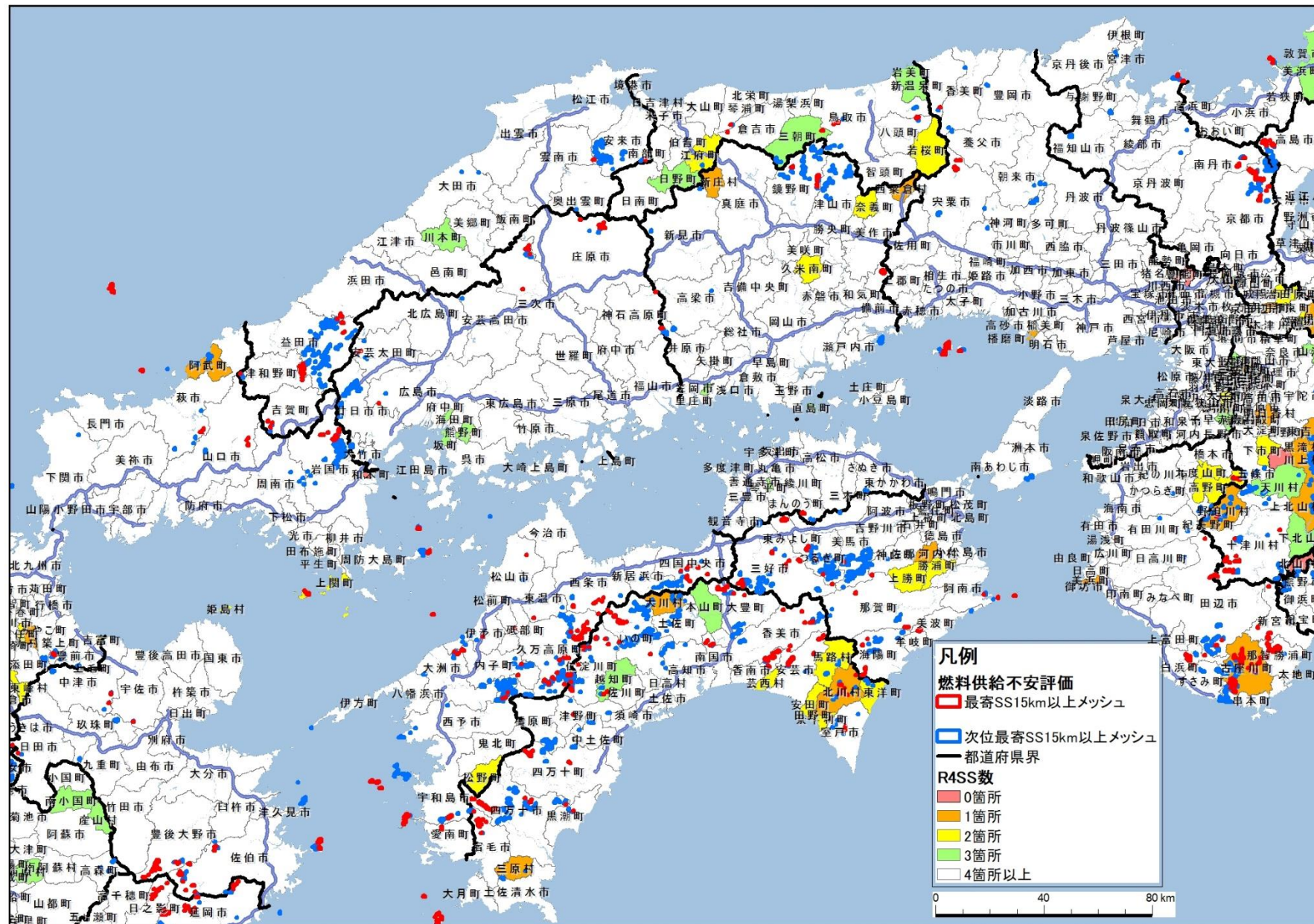
【参考】SS過疎地等（燃料供給不安地域）、燃料供給不安が懸念される地域

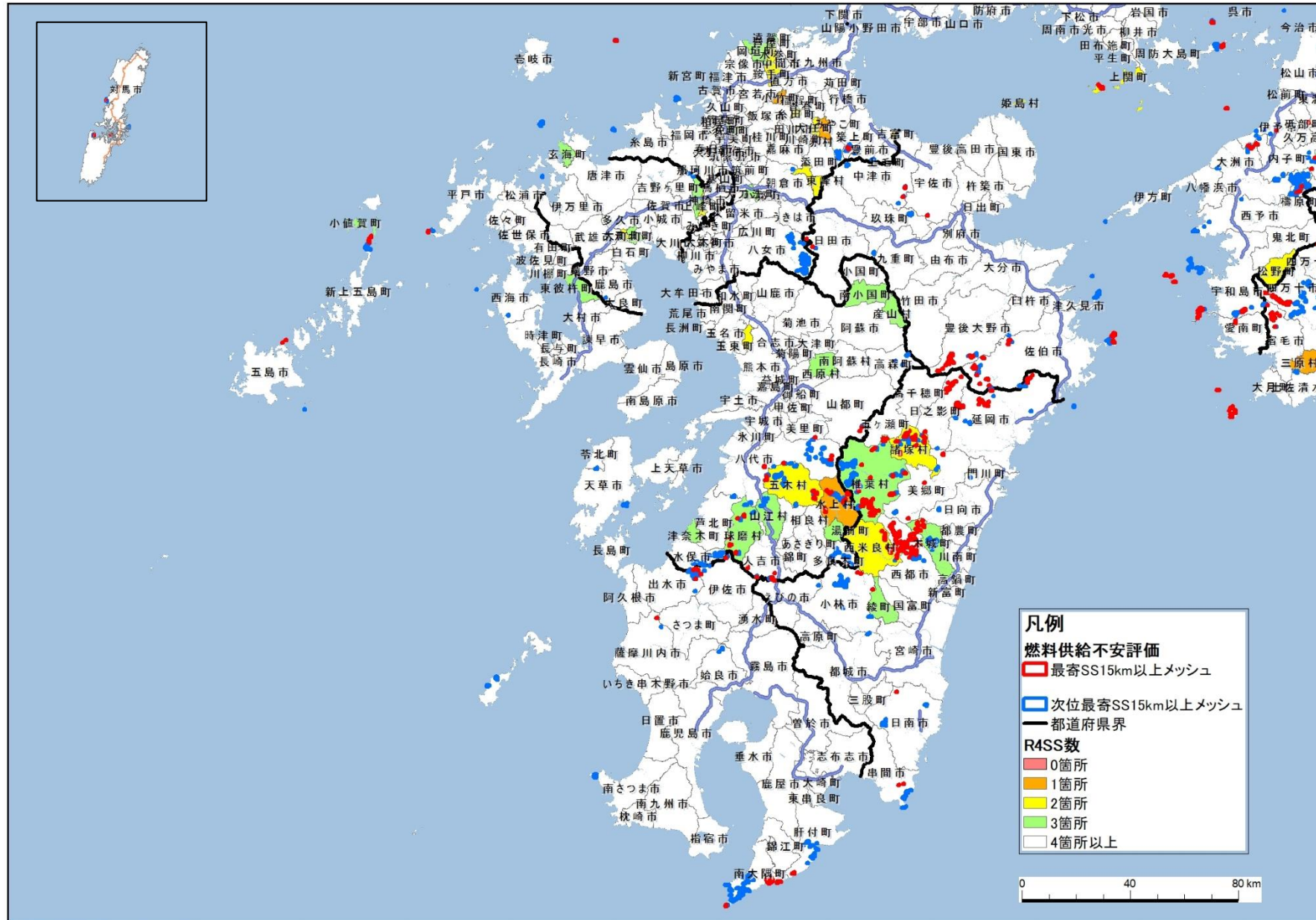


【参考】SS過疎地等（燃料供給不安地域）、燃料供給不安が懸念される地域

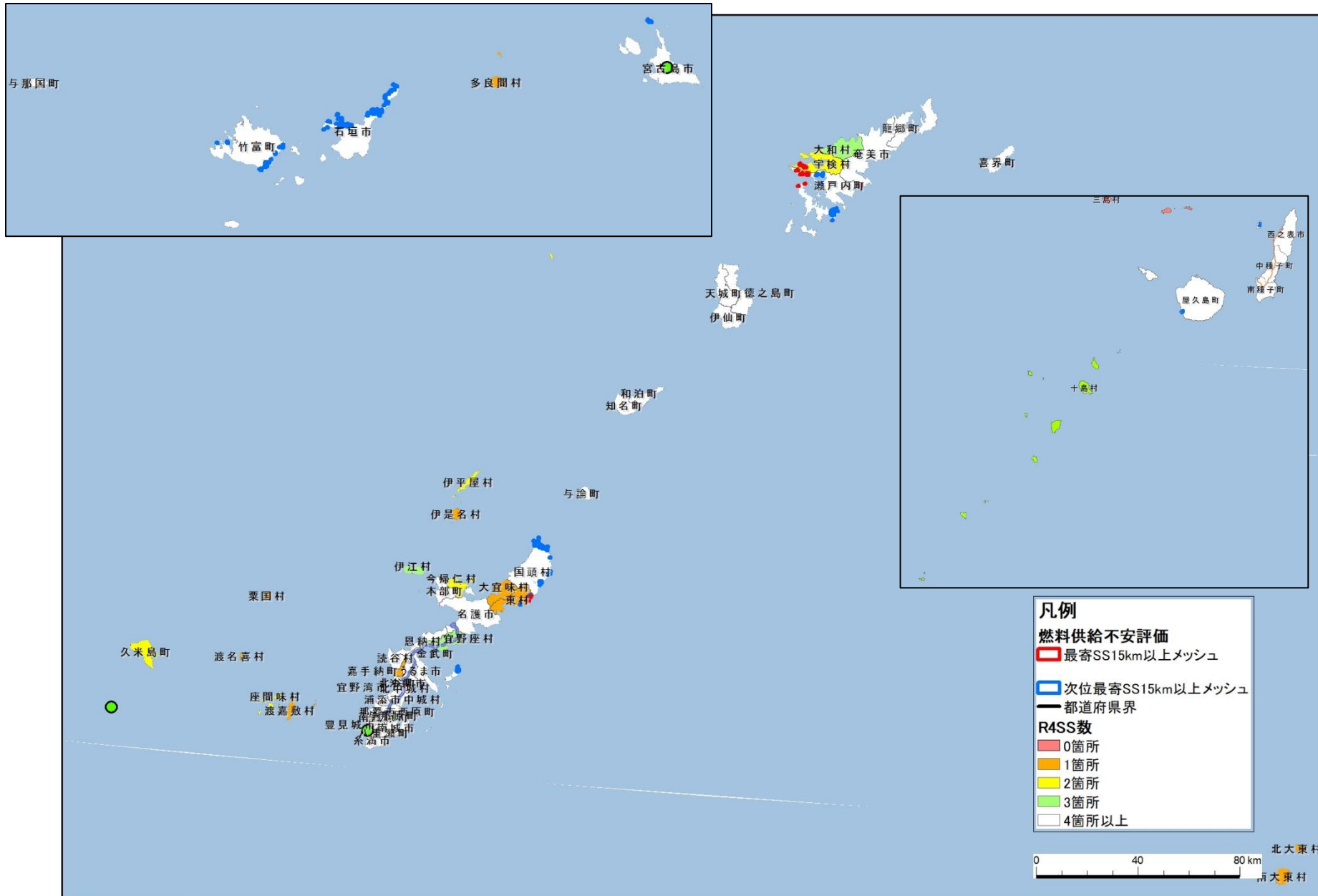


【参考】SS過疎地等（燃料供給不安地域）、燃料供給不安が懸念される地域





【参考】SS過疎地等（燃料供給不安地域）、燃料供給不安が懸念される地域



- ここまでの状況が示すように、今後も引き続き燃料需要の減少、人材の高齢化など、これらに伴う設備投資余力等の経営体力の低下など、過疎地SSを取り巻く状況はますます厳しくなることが想定されます。
- その一方で、地域の石油燃料の需要がある限り、地域の状況に応じた燃料供給体制の維持が必要であり、最悪の事態（突然の閉鎖により、生活の安全や安心が維持できなくなる等・・・）を避けるだけではなく、地域の振興・活性化の面でも、**SS事業者の経営努力の限界が来る前に、燃料供給体制の維持・確保に向けた対策を地域ぐるみで講じていくことが必要であるといえます。**

そのためには

- 将来の燃料需要、経営見通しを見据えつつ、必要に応じて事業者と行政とが連携し、地域における燃料供給体制維持に向けた対応を進めていくことが重要です。

＜燃料供給体制維持に向けた3つの方向性＞

1. SS事業者による経営改善（収益拡大、コスト削減） → 下記を参照ください
2. 地域との連携による経営改善（公的支援、地域ぐるみの支援等）
3. 地域による燃料供給体制維持（SSの公有化、地域住民による運営等）

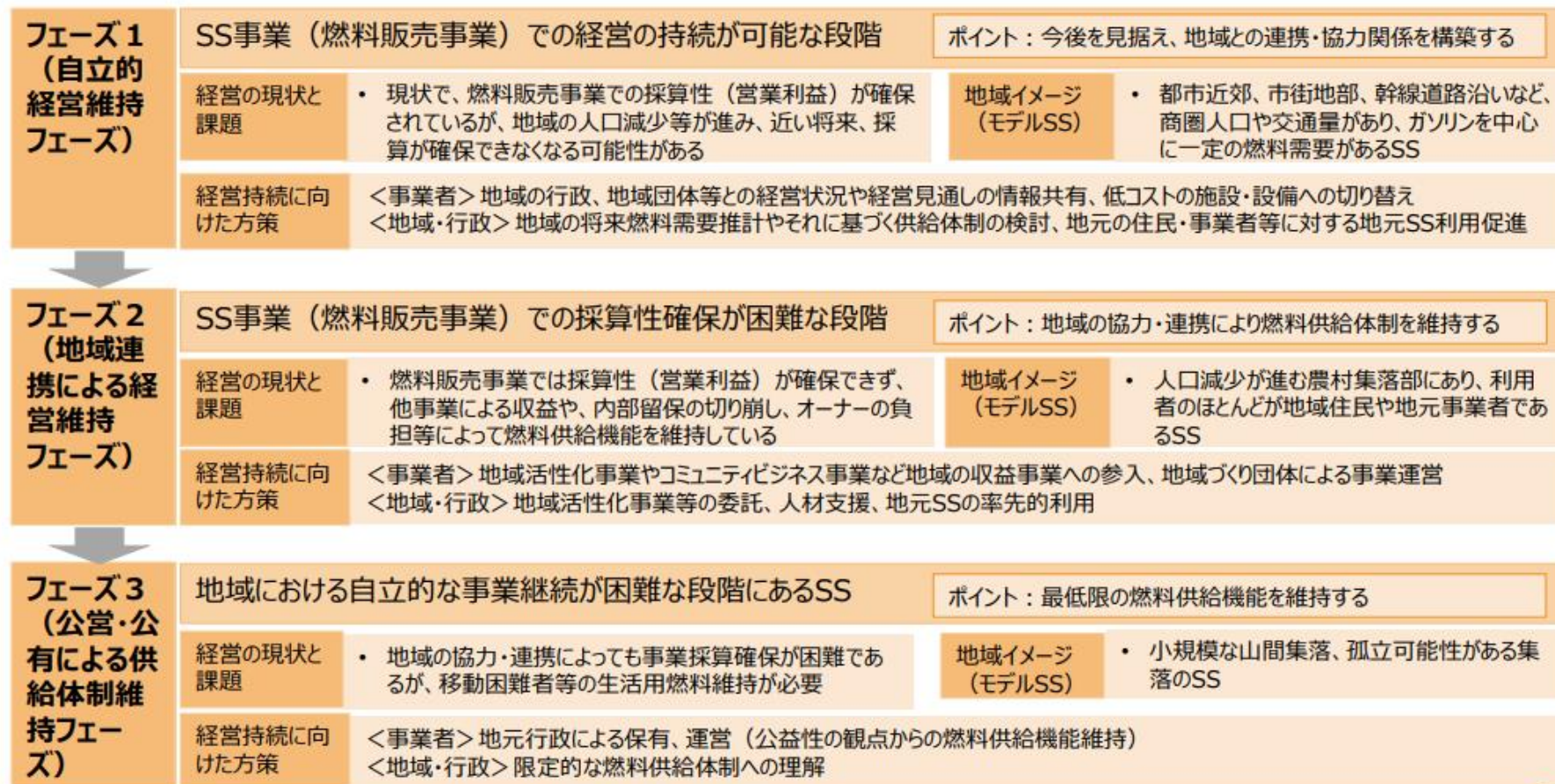
本研修の主な対象

※SS事業者による経営改善については、令和5年度次世代SS経営人材育成研修（モデルケース創出型）において、SS業全体に横展開可能なSSの経営課題に対応したモデル創出事例の紹介を行っています。（2024年1月17、18日に開催済 アーカイブ動画配信中）

全石連HP「石油広場」人材育成支援事業
次世代SS経営人材育成研修（モデルケース創出型）紹介ページ
URL : <https://www.zensekiren.or.jp/06contents03/01/05>

2024年1月18日開催 最終報告研修会「SSの未来をカタチにする」
研修録画 : <https://www.youtube.com/watch?v=uWTG0e0USrg>





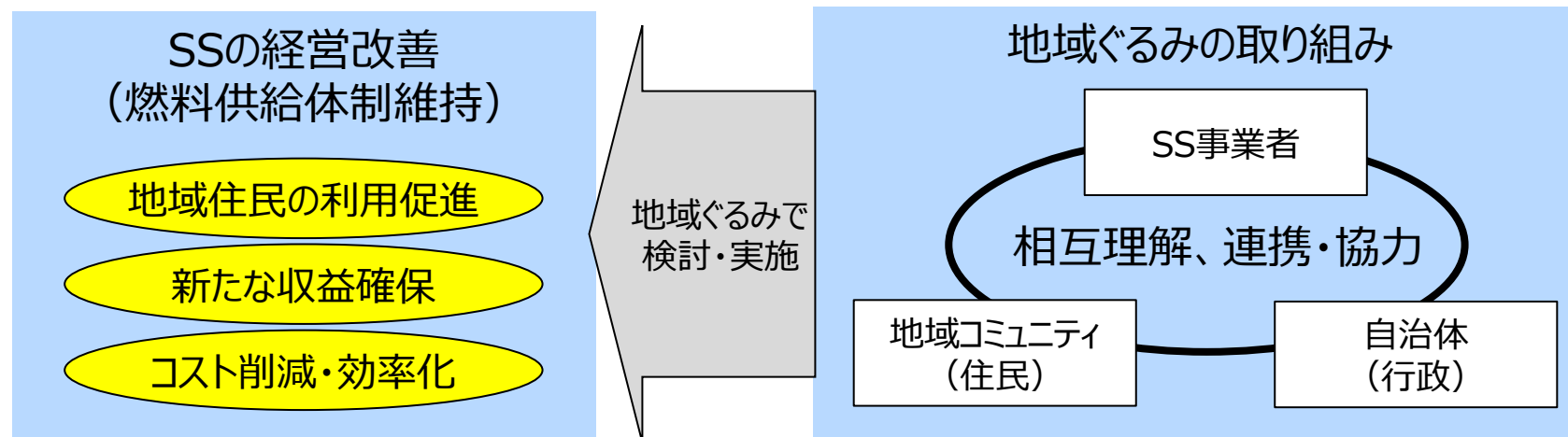
3.過疎地におけるSSの経営改善・事業再構築（燃料供給体制の維持）に向けて

○過疎地SSの経営改善の前提

- 過疎地では、燃料販売量が減少する中でも、個々のSSは既に様々な経営努力を行っている状況であり、**SS事業者だけの経営改善（コスト削減、設備投資等）には限界も近いのが現状**
- 今後、さらに販売量が減少する中で、「地域の石油製品の供給を担う重要かつ不可欠な社会インフラ」としてSSを維持していくためには、**「地域ぐるみ」で燃料供給体制維持に向けた取り組みを進めることが重要**

○過疎地SSの経営改善、燃料供給体制維持に向けた4つのポイント

1. 【地元利用促進】 地域の住民や企業によって「地域のSSを支えあう」意識の啓発
2. 【収益源の確保】 石油製品販売以外による収益の拡大
3. 【コスト削減・効率化】 事業内容の選別、事業ごとの連携等による効率化、負担減
4. 【地域ぐるみの取り組み】 上記を、SSと地域（行政や住民コミュニティ等）との連携・協力によって検討・実施



STEP1：地域の燃料供給体制の現状・課題の認知と情報共有

- ・地域のSS（SS事業者）と自治体（行政）、地域コミュニティ（住民）との相互理解、情報共有
- ・地域の燃料供給の現状や見通しの把握、行政とSS事業者との密なコミュニケーション 等

・地域における燃料供給体制の維持・確保に向けた対策の必要性が・・・

高い

低い

現時点で対策の必要性が低い場合でも、情報共有、コミュニケーションは継続

STEP2：必要な対策の検討・計画

- ・行政計画への位置づけや、SS過疎地等対策計画の策定
- ・燃料供給体制維持に向けた、地域ぐるみのSS利用促進、新規収益事業、設備投資、事業連携等の検討

・事業主体の決定、予算確保等により対策の実現が可能となったら・・・

STEP3：必要な対策の実践

- ・地域の燃料供給体制の現状や見通しを踏まえた、実効性の高い取り組みの実施
- ・実施状況等について、関係者間で共有し、継続的に評価・改善

対策実施後も、継続的に状況を把握・共有

【①まず、行政が取り組むべきこと】

● SS過疎地対策の担当部署、担当者を定め、地域の燃料供給体制の現状や課題等を把握する

【どういった部署が担当することが望ましい？】

- ・ 現状、多くの自治体で、SSの担当部署が明確になっていません
- ・ 担当部署が決まっている場合でも、自治体によって、「企画関連部署」「防災・土木関連部署」「商工観光関連部署」など、様々です。
- ・ 実際に、どの部署が「SS過疎地対策」の担当部署となるかについては、各自治体の組織体制やその地域のSSを取り巻く状況によりますが、地域課題として総合的な視点から取り組むためには、企画関連部署が担当となることが望ましいといえます。

【地域の燃料供給体制の現状や課題は、どういった項目を調査すればよい？】

- ・ まず、行政として把握すべき事項として、例えば以下の項目が考えられます。

【SSの状況】

- ・ 市町村内及び周辺地域におけるSSの場所、数、最近の開廃状況
- ・ 市町村内に立地するSSの資本・経営状況（市町村内の企業か、他市町村の企業の支店か 等）

【地域の燃料需要の状況・見通し】

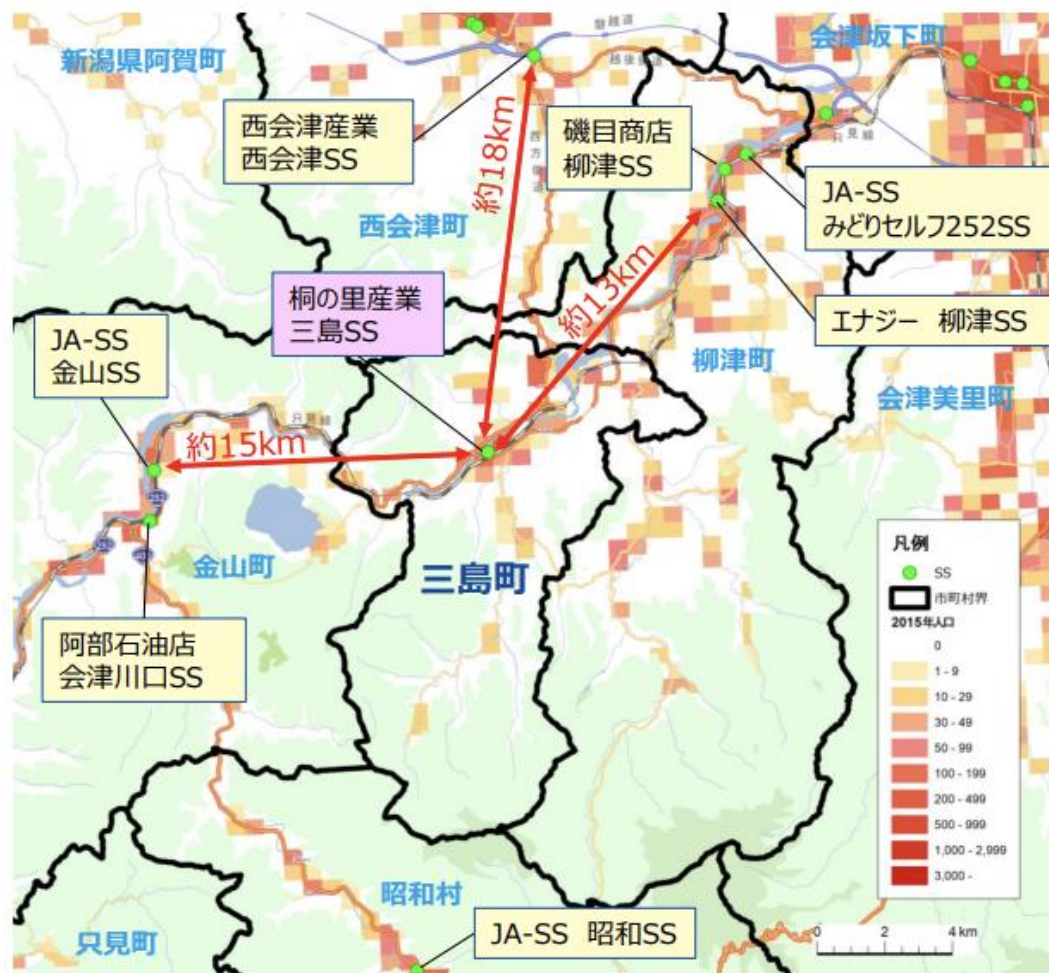
- ・ 地域のSS立地と人口分布の関係
- ・ 地域住民の生活行動圏、観光客利用の状況（例：通勤、通過交通、観光交通 等）
- ・ 燃料需要が多い産業、事業所や官公需の状況（例：農林業、建設業（公共事業）、除雪 等）
- ・ SS経営に影響を与えるとみられる行政施策（例：公共施設や公用車の電化、調達制度見直し 等）

【地域の燃料供給不安の状況・見通し】

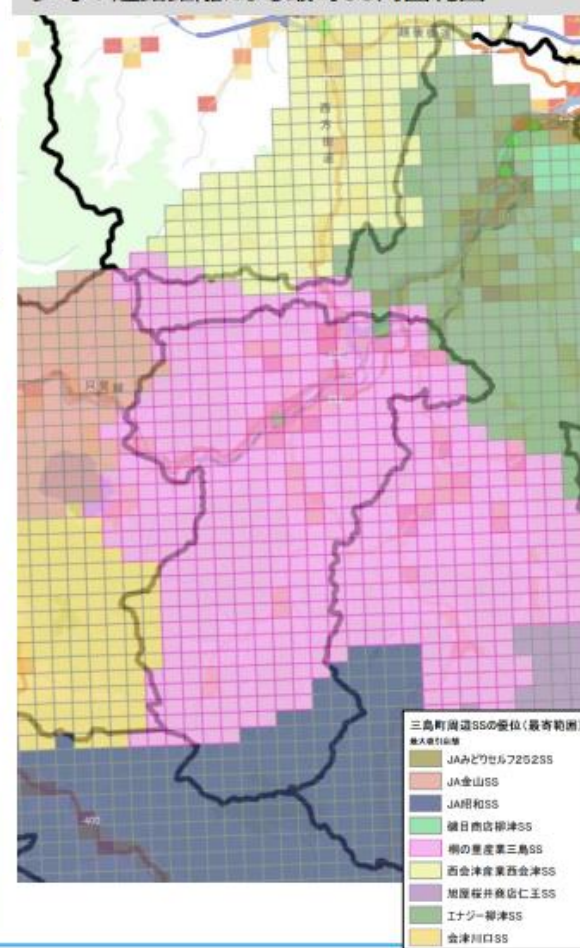
- ・ 最寄のSSから道路距離15km以上のエリアの有無・分布状況（メッシュ別）
- ・ 災害発生時の道路網寸断可能性等の状況、災害用燃料備蓄の状況
- ・ 上記等を踏まえ、仮にSSが閉鎖となった場合に懸念される影響（どういったときに、どこに、どのような影響が想定されるか 等）

(2) 三島町及び三島町周辺のSS立地状況

- ・ 桐の里産業三島SSから隣接のSSまでは、道路距離で概ね13～18km、20分～30分の離隔となっている。
- ・ 道路距離による最寄SS商圈をみると、三島SSの商圈には、三島町のほぼ全域のほか柳津町西山地区も含まれる。



参考：道路距離による最寄SS商圈範囲



【②SS事業者が取り組むべきこと】

● 自らの経営状況や見通しを客観的に把握・整理する

- S S 事業者においては、日ごろから、販売量や顧客の状況を記録し、データ化しておくことが望めます。
- 販売や経営に関するデータを整理しておくことで、その後の行政との連携による取り組みの検討や、各種支援事業の活用がしやすくなります。
- また、顧客と積極的に対話し、燃料供給以外の地域の困りごとなどを把握することで、新たなビジネスの検討にもつながります。

【どんなデータを記録すればよい？】

- 販売量データの記録（月別、油種別、顧客別に集計し、その推移を把握できるようにする）
- 配達先データの記録（配達日、配達先、配達回数、配達料等）
- 顧客（住民、企業等）の声、事業状況等（例：工事が終わりそうなので、建機の給油が減りそうだ・・・等）

【データから、何がわかる？】

- 継続的にデータを記録・整理しておくことで、例えば以下のような傾向を、客観的に把握できるようになります。
- こうしたデータは、行政とのコミュニケーションや、経営の見通しを検討する際にも有効です。

例)

- ここ数年で、独居高齢者が急に拡大している・・・
- 近隣SSが閉鎖した後、〇〇地区への配達が増加している・・・
- 周辺の道路工事が3年後に終了すると、販売量が急激に落ちそうだ・・・

【参考】販売量記録シート（付録に入力シートあり）

販売量記録（月別） 年

油種別販売量													単位：リットル
油種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
ハイオクガソリン													
レギュラーガソリン													
軽油													
灯油													
A重油													
混合油													
合計													

油種別の販売量を月別に整理することで、長期的な販売量の増減やその傾向がつかみやすくなります

うち配達販売量													
油種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
軽油													
灯油													
A重油													
混合油													
合計													

配達先 販売リスト 年

地区

配達先ごとに、配達先の特徴、配達内容、配達時に得た情報などを記録しておくことで、顧客の燃料利用の状況や見通し等がつかみやすくなります。配達の効率化策の検討にもつながります。

NO.	配達先（顧客名）	顧客番号	世帯人員	事業等	保有タンク	機器等	配達記録												備考等
							月日	配達量	月日	配達量	月日	配達量	月日	配達量	月日	配達量	月日	配達量	
例	山田太郎	312	4	兼業農家	HT200	風呂ボイラー、暖房、給湯	1/15	150	2/25	120	4/1	100	7/1	40	11/25	160			4月から子供が独立すること（1/15配達時）
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

【③SS事業者と行政・地域コミュニティが互いに取り組むべきこと】

- SS事業者と地元行政（自治体）との間で、密なコミュニケーションを構築する
 - 必要に応じて、地域コミュニティにも地域のSS経営の見通し等の情報を公表し、共有しておく
- ・ SS事業者と行政との間では、日ごろから密な関係性を構築しておくことが重要です。
 - ・ 現状で十分なコミュニケーションが取れていない場合は、前述の調査結果等をきっかけとして、行政側からコミュニケーションをとることが有効です。
 - ・ 課題の緊急性・重要性によっては、今後の対策実施を見据え、関係者による協議会を設置して、課題を広く共有するとともに、維持すべきサービスレベルや今後取り組むべきことについて継続的に協議・調整を進めることも有効です。
 - ・ 市町村内にSSが複数存在している場合は、行政側の調査等で把握された燃料供給不安地域周辺のSSに絞りこんで積極的にコミュニケーションをとることも考えられます。
 - ・ 公用車など官公需での取引、災害時や緊急時の対応等で、日常的にコミュニケーションがとられている地域も多くありますが、中長期的な見通しを踏まえた検討や情報交換まではできていない場合も多いため、改めて、こうした機会を設けることも重要です。

<SSと行政のコミュニケーション事例①>

- 将来の廃業を見据え、行政に状況を報告
- ・ 北陸地方のA給油所では、地域の人口減少に加え、周辺の高規格道路工事の終了に伴い、燃料販売量が大きく減少する見通しであることから、近い将来SS運営から撤退する可能性があることを、行政にあらかじめ伝達しました。

<SSと行政のコミュニケーション事例②>

- SS側から行政へは相談しにくい
- ・ 関東地方のB給油所は、数年前から、市町村内で唯一のSSとなり、今後の災害対応、生活維持等のために行政との連携は必要と認識しています。
- ・ しかし一方で、一事業所からの行政への相談は、経営支援ととらえられそうと感じており、実際の相談はできていない状況です。

特に、どんなことを共有すべき？

<SS事業者→行政>

- ・ 経営の現状や見通し等のほか、例えば灯油配達の範囲や顧客の状況など、当該SSが担っている役割等を共有しておくことが考えられます。

<行政→SS事業者>

- ・ 将来の人口や産業の見通し、地域のエネルギー政策など、地域の需要に経営に影響をもたらすような情報等が考えられます。

- 長野県（長野県産業労働部、長野県石油商業組合）では、県内のSSの減少に伴うSS過疎地等の増加していることから、県内の中山間地域におけるSSの維持・設置について望ましい体制を示すとともに、地域住民・SS事業者・行政等の関係者が今後のSSのあり方を検討するため、2023年10月に、「SS（サービスステーション）過疎地対策の手引き」を作成し、公表しています。

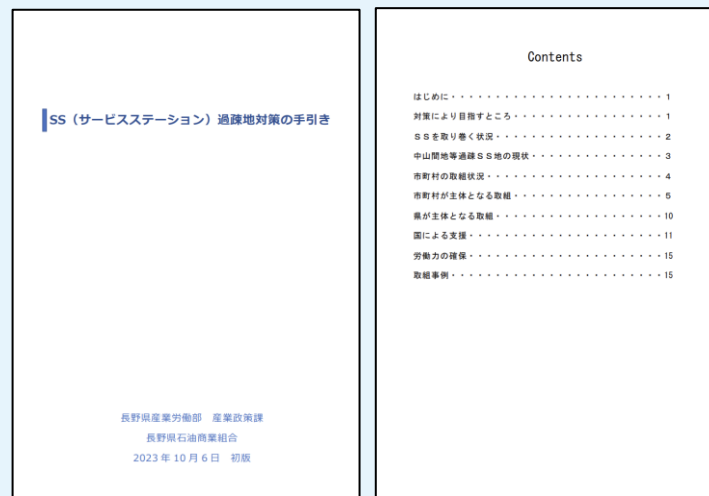
【対策により目指すところ】

・暮らしを守り、地域コミュニティを維持して、持続可能な地域づくりを目指すため、以下のいずれかの方針により、SSを維持する。

- ① 住民生活の維持や災害時に備え、1市町村に1か所を維持
- ② 効率的な運営を図るため、生活圈や商圈が同一の複数市町村と連携した広域エリア（片道30分圏内）で維持

・合わせて以下の観点を踏まえて検討する。

- ① 住民の利便や自立した運営を図るため、燃料に併せ、食料品や日用品等生活必需品の販売や配達を実施
- ② 地域コミュニティ機能を付与することで「小さな拠点」*として位置付け
- ③ 地域の基幹集落にあるSSを優先維持
- ④ 災害時における緊急車両、避難所等重要施設等への燃料供給体制の確保



- 他の自治体においても、例えば都道府県や広域行政の枠組み等において、地域の実情や特性を踏まえたSS過疎地対策の方向性や目標等を検討・整理していくことが望まれます。

【①行政が取り組むべきこと】

● 地域の現状を踏まえ、必要に応じて行政計画に燃料供給体制の維持方策を位置づける

- STEP1での、地域の燃料供給体制の把握・現状認識やSSと行政とのコミュニケーションの結果、地域の燃料供給体制の維持・確保に向けた対策の必要性があると判断される場合は、行政計画に位置付けておくことが必要です。
- 例えば、デジタル田園都市国家構想の地方版総合戦略や地域ビジョン、地域再生計画、総合計画、過疎地域持続的発展市町村計画等に明確に位置付けておくことにより、地域関係者の理解が進みやすくなるとともに、関連施策との連携、国等の支援措置の活用等がしやすくなることが期待されます。

行政計画	位置づけることのメリット等
地方版総合戦略、地域再生計画	地方創生交付金の活用
過疎地域持続的発展市町村計画	過疎事業債や過疎地域等持続的発展支援交付金の活用
総合計画	行政計画としての位置づけの明確化 関連施策・事業との連携

施策 2 燃料（エネルギー）供給体制の確立			
KPI（重要業績評価指標）			
主な成果指標	基準値	目標値	摘要
ガソリンスタンド新設	—	1カ所（R5年度）	
電気自動車充電設備設置	1カ所（R2年度）	2カ所（R7年度）	
具体的な取組		主な事業名	
①燃料（エネルギー）供給施設の設置及び運営支援 重点 町民や民間事業者の社会経済活動を支えるインフラとしての燃料（エネルギー）供給施設の運営を支援し、生活環境の維持並びに防災対策に取り組むとともに、施設の新設に向けて検討し整備します。		●燃料供給施設の設置	
②主要公共施設への電気自動車充電設備の増設 重点 国道沿いを中心とした主要公共施設へ電気自動車充電設備を増設し、電気自動車へのエネルギー供給体制の整備と電気自動車の導入促進による低炭素社会の実現・支援に取り組みます。		●民間事業者等への運営支援 ●電気自動車充電設備の増設	

市町村の総合計画への位置づけの例

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	合併処理浄化槽設置整備事業 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。	町
	防災・防犯	自主防災組織の活動や資機材の整備等を助成し、また、災害後の行動計画の策定を推進することで、行政に頼ることなく活動できる組織の育成を図る。	町
		SS過疎地対策事業 人口減少に伴う燃料の需要量減少やSS施設の老朽化といった避けられない課題に対し、官民が協力して将来にわたる燃料の安定供給を検討するとともに、災害時に使用可能な燃料の確保体制の維持に向け検討していく。 建築物地震対策推進事業 旧耐震基準の木造建築物の耐震化や倒壊する恐れのあるブロック塀等の撤去を推進し、住民の安全確保を図る。	町

過疎地域持続的発展市町村計画への位置づけの例

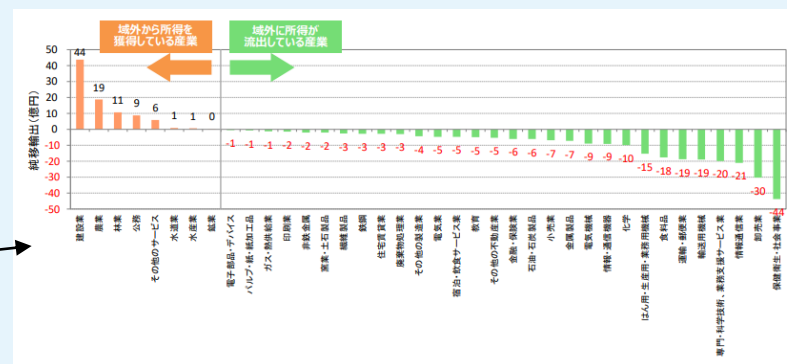
【②行政が取り組むべきこと】

- 地域の産業政策、エネルギー政策と併せて、燃料供給体制の維持・確保の必要性や方向性を検討する
 - ガソリンスタンドの維持は、地域住民の生活行動や産業構造にも密接に関与しており、燃料供給体制の検討に当たっては、地域の産業構造や経済構造を俯瞰的に分析したうえで、産業政策とあわせて検討することも望ましいと考えます。

地域経済循環構造の例



経常収支の内訳（産業別の移輸出入）



【産業構造と燃料供給体制はどういった関係？】

例えば、RESASや環境省が提供している地域経済循環分析ツール等を用いて、地域の産業構造等を分析し、燃料需要が大きい産業（農林漁業等）が地域の産業として引き続き産業振興を図ることが必要な場合（域外からの所得を獲得している産業である、域内の取引の中核をなす産業である等）、地域の燃料供給体制の維持は、地域の産業振興にとっても重要なものとなります。

【③SS事業者、行政・地域コミュニティが連携して取り組むべきこと】

- SSの設置、閉鎖、集約・統合や、SS運営主体の見直しなどを行う場合は、国の補助事業を活用して**SS過疎地等対策計画**を策定することも考えられる。
- 計画では、現状の課題解決のみならず、5年後10年後を見据えた取り組みの方向性を検討することも有効
 - 地域において、燃料供給体制の維持・確保に向けた具体的な取り組みを検討し、合意を得ようとする際には、「SS過疎地等対策計画」を策定することが望まれます。
 - 計画では、現状の課題解決のみならず、5年後10年後を見据えた取り組みの方向性を検討することも有効

【SS過疎地等対策計画とは】

- SS過疎地計画は、地域における新たな燃料供給体制の構築の推進、燃料の安定供給体制の確保を図ることを目的として、地域内の燃料需給の把握、燃料需給を踏まえて必要となる燃料供給体制（災害時を含む）やその運営体制・財源の検討、地域内の住民や事業者等関係者との合意形成等を経て策定する、**地域における燃料供給拠点の維持に係る計画（市町村の燃料供給に関する計画）**である。

【SS過疎地等対策計画を策定する主な目的・意義】

市町村SS過疎地等対策計画の（燃料供給に関する計画）主な意義

- 地域の燃料供給体制の維持・構築
（燃料供給拠点の維持に係る**住民・事業者等関係者間の合意**）
- 財政的支援が拡大
（地域の燃料供給拠点の**設備整備における補助金の活用が可能**）
- 燃料供給拠点の設備整備の選択肢が拡大
（計画により住民合意があることで、**地上タンク式SS、どこでもスタンドの設置・導入が可能**）

51

宮城県七ヶ宿町（平成30年度） 七ヶ宿町燃料供給体制確保

【公設SS、メイン拠点とサブ拠点】

- 町内には民間SSが2箇所あったが、うち1か所が事業撤退。これをうけ、令和元年1月に公設民営方式のSSを整備。
- 計画では、10年先を見据えたSSの運営・供給体制の適正化等による計画として、利用促進策や町内SSのメインSSとサブSSの役割分担等を位置づけた。



長野県売木村（平成30年度） 売木村SS過疎地等対策計画

【公設SS、村内1か所のSSを新設移転・地上タンク化】

- 村内には民間SS1箇所が営業していたが、2015年に売木村観光協会及び村民有志による「ガソリンスタンドを残す会」が運営を引き継ぎ、営業を継続
- 一方、今後もさらなる人口減少が見通される中、SS単体での自立的な経営は難しく、スタッフの高齢化や、タンク使用期限が近づいてきていた。
- このため、地下タンクに代わる、ローコストなタンク（地上タンク）の導入等による、（村からの援助を前提としない、）自立的な運営（ローコスト運営）の実現に向けた計画を定めた

計画策定を通して、地上タンク式SSについて地元合意

技術開発・実証事業により整備・実証



出所）コマタ株式会社

徳島県那賀町（令和元年度） 那賀町SS過疎地等対策計画

【SS空白地区に公設の地上タンクSSを新設】

- 町内にはSSが11か所あるが、役場のある地区にはSSが無い状況であった。
- このため、計画では、旧町村1か所ずつの拠点確保を位置づけ、当該地区におけるローコスト型SSの新設、既存の町内SSの利用促進、③将来を見据えた、新たな燃料供給方策の導入検討について位置づけた。

計画策定を通して、地上タンク式SSについて地元合意

2023年度より、地上タンク式SSの設置に向けた準備・調整中

福島県三島町（令和3年度） 三島町SS過疎地等対策計画

【国道沿い道の駅隣接地に公設SSを新設移転】

- 町内には、2020年に町内唯一の民間SSが廃業後、公設民営方式にてSS運営を再開していたが、施設・設備の老朽化、立地条件の悪さ等が課題となっていた。
- このため、町内主要公的機関への災害時等のアクセス性を確保しつつ、町民ニーズも踏まえた、多機能化や利便性向上等による利用促進が図りやすい場所として、国道252号線沿いの道の駅隣接地に、SSの新設・移転を行うこととした。



2023年度にSSの設置工事実施

【④SS事業者、行政・地域コミュニティが連携して取り組むべきこと】

● 具体的な対策について検討する（必要に応じて、計画や施策として位置づける）

- 例えば、以下のような取り組み項目の中から、取組ごとに、実施主体や実施規模等を検討します。

燃料供給体制維持（SS経営改善・事業再構築）の取組項目例		
新たな収入増 （売上を増やす）	新たな需要・顧客の掘り起こし	● 利用啓発チラシ、P R ● 地域商品券の発行（中小事業者向け等を発行することも有効） ○ アプリ対応
	油外事業の実施・拡大	○ カーケア、自動車関連サービス ○ スtockビジネス（敷地・建物の余剰スペースを活用したコインランドリー、駐車場、貸倉庫 等） ○ コミュニティビジネス（店頭でのカフェ、日用品販売、宅配サービス、除雪事業 等） ● 福祉サービス（高齢者見守り） ● エネルギービジネス（再エネ生産・販売、電力販売 等） ● 公共サービス（受託）（高齢者見守り、住民票発行、施設管理 等） ● 地域振興ビジネス（特産品販売、観光、農林業 等）
コスト削減・効率化 （支出を減らす）	施設・設備費の削減	○ ダウンサイジング（簡易計量機、地上タンク 等） ○ 取扱い油種の見直し、油種ごとの事業統合
	人件費の削減	○ セルフ化、AI・IOT活用 ○ 隣接店舗販売員との兼業（駆け付け給油） ● 地元住民、事業者従業員の運営参加（資格取得）
	配送費の削減	○ 定期配送、巡回配送 ○ 灯油ホームタンクへのスマートセンサーの導入 ● 移動販売車、デイスサービス送迎車での灯油宅配
その他	公有・公営化	● 公有・民営（指定管理等） ● 公有・公営（運営事業受託）
	SSの集約・統合	● SS以外の施設（公共施設、集客施設等）との統合・一体化 ○ 周辺SSとの集約・統合、事業承継
	行政支援	● 資金支援（設備投資、ランニングコスト） ● 防災拠点への位置づけ（民間備蓄） ● 官公需の優先調達

○印…SS事業者による取り組み
●印…SS事業者と地域や行政との連携による取り組み

【⑤SS事業者と行政・地域コミュニティが連携して取り組むべきこと】

● 対策は、地域のSSの事業状況や経営実態等を踏まえて、丁寧な議論と検討が必要

SSの経営形態に応じた対策の方向性イメージ

経営形態	特徴・留意点	対策のイメージ
小規模・零細型 (家族経営、個人事業)	○小規模経営で、特に人件費の扱いを柔軟に行えるため、最低限の燃料供給機能自体は維持されやすい △事業者の負担状況、疲弊状況が見えにくい(例えば、SS事業が赤字でも経営者の年金や他の収入等によりSSが維持できてしまう)、経営基盤が脆弱である等により、ふとしたきっかけ(例えば設備の故障、従業員の健康状態等)で突如閉鎖・廃業となる可能性がある	- 燃料供給体制維持の目的や対象者を明確にしながら、必要な対策を講じていく(機能の選択と集中、一部事業の行政支援等) - 状況によっては、住民の利便性を確保しながらSSの閉鎖ができるよう、周辺SSとの連携や運営体制の見直し等を検討する 例) 油種の選択と集中、公有化したうえで運営を委託、周辺SSとの経営統合 等
中規模・多角型 (企業経営、複合経営)	○当該SSが赤字でも、他のSSや油外事業の収益で当該SSの維持が可能 △(地域との関係によっては、)収益性を優先しての企業判断によりSSが閉鎖となる可能性がある	経営体力に応じて、将来の需要減少を見据えた効率化や、新規事業や他事業との連携による収益力強化を検討する 例) コミュニティビジネスによる複合機能化、将来を見据えたダウンサイジング化・セルフ化 等

地域の燃料需要の特徴に応じた対策の方向性イメージ

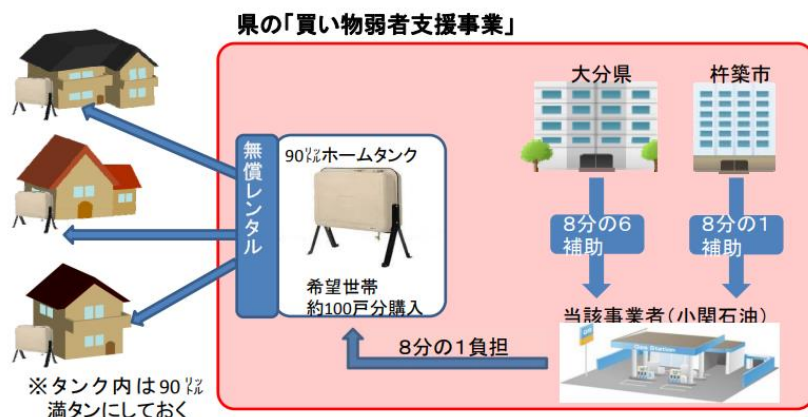
需要タイプ	特徴・留意点	対策のイメージ
産業需要依存型	- 過疎地であっても、地域の産業構造によっては一定の需要量、販売量を確保 - 大型工事の終了、大口需要家の撤退やエネルギー転換により、一気に経営が苦しくなる可能性	- 撤退した場合の地域への影響を把握し、統合や集約の可能性を検討 - 一部大口需要家の利用が見込める場合、自家給化や経営統合の可能性を検討 例) 大口需要家による承継
生活需要依存型	- 地域住民の多くが利用し、需要は徐々に減少 - 徐々に経営が悪化し、経営改善、廃業等の経営判断のタイミングが難しい	- 住民の利用状況、ニーズを継続的に把握し、地域コミュニティと連携した燃料供給維持策について検討 例) 地域住民組織による運営等

【参考】ガソリンスタンドの事業再構築（事業計画）の例

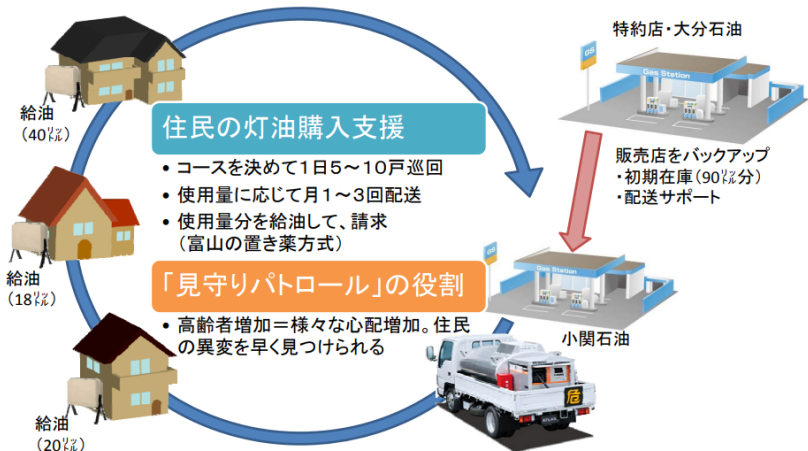
都道府県	市町村	事業者名	事業計画名	事業計画の概要
新潟県	妙高市	株式会社コバネン	ガソリンスタンドの隣接地を活用した100円ショップとカフェ事業への新分野展開	コロナ禍により観光客の利用が激減していることから、本業であるガソリンスタンドの隣接地で、 100円ショップとカフェ（テイクアウト含む） を開業し多角化を進めることで、業態間の相互利用・新規顧客の開拓を図り、収益基盤を安定化させる。
新潟県	長岡市	株式会社丸山石油店	従来の来店型販売から軽油灯油配送販売の新分野でBtoBを新規開拓	コロナ禍の影響や自家用車のEV化によりガソリン需要が減少、一般消費者へのガソリンスタンド事業による来店型販売から脱却する為、安定した需要が見込まれる軽油灯油の貯蔵施設の油槽所を新設し、 建設業や農業者をはじめとする実需者（BtoB）販売へ事業再構築 を行う。
長野県	埴科郡坂城町	柳屋商事株式会社	コインランドリー設置事業	現在はガソリンスタンドと車両整備等の車関連総合サービス業を営む。コロナ感染拡大の影響による売上減少を踏まえ、外的要因に対する耐久性を向上させ、経営リスクの分散を図るべく コインランドリー業に新規参入 するもの。 既存施設の1部を改装しコインランドリーを設置 する。
岐阜県	郡上市	有限会社まるや石油	「郡上市高鷲町の魅力を伝えよう！移動式宿泊事業への参入」	観光地にてガソリンスタンド経営を行っていたが、コロナによる人流の低下により売上が激減。地域の特性とアウトドア需要をとらえ 移動式宿泊事業へ参入 。底堅いアウトドア需要から売上増加効果を期待できる。
福島県	喜多方市	有限会社山庄商店	ガソリンスタンドとの相乗効果が見込まれる有人コインランドリー事業	ガソリンスタンドの活性化と相乗効果が見込まれる業界で初めて敷きフタの洗濯機洗いを可能とした 有人コインランドリーを事業化 する。2事業による誘客を図れ、強みである 既存の配送ルートとスタッフを活用し 、かつ繁忙・閑散期の課題を解決できることで、生産性の向上を図ることができる。
長崎県	諫早市	株式会社小長井石油店	過疎と高齢化に直面する町で地域のモビリティを支える車検整備事業への進出	コロナ禍で減少した売上の回復に向け、ガソリンスタンドとのシナジー効果が高い 自動車整備分野へ進出 、燃料販売から車検整備まで地域の移動手段を支える企業への転換を図る。また雇用の確保や地域活性化の拠点づくり等、地方創生SDGsの観点から地域との共生を進めていく。
埼玉県	秩父郡小鹿野町	三橋合名会社	コインランドリー事業進出による事業基盤の再構築	燃料高騰化や低炭素化社会の進行に伴う既存事業の厳しい事業環境に備えるため、地域のインフラで生活道路沿いの立地の既存事業の特質を活かし、ガソリンスタンドに併設する コインランドリー事業を開始 する。
長野県	下伊那郡阿智村	有限会社清内路石油	ガソリンスタンド×自動車整備事業による「地域の動力機械を支える何でも相談所」への事業展開	コロナの影響による観光客の減少や脱ガソリン車によって厳しい状況にあるガソリンスタンド事業から自動車整備業に新事業展開するとともに、地域の実情に合わせた出張サービスや相談サービスを強化することを通じて「 地域の動力機械を支える何でも相談所 」として事業を再構築する
島根県	仁多郡奥出雲町	株式会社まるきょう	クルマ頼り田舎人へ健康ライフを！経歴と立地を活かす24時間カジュアルフィットネス	ガソリンスタンドで培った接客に、代表のスポーツトレーナー経歴と好立地資産を活かし、クルマ頼りで運動不足の田舎人が待ち望んだ フィットネスジム事業 を行い、24時間好きな時に、独りになれる時間と場所の提供で田舎生活の質向上に貢献する。
岩手県	宮古市	株式会社角登商店	ガソリンスタンドにおける非接触型決済コインランドリー導入による事業再構築	既存ガソリンスタンドの店舗内に、 コインランドリーを導入 する。ENEOSランドリー専用の精算端末による多様な決済手段が利用出来る。特に当ガソリンスタンドにて強固な固定化策として利用拡大している非接触ツールEnekeyを利用する事が可能で、ガソリンスタンドとの相乗効果を図るものとする。
岐阜県	羽島郡笠松町	株式会社堀井商店	地域の燃料総合商社から、生活モビリティを支えるNo.1会社へ	これまでのガソリンスタンドを中心とした事業から、今後の脱炭素・少子化の流れを踏まえ、新しい事業として、身近な車種の中古車販売の 事業 を立ちあげ、地域の生活モビリティを幅広く支えていく。
長崎県	島原市	アポロ興産株式会社	ガソリンスタンドの強みを活かした地域総合インフラとしての脱炭素事業展開	ガソリンスタンド（サービスステーション）事業を柱とする当社は、コロナ禍による需要の減少や脱炭素社会の到来といった時代の流れに対応し、 EV車の販売・整備やバイオマスプラスチックの販売などの新分野への事業展開 を行う。DX技術を組み合わせて、地方におけるガソリンスタンドの新たなビジネスモデルを構築する。

(大分県杵築市での配置販売方式巡回配送の事例)

- 過疎地域で灯油購入に困る住民が多いことから、大分県は「買い物弱者支援事業」への組み入れを決定。関係者(大分石油(特約店)、県担当者、市担当者、青年会)による協議を開始。
- 注文ごとの配達ではSS側の負担が大きいことや、家庭によって使用量が異なるため、効率よく回るコースを決めにくいといった課題があったため、ホームタンク配置方式とし、販売店(小関石油)が巡回配送する方針を決定。
- 青年会が全世帯にアンケートし及び希望者募集した結果、約100世帯から申し込みがあり、2014年12月に事業を開始した。



灯油「配置販売」方式の仕組み



出所) 内閣府「小さな拠点」の形成に関する地方創生担当課長等説明会資料より

(長野県天龍村での共同配送の事例)

- ・実証期間中は12月、2月、3月の合計3回、ご用聞き事業を実施。
- ・灯油注文のうち、注文量に応じて配送を分担。
 - 180リットル未満：商工会が日用品・食料品と一緒に配送
 - 180リットル以上：平岡SSでご用聞き事業以外の配送注文と合わせて配送
- ・商工会での配送は、灯油の入ったポリタンクを専用のストッカーに入れることで安全性や匂い移りなどの問題を解消し、日用品・食料品と一緒に配送。
- ・商工会で大口需要の注文とりまとめの一部を担当したことで、配送計画が立てやすくなった。
- ・SS側としては、今後も冬季など灯油の需要が高い時期に商工会との配送分担ができればスタッフの業務効率化につながるとの評価。



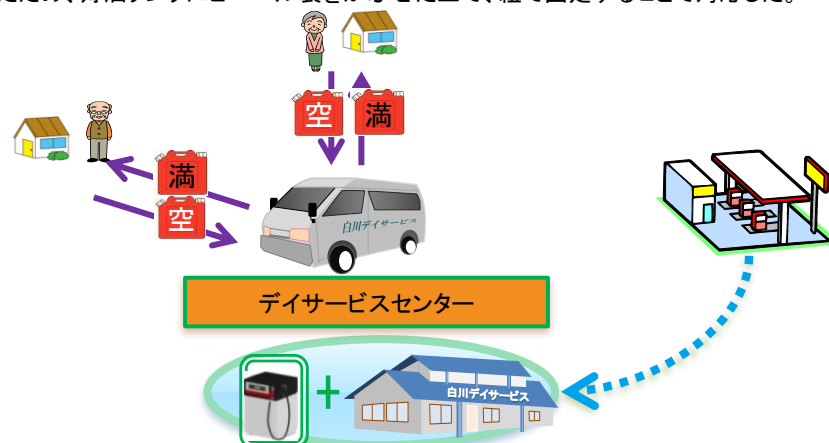
商工会での配送用ストッカーへの灯油の積み込み

平成24年度資源エネルギー庁燃料供給不安定地域対策事業

(岐阜県白川村でのデイサービス送迎車による配送の事例)

<デイサービス送迎車等による燃料配送(支援)>

- ・デイサービス送迎車は毎回ほぼ定員状態での運行であることから、安全性と効率性を両立させる方法として、利用者を送った帰り(夕方)に空ポリタンクを施設に持ち帰り、利用者を迎えに行くとき(朝)に給油したポリタンクを届けることとした。
- ・ポリタンクを載せる際は、車内での「揺れ等による灯油の漏れ」や「灯油の匂い」が懸念されたため、灯油タンクにビニール袋をかぶせた上で、紐で固定することで対応した。



平成23年度資源エネルギー庁燃料供給不安定地域対策事業

(2) 企業体としての競争力強化

Case #56 : 株式会社灯油宅配ニイガタ 新潟配送センター

複数事業者が共同出資会社を設立。灯油配送を合理化し、コストを大幅に削減。小口宅配事業を維持することで、地域に貢献。

背景・課題

- これまでは、石油販売業者が個々に油槽所を保有し配送業務を行ってきたが、配送数量は減少。
- 冬の灯油配送時期と比べ、夏場は配送数量が減少するため、より合理的な油槽所運営が不可欠。

取組内容及び効果

【状況が変わるきっかけ】

- 人員の確保や夏の配送数量の格差等により配送センターの維持が重荷に。
- 地域社会への貢献、従業員の雇用確保の観点から、配送事業の合理化を模索。

【企業体としての競争力強化の秘訣①】

＜同業他社との共同出資会社設立により、コスト削減と効率化を図る＞

- 共同出資会社「(株)灯油宅配ニイガタ」を設立。各社の配送拠点を1カ所に集約し、配送を一括受託することにより、人員・車両・施設のコストを大幅に削減。
- 賛同する会社が増える事で、更なるコストダウンを実現。

【企業体としての競争力強化の秘訣②】

＜元売に頼らず、受発注システムも独自に構築＞

- 新会社は元売と特約契約を結ばず、燃料はどこからでも調達。
- 出資会社から各社への配送依頼を確実にするため、独自の受発注システム構築。
- 出資会社の扱う数量がまとまることで、仕入単価低減や収益構造が改善。

【企業体としての競争力強化の秘訣の定量的・波及効果】

- 油槽所を1カ所に集約することで固定費が削減。具体的には、油槽所統合効果約1,170万円、人件費約753万円、車両費約142万円の削減。
- 参加業者が当初5社から9社となり、新潟センターの他、長岡センターも開設。販売数量は初年度の5,778klから10,404klと大幅に増加。



灯油宅配ニイガタの共同配送センター



元売マークのない「灯油宅配ニイガタ」のローリー

今後の展望

- 灯油から燃料を転換する家庭も増えており、配送数量の確保が課題。今後も参加業者を広く募り業務拡大を目指す。
- 需要期の配送人員の確保が課題。現在は、配送員の補充を農家に依頼。

会社情報	会社名	(株) 灯油宅配ニイガタ
	運営SS数	—
	ガソリンの月販ごとのSS数	—
	系列 (主なマーク)	—
	ガソリン卸先数	—
	SS以外の業態事業概要	—

取組を行っている店舗情報	店名	新潟配送センター
	所在地	新潟県新潟市東区豊2丁目1-21
	立地特性	郊外/商業立地
	営業時間	8:30~17:30
	従業員数	18名(社員:5名、アルバイト:13名)
	運営形態	配送センター
	敷地面積	1,250坪
	燃料油販売数量	—

出所) 経済産業省資源エネルギー庁「SS経営に関する優秀事例 100選」(平成28年5月)

IoTを活用した農山漁村の灯油難民防止

大賞/総務大臣賞

（北海道石狩振興局×新篠津村×JA新しのつ×ゼロスベック（株）×京セラコミュニケーションシステム（株）×さくらインターネット（株））

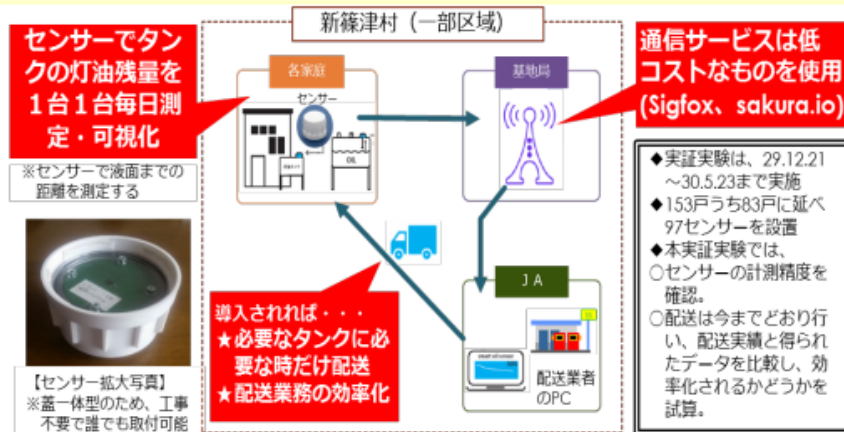
経験や勘に頼る灯油配送 ⇒ IoTで灯油残量を可視化した効率的配送へ

取組の背景

- ⇒ 人口減少・過疎化の進展で、様々な生活関連サービスの低下や労働力不足が生じてくる。
 - ✓ 北海道では全国平均を上回るスピードで進展！
 - ✓ 農山漁村でより顕著に影響が！
- ⇒ 「灯油」でも配送業者の採算性悪化・人手不足が。
 - ✓ 「灯油」は寒冷地で特に重要なライフライン！
- ⇒ 将来、農山漁村に「灯油難民」とも言うべきエネルギー弱者が生まれる懸念。
 - ✓ 地方ではガリノスタンドの減少が既に起こっている！

★ 低コストなスマートセンサー×低コスト通信サービス（LPWA等）による効率的な灯油配送システムの検証

★ 行政×灯油配送業者×IoT関連企業でタイアップ事業協定を締結し、農山漁村で地域実証実験を実施



行政×灯油配送業者×IoT関連企業によるタイアップ事業協定

石狩振興局	JA新しのつ	新篠津村役場	ゼロスベック（株）	京セラコミュニケーションシステム（株）	さくらインターネット（株）
全体企画・調整	配送データ提供 各家庭との調整	基地局設置協力 各種資料提供	センサー提供 全体システム管理	Sigfox（LPWA）提供 管理、基地局設置	sakura.io（LTE） 提供管理

官民協働×IoTによる、人口減少・過疎化に伴う地域課題の解決モデルの構築へ

12/21～5/23の154日間、僅か153戸うち83戸に延べ97センサーを設置するだけで・・・

- ① システム導入費用
97センサー×（154日/365日）
= 122,788円/154日間
- ② 配送スタッフ人件費節減
（実配送日数96日→61日→35日減）
×13,000円/日 = 455,000円/154日間

154日間で
332,222円
プラス効果

★導入戸数を増やせば増やすほど、②は増える（プラス効果は大きくなる）

実験終了後、ゼロスベック（株）がブレサービスを開始し、H30.12月末現在、道内5都市に数千台を供給

道内では貴重なIoT実装事例に！

※①は、実際には導入台数で大きく変動する。数千円程度/年・台。
※②は、実際には配送スタッフ人件費以外にも、車両維持費やガソリン代などの削減効果もある

従業員へのインセンティブ付与による油外収益拡大

(東北地方、5km商圏人口1949人、年間販売量約1000KL)

- ・ A給油所では、油外事業（車検やオイル交換、洗車など）について、半期ごとに従業員に営業目標を定めて、目標を達成したら賞与に10万円プラスするなどインセンティブをつけるようにしたところ、油外事業の売上が全体の45%近くまで増えた。



先行的な設備投資で効率化

(中国地方、5km商圏人口2648人、年間販売量約2000KL)

- ・ B給油所では、バイパス整備に伴う移転を機に、セルフスタンド化。
- ・ 当時は周辺にセルフSSはほとんどなく、投資額も大きく不安だったが、少ないスタッフで対応可能となり、価格も市街地部と同等にできているなど、今となってはメリットを感じている。高齢者などセルフ給油が苦手な方には、スタッフがサポートしている。
- ・ セルフ化によって、掛売が少なくなり、キャッシュが得られるようになった。省令改正により、モバイルの給油許可装置を導入したことで、さらに効率的になった。
- ・ 将来を見据え、今後は新しい洗車機（1千万円程度）も導入予定。



顧客が行っていた事業を引き継ぎ、油外収益拡大

(中国地方、5km商圏人口959人 年間販売量約700KL)

- ・ C給油所では、燃料販売のほか、NTTの電報事業を行っており、収入の柱となっている。電報による収入は、SSの収益の1～2割程度であるが、経費は配達にかかるガソリン代程度であり、利益率は高い。販売先の裾野を広げるのにも効果的であり、高齢者の見守りにもなる。
- ・ 電報事業は、顧客の方が定年で引退したのを機に引き継いだ。地域との信頼関係がこの仕事につながった。
- ・ そのほか、地域振興券の配布が売上増につながっている（1～3割増）。普段来ない客が来店するほか、燃料以外の商品販売にも効果がある。

タイヤ販売・交換顧客が行っていた事業を引き継ぎ、油外収益拡大

(中国地方、5km商圏人口487人 年間販売量約1500KL)

- ・ 周辺住民の冬タイヤの販売・交換が売上に大きく貢献しており、年間約200セット販売している。安い時期に仕入れて安く販売したり、タイヤの種類も売れ筋を選別したりと、営業努力を行っている。
- ・ SS脇のピット2階に交換後のタイヤを保管している。
- ・ 利用者はほぼ顔見知りであり、タイヤの販売・交換のほか、配達などを通して、信頼関係が構築できている。



【SS事業者と行政・地域コミュニティが連携しており組むべきこと】

● 地域で燃料供給体制を「守り、支える」意識を醸成する

- 過疎地における燃料供給体制の維持には、地域の住民や事業者が、地域のSSを自ら「守り」「支える」意識を醸成し、積極的に利用したり、運営に協力することが重要です。
- 特に燃料のように製品の差別化が難しい商品は、生活行動の広域化、価格高騰が進む中では、どうしても「燃料価格」が消費行動に大きく影響します。このため、単なる利用促進策だけでなく、SSを地域で守ることの重要性や地域で給油することの価値等について、継続的に情報発信と理解促進を図っていくことが重要です。

地域商品券の例



出所) 青森県階上町の物価高騰対策支援商品券

ガソリンの価格に関する情報発信のイメージ例

Q : なぜ、久万高原町のガソリン価格は松山市内と比べて高いの？

A : ガソリン価格の違いは、店舗の系列（ブランド）、給油形態（フルorセルフ）、販売量（仕入量）、店舗の場所など、様々な要因が影響します。本町の場合、特にガソリンの仕入先（タンクローリーの出発地）からの距離が遠く輸送費がかかることや、販売量が都市部と比べて少ないこと等で、仕入価格が松山市内と比べて高いことが主な理由と言えます。

Q : セルフ式ガソリンスタンドにすれば安くなるのでは？

A : セルフ式ガソリンスタンドは、安全装置などの機器・設備等に多くの費用が必要であることや、セルフ式であっても従業員の常時配置が必要であり、ある程度の販売量がないとセルフ式のメリットは得られません。本町の燃料需要を考慮すると、セルフ式ガソリンスタンドの設置は難しいといえます。

☞ 実は町内で給油したほうが安い？

ガソリンの給油は、どうしても価格の安さに目が行きがちですが、実は近所のガソリンスタンドで給油したほうが実質的に安くなる可能性もあります。

例えば、町外の価格が安いガソリンスタンドで給油するために、燃費15km/Lの自動車で行往45km走行すると、3Lのガソリンを消費することとなります。これは、ガソリン価格が160円/Lとすると480円分になりますので、町内のガソリン価格が10円/L高くても、48Lまでであれば町内で入れたほうが安いということになります。

出所) 久万高原町SS過疎地等対策計画

● 燃料供給の状況について、継続的に把握・評価・改善（モニタリング）する

- 地域の燃料需要やSSの経営状況は、絶えず変化するものであることから、対策の実施後も、随時評価・改善を行いながら進める必要があります。
- 例えば、計画策定時に立ち上げた協議会組織を、対策の進捗状況の評価・改善の場として活用していくことが有効です。

4.過疎地におけるSSの経営改善・事業再構築に活用できる支援措置等

※令和5年度の情報に基づくものであることに留意

計画策定

設備・施設の整備・更新・有効活用（ハード）

維持・運営（ソフト）

タンク・給油設備

燃料供給に関する
計画に基づく設備
整備等支援 2② 計

拠点整備

設備・敷地の有効活用（油外サービスの拡充等）

人件費削減

人材活用

事業体運営

SS過疎地等対策計画策定 2① 行政

地下タンクの入換・大型化支援 3①

地下タンクの小型化支援 1①

簡易計量機の設置 1② (油種指定柔軟化) 8⑦

漏洩防止工事支援 1③

地下タンクの撤去支援 1④

地上タンクの整備 8⑤ 計

移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油等を行う給油取扱所 8⑥ 計

ペーパー回収設備の導入支援 3②

デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生拠点整備タイプ 4① 行政

給油取扱所における屋外での物品販売等 8②

営業時間外におけるスペース活用 8③

屋内給油取扱所のキャノピー制限の緩和 8④

セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等 8①

呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策 8⑧

地域おこし協力隊 6 行政

特定地域づくり事業協同組合 7 行政

過疎対策事業債（ソフト分） 5① 行政

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 5② 行政

小さな拠点税制 4② 行政

1.【エネ庁】過疎地等における石油製品の流通体制整備事業

①地下タンクの効率化等支援

支援概要	地下タンクを効率化（小型化等）する際の工事への支援。
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は一般社団法人全国石油協会）→揮発油販売業者 等
申請資格	S S 過疎地等の揮発油販売業者
補助対象	地下タンク・配管の入換工事費、土壌浄化工事費等
補助対象経費上限	地上タンク 3 000万円 地下埋設タンク 2000 万円（補助率をこれに乘じる）
補助率	過疎地域① 中小企業 3 / 4、過疎地域 中小企業 2 / 3

②簡易計量機の設置支援

支援概要	過疎地域に所在する給油所の使用しなくなる地下タンクを廃止又は休止し、新たに簡易計量機を設置する工事
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は一般社団法人全国石油協会）→揮発油販売業者 等
申請資格	S S 過疎地等の揮発油販売業者
補助対象	簡易計量機購入費・設置費（電気工事等含む） タンクローリー本体購入費（簡易計量機設置工事の申請に 伴い購入するもの、簡易計量機に充填できる仕様であるもの・タンク容量 2 K L 以下のもの） ドラム缶購入費・簡易計量機設置工事の申請に 伴い購入するものに限る
補助対象経費上限	簡易計量機 2000万円
補助率	過疎地域① 中小企業 3 / 4、過疎地域 中小企業 2 / 3

過疎地域：以下のいずれかに該当する地域をいいます。

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域に該当する市町村
- ・1市町村内の給油所数が3カ所以下の市町村又は居住地から最寄り給油所までの道路距離が15km以上ある地域を抱える市町村

過疎地域①：以下のいずれかに該当する地域を「過疎地域①」という。

- ・過疎法に基づく過疎地域に該当する市町村であって、過疎地域持続的発展市町村計画に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置付けられた地域
- ・1市町村内の給油所数が3カ所以下の市町村又は居住地から最寄り給油所までの道路距離が15km以上ある地域を抱える市町村であって、市町村が策定する総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置付けられた地域

1.【エネ庁】過疎地等における石油製品の流通体制整備事業

③漏えい防止のための補強工事支援

支援概要	消防法に基づく石油製品の流出防止事故対策を行うことが必要な地下タンクに対し、FPR ライニング施工工事、電気防食システム設置工事等への支援
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は一般社団法人全国石油協会）→揮発油販売業者 等
申請資格	揮発油販売業者
補助対象	内面ライニング工事に要する経費、電気防食システム設置工事 に要する経費等
補助対象経費上限	1,000 万円～300 万円（補助率をこれに乘じる）
補助率	中小企業 2 / 3

④地下タンク等の撤去支援

支援概要	給油所閉鎖時における地下タンク・配管を撤去する工事への支援
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は一般社団法人全国石油協会）→揮発油販売業者 等
申請資格	揮発油販売業者
補助対象	地下埋設物の撤去工事費、土壌浄化工事費
補助対象経費上限	1,000 万円（補助額上限 666 万円）
補助率	中小企業 2 / 3

2. 【エネ庁】地域における新たな燃料供給体制構築支援事業

①燃料供給に関する計画策定支援

支援概要	市町村主導による燃料供給に関する計画（SS過疎地等対策計画）の策定に要する経費への支援
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は全国石油商業組合連合会）→市町村
申請資格	SS過疎地等に該当する市町村
補助対象	計画を策定する際に必要な諸経費
補助対象経費上限	1,000 万円（750 万円まで補助）
補助率	3 / 4

②燃料供給に関する計画に基づく設備整備等支援

支援概要	市町村の燃料供給に関する計画に基づく設備整備等に要する経費への支援
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は全国石油商業組合連合会）→市町村等
申請資格	SS 過疎地等の市町村、当該市町村に立地する SS 事業者等
補助対象	リニューアル、移設等による設備整備のために必要な諸経費
補助対象経費上限	1 億円
補助率	過疎法過疎地又は財政力指数 0.51 以下の市町村 3 / 4、それ以外の市町村 1 / 2、中小企業 3 / 4

③技術開発・実証支援

支援概要	カーボンニュートラル、過疎化、人手不足等の課題克服に向けた新たな機器等の技術開発や実証事業に要する経費への支援
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は全国石油商業組合連合会）→揮発油販売業者等
申請資格	揮発油販売業者、設備の開発・製造を行う者、コンソーシアムの代表者
補助対象	事業を実施するに当たり必要な諸経費
補助対象経費上限	1.5 億円
補助率	10 / 10

3. 【エネ庁】災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業

①地下タンクの入換・大型化支援

支援概要	既存の地下タンク・配管を二重殻タンク、樹脂製配管等に入れ換える工事への支援。なお、タンクの容量は入換前より増加することが必要。また、資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件。
スキーム	スキーム 国→民間団体等（令和5年度は一般社団法人全国石油協会）→揮発油販売業者等 補助対象等
申請資格	揮発油販売業者
補助対象	地下タンク・配管の入換工事費、タンク本体、土壌浄化工事、設計・申請手続き費等
補助対象経費上限	2,000 万円（補助率をこれに乘じる）
補助率	【過疎地※】中小企業 3 / 4、非中小企業 1 / 4 【非過疎地】中小企業 2 / 3、非中小企業 1 / 4

②ペーパー回収設備整備支援

支援概要	ペーパー回収整備の導入支援 支援概要 計量機又は荷卸し設備をペーパー回収型に入れ換える等の場合の支援。資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件
スキーム	国→民間団体等（令和5年度は一般社団法人全国石油協会）→揮発油販売業者等 / 2
申請資格	揮発油販売業者
補助対象	ペーパー回収設備（計量機、荷卸し設備）本体購入費、設置工事費等
補助対象経費上限	1 台あたり 250 万円（補助額上限 125 万円）
補助率	1 / 2

※過疎地域：以下のいずれかに該当する地域をいいます。

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域に該当する市町村
- ・1市町村内の給油所数が3カ所以下の市町村又は居住地から最寄り給油所までの道路距離が15km以上ある地域を抱える市町村

4. 【内閣府】デジタル田園都市国家構想交付金

① 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ

支援概要	デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。 ・ 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）⇒ 主にソフト事業を支援。 ・ 地方創生拠点整備タイプ⇒ 主にハード事業を支援。【
スキーム	地方公共団体が対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定
申請資格	市町村
補助対象	目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する事業。
補助対象経費上限	民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。 国費：都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円
補助率	1/2

② 地方創生・小さな拠点税制

支援概要	中山間地域等において、地域の雇用の確保や生活サービスの提供を行う小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対して、個人が出資（新規発行株式を払込みにより取得）した際に、出資額に応じて、所得税の優遇措置（寄付金控除の適用）が受けられる制度
スキーム	地方公共団体が小さな拠点形成事業を記載した地域再生計画を作成・認定⇒株式の払込みの確認申請⇒確定申告⇒事業実施
申請資格	対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって、農振農用地を含むエリア） 会社要件：常時雇用者数が2人以上、小さな拠点形成事業を専ら行う会社、中小企業者、設立10年未満、非上場・非店頭登録の株式会社 等
対象事業	対象地域において、①雇用を創出する事業（必須）、②生活サービスを提供する事業（任意）
優遇措置	〔所得税の優遇措置〕 〔対象企業への出資額－2,000円〕を、その年の総所得金額から控除 ※控除対象となる出資額の上限は、総所得×40%と800万円のいずれか低い方

5. 【総務省】過疎対策（過疎対策事業債、持続的発展支援交付金）

① 過疎対策事業債ソフト分

支援概要	住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）※出資及び施設整備費を除く
スキーム	過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債
申請資格	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域に該当する市町村
対象事業	将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象 （次のようなものを除く、に①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費③地方債の元利償還に要する経費）
優遇措置	【充当率】100%【元利償還金に対する交付税措置率】70%

② 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

支援概要	「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援（特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援）。
スキーム	市町村が応募⇒有識者による評価・選定・通知（内示）⇒交付申請・交付決定⇒事業実施
申請資格	対象地域：過疎地域をはじめとした条件不利地域 事業主体：集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）
対象事業	集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
優遇措置	交付対象経費の限度額 1,500万円（定額補助） ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業（+500万円） ②ICT等技術を活用する事業（+1,000万円） 上記（①+②）併用事業（+1,500万円）

地域おこし協力隊について

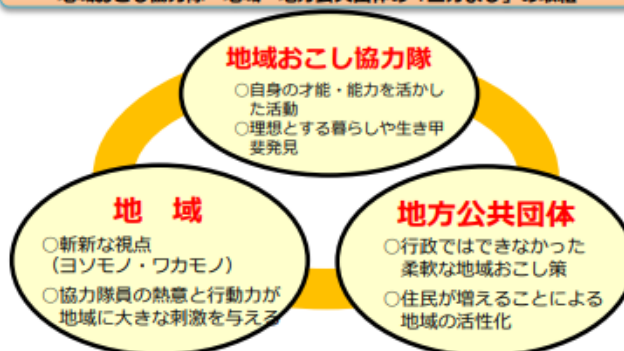
地域おこし協力隊とは

- 制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- 実施主体**：地方公共団体
- 活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- 地方財政措置**：
 - ◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置
 - ①地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり300万円上限
 - 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円上限（活動に要する経費）
 - ②地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり480万円上限（報償費等280万円※）、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）
 - ※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり480万円の上限は変更しない。）。
 - ③地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ④地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 - ⑤任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
 - ◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置
 - ◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、R元年度：154人、R2年度：96人、R3年度：10人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

**隊員の約7割が
20歳代と30歳代**

**任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R3.3末調査時点**

7. 【総務省】特定地域づくり事業協同組合制度

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額 5.6億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Jターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

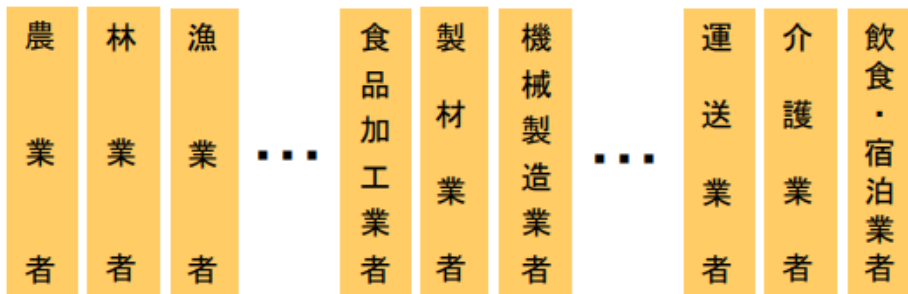
人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



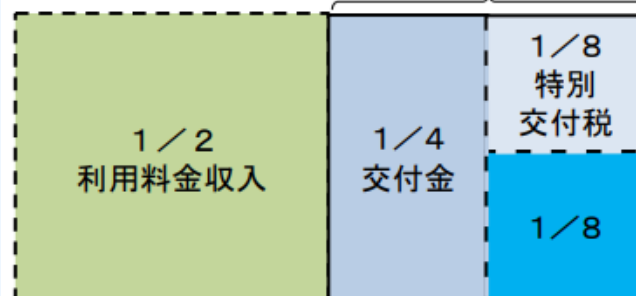
人材派遣 利用料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

8. 規制緩和 (①セルフSSでのタブレット端末等での給油許可、②SS屋外での物品販売)

① セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等

- セルフ給油取扱所において、事業所内の制御卓に従業員を配置し、顧客による給油作業の監視等を行うこととされているが、タブレット端末等によっても給油許可等を可能とした。

これまで、セルフ給油取扱所においては、「顧客の給油作業等」を制御卓において監視・制御し、顧客に対し必要な指示を行うこととしていました。

制御卓は一般的に屋内の事務所に設けられており、給油許可等を行うためには従業者が事務所に配置されている必要があります。そのため、給油許可等を行う従業者は同時に屋外でサービス等を提供することができず、人手不足等により従業者の確保が困難な給油取扱所にとって課題となっていました。

このことについて検討会で議論を行った結果、従来の制御卓による方法に加え、制御卓と同様の機能を有する制御装置を備えたタブレット端末等により給油許可等を行うことができるよう、改正省令により措置を行いました。

これにより、当該タブレット端末等をガソリンスタンド場内で携帯することによって、屋外の給油設備等の付近において、顧客の給油作業等を直接視認し必要な指示を行いながら給油許可等を行うことができるようになります。



タブレット端末による給油許可等のイメージ

総務省消防庁「消防の動き」'20年2月号

② 給油取扱所における屋外での物品販売等

- 物品販売等の業務は原則として建築物の1階で行うこととされているところ、建設物の周囲の空地であっても、物品販売等の業務を可能とした

これまで、給油取扱所において物品販売等の業務を行うことは、建築物の1階又は容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階に限り認められていました。

他方で、ガソリンスタンド事業の多角化のため、車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売などを給油取扱所の屋外スペースにおいても行うことができるようにすべきとの要望が事業者団体等からありました。

このことについて検討会で議論を行った結果、火災予防上の支障がない場合には、建築物の周囲の空地においても物品販売等の業務を行うことができるよう、改正省令により措置を行いました。



屋外での物品販売等のイメージ

総務省消防庁「消防の動き」'20年2月号

③ 営業時間外におけるスペース活用の検討

営業時間外におけるスペース活用（現存する給油取扱所の事業継続に係る各方策）

背景等

- 給油取扱所は、危険物の適切な貯蔵・取扱いをはじめ、敷地内の適切な安全管理により安全を担保。
- 社会情勢の変化により、給油取扱所を地域の拠点として、営業時間外にも給油以外の業務を行いたい要望。
- 事故防止の観点から、ハード・ソフトの両面から、①車両衝突・いたずら等による事故等の防止、②火災等緊急時の措置、③避難等の安全管理策を検討。

安全対策の技術的検討

【物的（ハード）対策】

- いたずら・給油設備等の誤作動の防止措置 [屋内/屋外]
- 利用に供さない部分の施錠 [屋内/屋外]
- 危険物を取り扱う部分への進入禁止措置 [屋外]
- 消火器等消火設備の設置 [屋内/屋外]
- 緊急時の対応・措置に関する表示（緊急連絡先・指示事項等） [屋内/屋外]

<営業時間外におけるスペース活用の際の講ずべき安全対策・措置のイメージ>



【人的（ソフト）対策】

- 裸火等火気の使用禁止
- 不必要な物件の放置禁止 [屋外]
- 危険物保安監督者等給油取扱所関係者の立会い
- 避難経路の確保 [屋内]
- 利用用途の制限
 - ⇒ 避難困難となりうる用途を避ける
- 収容人員又は利用者数の制限・管理
 - ⇒ 確実な避難対策
- 給油取扱所と施設利用者（イベント等主催者）側との間における責任関係の明確化

- 危険物の適切な貯蔵・取扱い等の管理のため、ハード・ソフトの両面から安全管理が行えることを前提に、店舗、飲食店又は展示場（と類する）用途に係る業務について、営業時間外の活動を認める。
- 予防規程又は予防規程に関連する文書への記載。
- 祭礼・イベント等の一時的な対応は、上記対応と同等の対応に加え、届出による当該利用の把握及び防火管理の徹底（火災予防条例（例）第5章の2の例など）が必要。
- 危険物保安監督者等において、当該施設の危険物保安を行うこと。

8. 規制緩和（④キャンピー制限の緩和）

④ 屋内給油取扱所の上屋（キャンピー）制限の緩和

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（概要）

別紙2

（1）屋外給油取扱所のキャンピー面積基準の見直し

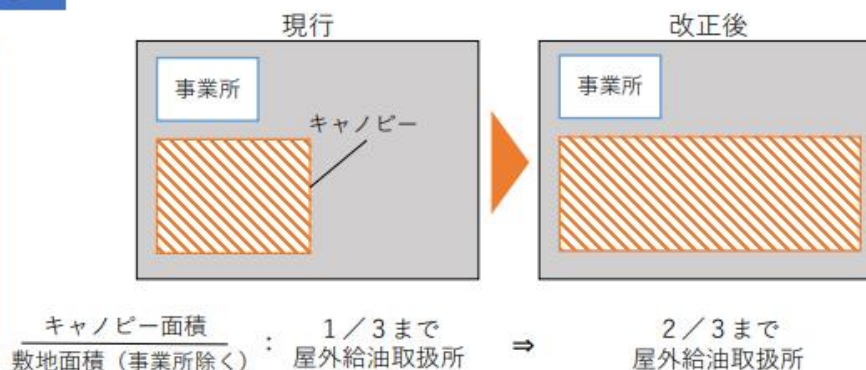
給油取扱所のキャンピー面積に関する現行基準

給油取扱所（ガソリンスタンド）は、
キャンピー（屋根）等の面積の敷地面積比で分類

- ・ 1/3を超える場合：屋内給油取扱所
- ・ 1/3以下の場合：屋外給油取扱所



給油取扱所のイメージ



キャンピー面積基準の見直し

背景

- ・ 給油時の雨水混入防止
- ・ 労働環境の改善
の観点で要望あり

- ・ 「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）を開催。
- ・ 屋外給油取扱所のキャンピー面積の拡大による影響（延焼拡大危険等）を検討。

当該給油取扱所が火災予防上安全であると認められる場合には、キャンピー面積割合2/3までを屋外給油取扱所とする。

（2）様式の統一

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書、危険物保安監督者選任の実務経験証明書）について、これまで通知で示していた様式を省令上規定し、統一する。

公布日等

公布日：7月21日
施行日：(1)公布の日、(2)令和4年1月1日

地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討 (過疎地域の燃料供給インフラの維持に係る各方策)

背景等

背景

- 地上にあるため設置・更新の負担が少ない
- 従来の簡易タンクより多量の燃料を貯蔵可能

課題

- 地上設置に伴う車両衝突やいたずら等のリスク
- 火災・流出事故時における被害の拡大
- 自然災害の影響を受けやすい

検討の視点

- 設置する場所の条件
- 施設内の安全対策
- 維持管理・点検 等

検討方法

- 流出防止・対策、火災予防・延焼防止等の観点からリスク評価

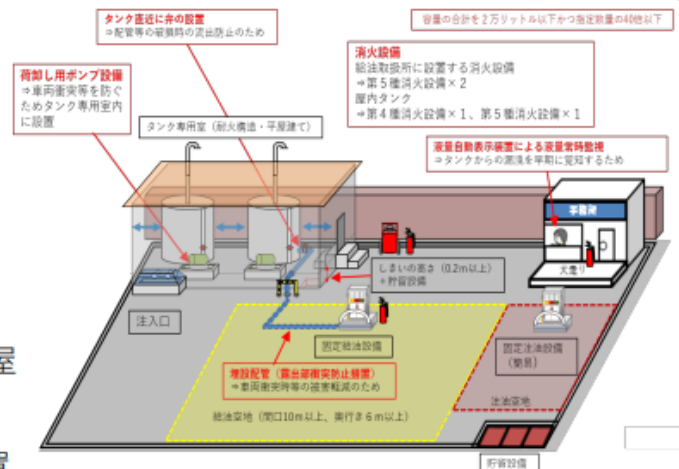


地上タンクの例

※ 令和元年度の資源エネルギー庁モデル事業(左図、長野県下伊那郡売木村)は、先行事例として参考にした

安全対策の技術的検討

- タンク地上化に伴う事故時や自然災害時のリスクについて、タンク本体や給油取扱所の構造・設備により低減するとともに、立地等(下記)で補完することを前提に認めることが適当
 - ・過疎地であり、資源エネルギー庁が進める「SS 過疎地対策計画」により住民合意があること
 - ・ハザードマップで示された災害の危険箇所を避ける、又は想定される自然災害への対策がなされた場所への設置
 - ・建築基準法令で定める用途地域毎の設置基準に留意すること
- タンク本体や給油取扱所の構造・設備について、政令第12条第1項の屋内タンク貯蔵所の基準をベースに、必要な事項を追加することが適当(追加する事項の例)
 - ・放爆構造、埋設配管、流出防止対策、漏洩検知装置、自動車衝突防止装置
 - ・容量はSS 過疎地対策計画で合意形成された最低限の量まで



＜地上タンク設置型給油取扱所のイメージ＞

- 個別の地域におけるタンク地上化のニーズについては、上記の対策を基に、政令第23条の特例適用により対応することが可能 (cf. 売木村の先行事例)
- なお、簡易タンクについては、地域の実情に応じて油種を柔軟に取り扱うこととして差し支えないと考えられるが、現行の容量を超えるものは上記の地上タンクによることが適当

今後について

- 過疎地におけるタンク地上化のニーズの広がり、ソフト面(危険物保安監督者として適格な人材の確保等)を含めた対応の必要性等を引き続き注視し、必要に応じ法令等の手当てを検討

参考：地上タンク設置型給油所（長野県売木村）の例

1. 施設の概要

【運営団体名】うるぎむらガソリンスタンドを残す会

【給油取扱所名】うるぎ600道の駅前PS（ポータブルステーション）

【タンクの概要】20フィートコンテナ（ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油（3油種））と10フィートコンテナ（灯油（1油種））を設置。

2. 地上タンクの寸法

20フィートコンテナの寸法（自動車燃料用）

コンテナ幅	6,058mm
コンテナ奥行き	2,438mm
コンテナ高さ	2,896mm

10フィートコンテナの寸法（灯油用）

コンテナ幅	2,991mm
コンテナ奥行き	2,438mm
コンテナ高さ	2,896mm

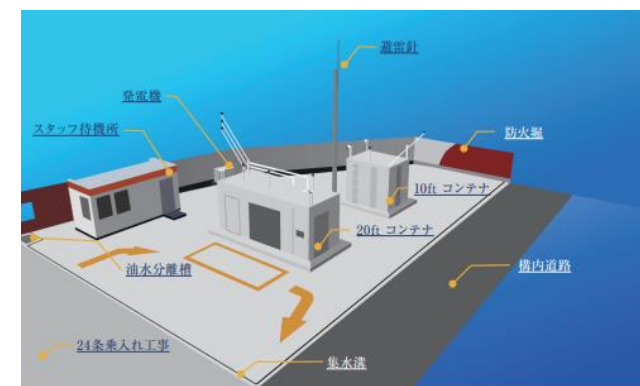
3. 地上タンクの容量

油種	レギュラーガソリン	ハイオクガソリン	軽油	灯油
容量（L）	9,000	3,500	5,300	8,100



出典：総務省消防庁「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」令和2年度第1回資料

売木村の地上タンク型給油所の配置図



出典：コモタ株式会社資料

8. 規制緩和（⑥移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油等を行う給油取扱所）

移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所に係る検討 (過疎地域の燃料供給インフラの維持に係る各方策)

背景等

背景

- 維持管理が比較的容易
- 燃料需要が広範囲・低密度の地域において活用しやすい

課題

- 移動タンク貯蔵所への車両衝突等のリスク
- 火災・流出事故時における被害の拡大

検討の視点

- 地上タンクと同じ
- 設置する場所の条件
- 施設内の安全対策
- 維持管理・点検 等

検討方法

- 災害時の運用をベースに
平時利用の観点を追加



移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した例

※ 平成30年度の資源エネルギー庁モデル事業(右図、静岡県浜松市天竜区)は、先行事例として参考にした

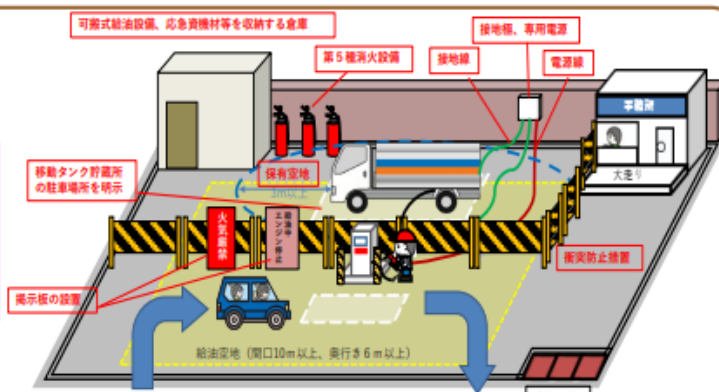
安全対策の技術的検討

- タンク地上化に伴う事故時や自然災害時のリスクについて、タンク本体や給油取扱所の構造・設備により低減するとともに、立地等(下記)で補完することを前提に認めることが適当、

- ・ 過疎地であり、資源エネルギー庁が進める「SS過疎地対策計画」により住民合意があること
- ・ ハザードマップで示された災害の危険箇所を避ける、又は想定される自然災害への対策がなされた場所への設置
- ・ 建築基準法令で定める用途地域毎の設置基準に留意すること

- 運用する際は、平成30年12月18日消防令第226号をベースに、必要な事項を追加することが適当(追加する事項の例)

- ・ 給油空地の外側に接地極及び専用電源を設置
- ・ 使用後、ホース等に残存した危険物の回収手順
- ・ 給油設備と移動タンク貯蔵所の注入ホースとの緊結等
- ・ 移動タンク貯蔵所への衝突防止措置



＜移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所のイメージ＞

- 基本的には、営業を廃止した給油取扱所の跡地を活用することが適当
- 施設内外における安全確保に必要な措置は各地域で事前に検証が必要

- 個別の地域におけるタンク地上化のニーズについては、上記の対策を基に、政令第23条の特例適用により対応することが可能(c.f.浜松市の先行事例)

今後について

- 事前検証にあたっては、移動タンク貯蔵所や油槽所を含めた燃料供給体制についても地域で検討しておくことが重要
- 過疎地におけるタンク地上化のニーズの広がり、ソフト面(危険物保安監督者として適格な人材の確保等)を含めた対応の必要性等を引き続き注視し、必要に応じ法令等の手当てを検討

⑦簡易軽量機の油種指定の柔軟化

防火地域及び準防火地域以外の地域においては、簡易軽量機を、その取り扱う同一品質の危険物ごとに3個まで設けることができることとしているところ、同一品質の危険物を取り扱う簡易軽量機を複数設けることを可能とする。



【消防法令の規定等】

○都市計画法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。（政令第17条第1項第7号）

→ 都市などの街区における地域の防火上の観点から、防火地域及び準防火地域以外の地域に限り、簡易タンクを設置することができることとされ、地上において危険物に着火・延焼する危険性を極力減らす観点から専用タンクは地下タンクとしている趣旨に鑑み、その数についても3つまでとされている。（逐条危政令より）

8. 規制緩和 (⑧呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策)

⑧呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策

通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油する場合（呼び出しに応じて給油等を行う場合）は、安全確保の指針（平成28年3月25日付け消防危第44号「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」の指針）により安全確保を行うものとしている。

講ずべき安全確保策

① 給油ノズルのロック等

通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である従業員が、例外的に給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策として、給油ノズル等のロック、危険物を貯蔵又は取り扱う建築物の施錠管理を行うこと。

② 対策機器等の設置

従業員が来客等を覚知し適切な対応を行えるようにするため、原則として、隣接店舗等から給油取扱所を直視できない場合は、インターホン、センサー及び看板を設置し、直視できる場合は、インターホン及び看板を設置すること。

③ 予防規程への記載

給油ノズルのロック等従業員が給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策及び従業員が来客等を覚知した際の適切な対応方法について、予防規程に記載すること。

④ その他

- ・従業員の静電気帯電防止対策として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で規定されている静電気帯電防止作業服等の着用を徹底すること。
- ・設置した対策機器等について、定期的に点検することが望ましいこと。
- ・隣接店舗等と給油取扱所の距離については、15～60メートル程度を目安として個別具体的に判断する必要があること。
- ・1ヵ月あたりの危険物の販売量は、10～40キロリットル程度を目安とすることが適切であると考えられること。
- ・呼び出しに応じて給油等を行うに当たっては、主として「従業員が来客等を覚知した際に適切な対応がとれるかどうか」、「給油取扱所で火災等の災害が発生した場合に直ちに応急の措置を講ずることができるかどうか」等の観点で、管轄の消防機関がその適否の判断を行うことが適当であること



呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所のイメージ

5.【参考】SS過疎地等対策（過去の実証事業）の取組例

- 資源エネルギー庁「令和4年度燃料安定供給対策に関する調査（過疎地等における中長期的な燃料供給網構築に関する調査）報告書」では、過去にSS過疎地対策実証事業を活用して経営改善に向けた取り組みを実施した過疎地SSを対象に、対策を講じるにあたり考慮した地域特性、対策による経営改善への具体的な効果等について実態把握を行った結果について記載されている。

	ケーススタディ対象地域	対象SS	SS立地地区の概況		参考：市町村単位の地域特性指標							実証事業実施年度
			豪雪地帯指定有無、農業地域類型	人口、高齢化率	SSあたり人口（人）	高齢化率（%）	昼夜間人口比率	人口密度（人/km2）	宿泊飲食サービス業就業者割合（%）	農林漁業就業者割合（%）	建設業就業者割合（%）	
1	北海道根室市厚床（あつとこ）地区	（株）ヒンサン厚床SS	<根室市> ・豪雪地帯 ・平地農業地域	人口：230人 高齢化率：38%	1,449	35.3	100.5	59.9	4.4%	19.9%	5.8%	H24
2	愛知県北設楽郡豊根村富山地区	（財）とみやまの里富山SS	<旧富山村> ・山間農業地域	人口：62人 高齢化率：45%	339	52.4	107.2	6.5	7.3%	13.0%	13.8%	H23
3	滋賀県甲賀市土山町鮎河（あいが）地区	（株）あいが鮎河SS	<旧鮎河村> 山間農業・地域	人口：467人 高齢化率：48%	3,398	28.4	101.1	183.5	4.3%	3.7%	5.1%	H25
4	広島県安芸高田市美土里町生桑（いけくわ）地区	（株）ふれあい市生桑SS	<旧生桑村> ・豪雪地帯 ・山間農業地域	人口：416人 高齢化率：53%	1,469	42.0	104.7	49.2	3.2%	12.0%	6.6%	H23
5	高知県安芸郡馬路村魚梁瀬（やなせ）地区	魚梁瀬石油魚梁瀬SS	<馬路村> ・山間農業地域	人口：140人 高齢化率：38%	373	40.9	111.4	4.5	5.3%	30.7%	10.2%	H24
6	高知県土佐郡土佐町石原地区	いしはらの里（同）いしはらの里SS	<旧地藏寺村> ・山間農業地域	人口：288人 高齢化率：50%	938	48.0	99.7	17.7	3.7%	21.4%	9.7%	H24
				参考）SS過疎地市町村平均	3,229	38.9	99.0	356.6	6.7%	15.5%	9.5%	

※豪雪地帯は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく指定による。

※農業地域類型は、SS立地地区が含まれる<>内の地域における類型。農林水産省「農業地域類型一覧表（平成29年12月改定）」による。

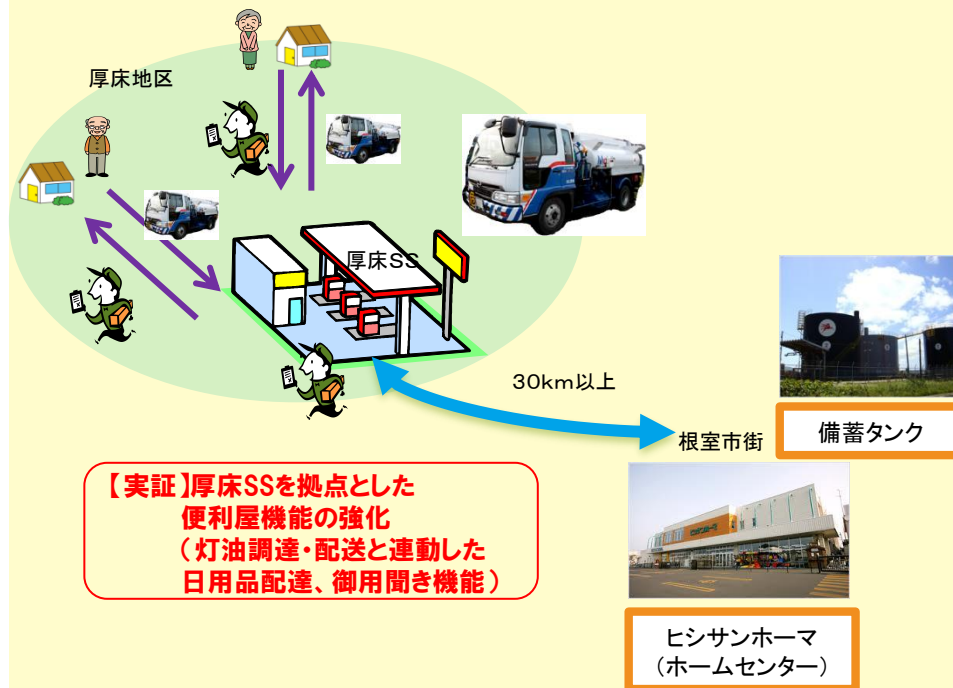
※SS立地地区の人口、高齢化率、市町村単位の地域特性指標は、2020年国勢調査による。

～地区唯一の給油所における戸別配送用タンクローリー常駐配備による供給体制強化と便利屋機能強化による経営安定化～

- ▶厚床給油所に常駐配備するタンクローリーを1台導入し、冬場の安定供給体制を確立させるとともに、配送に係る人的負担・輸送コストの軽減効果を検証する。
- ▶また、人的負担、輸送コストの軽減を図ることにより、高齢者等からニーズのある食料品・日用品の配送などの日常生活サービス機能（便利屋機能）を強化・拡充させる。具体的には、㈱ヒシサンのホームセンターの連携し、厚床地区住民を対象とした日用品の受注・配達システムの構築や御用聞き機能の拡充を行う。
- ▶これらによる経営効率化やリスク軽減の効果を検証するとともに、SS中心とした地域コミュニティの強化や生活機能への効果を検証する。

【現状】根室市街の物流センターからローリーを借り受けて、燃料調達後、厚床地区へ配送

【実証】4KLタンクローリーを導入し、 厚床SSに常駐配備



～共同配送による燃料調達の効率化と、小型ローリー導入による備蓄及び一括配送能力の向上～

▶既存の地元民間仕入先事業者に代わり、JAによる一括配送を実施
→特に冬季の配送ルート、配送方法の検証

▶コスト低減や冬季の調達不能リスクを解消するため、新たに小型ローリー（タンク容量2kℓ）を1台導入し、配送コストの低減効果を検証するとともに、備蓄能力を確保
（将来的に、民間事業者が完全撤退した後の調達コスト増加も踏まえた対応策を検討）

JAあいちエネルギー
豊根SS

JA配送拠点

モカル富山
富山SS

＜灯油備蓄（供給）能力：1000ℓ＞
600ℓ
計量器

400ℓミニローリー（モカル保有）
※都度調達

丸参石油配送拠点

丸参石油店
（1次備蓄：4t程度）

需要先（大口、小口配達）

JAあいちエネルギー

JAによる一括配送

豊根SS

JA配送拠点

モカル富山

富山SS

【実証】
備蓄・供給能力向上
(1000ℓ+2000ℓ)

600ℓ 計量器

400ℓ ミニローリー

2kℓ 小型ローリー (新規導入)

【実証】
配送コスト低減効果の検証
(丸参・豊根SSの双方について)

小口需要先

大口需要先

丸参石油配送拠点

丸参石油店
(1次備蓄: 4t程度)

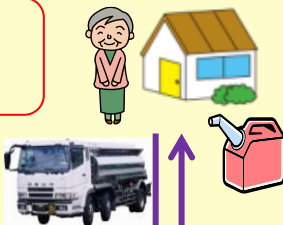
鮎河地域燃料供給不安地域対策事業

【滋賀県甲賀市土山町鮎河地区】

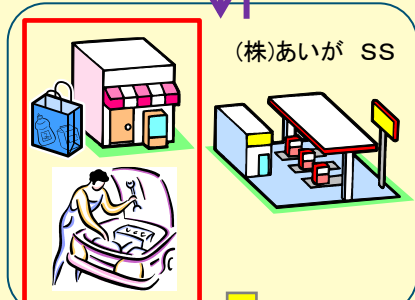
～サービス拡大と給油所の改修を通した、より柔軟な地域ニーズ取り込みのための基盤強化～

- 既存の施設・設備の改修により、住民の憩いの場所となるスペース、食料品・日用品・農業資材等の販売スペース及びタイヤ交換やオイル交換などの作業スペースを確保し、地域住民の利用機会や利用者へのサービス拡充を図る。また、利用者のニーズを継続的に把握し、かつ柔軟に対応するため、POSレジを導入する。
- 灯油の戸別配送効率化のため、配送人員を追加する。
- 営業時間の拡大により、顧客サービス拡充を図る。
- 観光客の利用を誘因する商品・サービスの展開や案内板等の設置により、新たな利用者の拡大を図る。また、甲賀市広報紙「あいこうか」やホームページ等により事業内容や「あいがSS」を広く市民にPRする。

【実証】灯油の配送人員追加



【実証】既存の施設・設備の改修による販売スペース、作業スペースの確保サービス拡充



(株)あいが SS

【実証】営業時間拡大によるサービス拡充

【実証】案内板等の設置や広報誌、ホームページ等によるPR



生桑地域複合型給油所実証整備事業

【広島県安芸高田市美土里町生桑地域】

～地域内SS維持のための、住民自治組織による複合型SSの経営～

- 地下タンク設置、給油設備などを整備するとともに、地域住民のニーズを踏まえ、給油所に食料品店舗、住民福祉サービス拠点機能等を併設する
- ガソリンスタンドを含めた複合型供給拠点施設の運営については、施設を所有する「生桑振興会」が、新たに設立される法人(以後、「新会社」)に、その経営を委託し、受託者が導入設備等の管理を行う。(「新会社」の代表は、生桑振興会が地域内から募集することとし、危険物取扱に関する資格を有することなどを条件とする)
- 有限会社生桑ふれあい店は、新会社に対し経営ノウハウやリスク対応等の助言を行う。

【現在】

有限会社生桑ふれあい店
(農協OBが出資)

広島北部農協



運営委託

【現在】給油所所有
(老朽化タンク更新
実施しない方向)

【実証】

生桑振興会(住民自治組織)

広島北部農協

施設譲渡

・出資者

運営委託
(経営参加)

(有)生桑ふれあい店

【実証】住民自治組織による
給油所経営への参画

経営ノウハウ助言
(マニュアル作成支援)

新会社



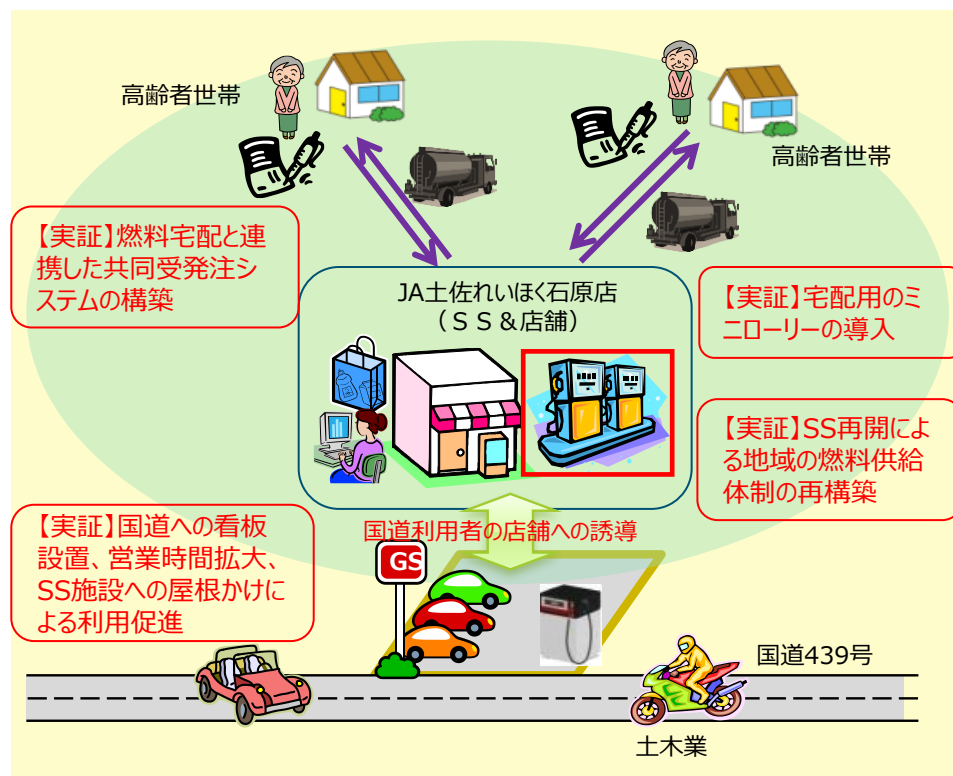
【実証】新たな給油所運営のための各種取組

- ・住民自治組織による経営参加(新会社へ委託)
- ・新給油所のダウンサイジング化と最適立地化
- ・住民ニーズを踏まえた複合経営、福祉サービス連携

石原地区燃料安定供給対策事業【高知県土佐郡土佐町石原地区】

～給油所と店舗の連携による需要拡大と経営安定化～

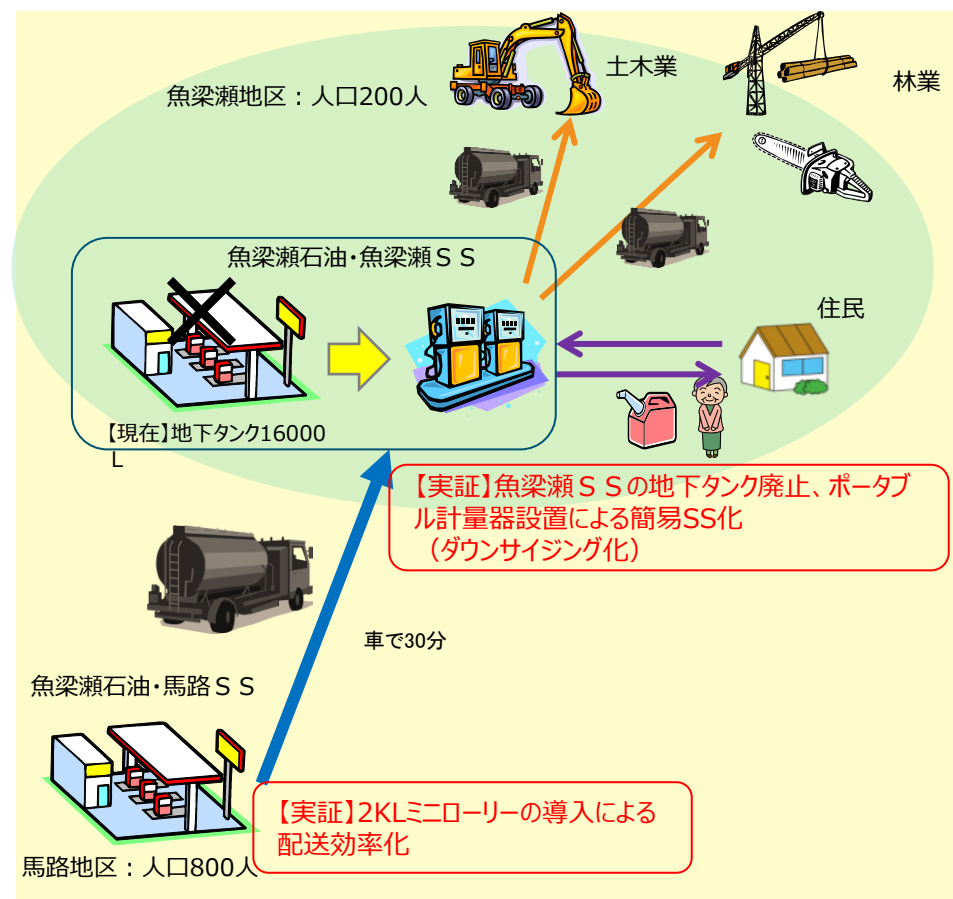
- ▶ 宅配用のミニローリーを導入し、高齢者世帯等への燃料宅配サービスを実施し、利用状況及び採算性について検証する。
- ▶ 燃料宅配サービスと併せて、既存の日用品宅配サービス事業者と連携した共同受発注システムを構築し、燃料宅配時に、日用品等注文を受け、SS隣接の店舗で商品受け渡しを行うサービスを実施する。これにより、店舗の利用促進及び施設(SS及び店舗)全体での経営効率化の効果を検証する。
- ▶ 国道への看板設置、営業時間の拡大、SS施設への屋根かけを実施し、利用者数や販売額への効果及び採算性について検証する。あわせて、国道沿いへのサテライトスタンド構築を検討し、通過交通の利用促進と店舗利用者拡大の可能性を検証する。



馬路村燃料安定供給対策事業【高知県安芸郡馬路村魚梁瀬地区】

～地区唯一の給油所のダウンサイジング化と配送効率化による、燃料供給拠点の維持と経営安定化～

- ▶ 魚梁瀬SSの貯蔵タンクを廃止するとともに、ポータブル計量器を設置して簡易SS化（ダウンサイジング化）する。あわせて、軽油用、灯油用それぞれ2KLミニローリーを新たに導入して、馬路SSから魚梁瀬SSへ燃料の配送及び人員配置見直しを行い、これによる経営効率化及び地域の燃料需要への対応状況を検証する。



①北海道根室市厚床（あっこ）地区 （株）ヒシサン 厚床SS

【地域の概況】

- 根室市厚床地区は、根室市街から約35km、根室市の最西部に位置し、2020年国勢調査による人口は230人、高齢化率は38%である。

【ヒシサン厚床給油所概況】

- 厚床SSは、根室市と釧路市方面を結ぶ国道44号と、根室市と別海町方面を結ぶ国道243号の交差点に位置している。
- 厚床SSを運営する（株）ヒシサンは、根室市を拠点に石油製品、LPGの販売を中心に、ホームセンター等の小売業など多角的に事業を行っている企業である。
- 厚床SSでは、ハイオク、レギュラー、軽油、灯油のほかLPGも扱っている。

- 従業者数：3名
- 営業時間：7:30～ 18:30、定休日：毎月第3日曜日
- 給油設備：ハイオク、レギュラー、軽油、灯油、混合油
- 車両：4Kローリー1台（軽油・灯油・A重油）



ヒシサン厚床SS

【販売状況】

- 年間燃料売上の内訳は、ガソリンが約4割、軽油、灯油がいずれも約3割となっている。
- 利用客は法人客は1割程度で、その他は地域住民を中心とした地元客である。夏季等は観光客など域外需要も一定量見られる。
- 軽油は、周辺での高規格道路の工事や、最近では自衛隊演習場での訓練に伴う需要がある。
- 除雪車は、地元建設業者等からの給油需要があるが、組合として受注を配分されることもあり、厚床SSとしては多くは無い。
- 灯油、A重油はほとんどが配達販売で、軽油は配達販売が約6割となっている。
- 灯油の配達は定期配送であり、約150軒程度を回っている。配達のペースや量は、各世帯の灯油使用量のデータの蓄積があり、それに基づいて決めている。
- 利用者からオーダーがあれば、（株）ヒシサンのホームセンターの商品を灯油と併せて配達・販売している。また、高齢者世帯には、灯油配送時の声掛け等の見守り活動を行っている。
- 冬季の灯油・A重油及びLPG、最近は道路工事による軽油が重要な収入源になっている。

①北海道根室市厚床（あっこ）地区 （株）ヒシサン 厚床SS

【販売量の推移・動向等】

- 10年前と比較して、ガソリンや軽油の販売量は大きな変化はないが、灯油は厚床地区の人口減少の影響により、15%程度減少している。

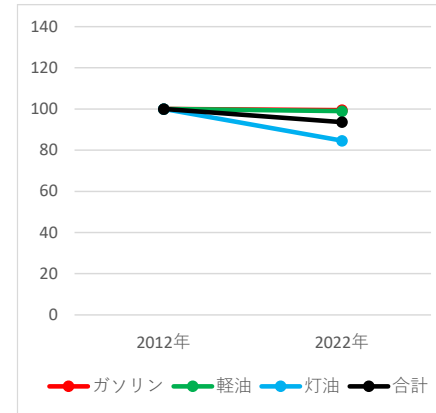


図 油種別販売量の増減（2012年 = 100）

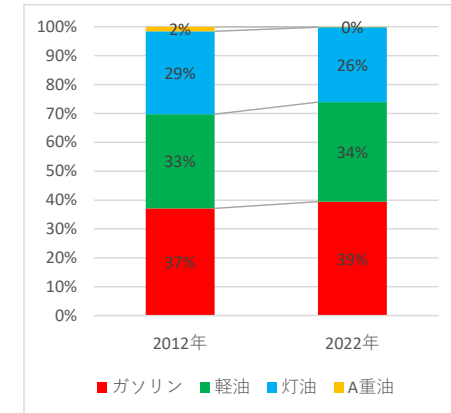


図 油種別販売量構成比の変化

【経営改善の取組・効果等】

<コスト改善>

- 従来は、配達に中古ローリーを使用しており、初期コストや維持管理費もかかっていたが、平成24年度のエネ庁補助事業により4KLローリーを導入したことで、配達の効率化のほか、リース料負担の面で、圧倒的な経費の削減につながっている。
- 灯油配送にあたり、最近ではIoTを活用したセンサーキャップ等の導入も見られてきているが、厚床SSでは顧客の使用状況等のデータが蓄積されていることや、天候を見越した対応等を考慮すると、センサーキャップ導入のメリットはそれほど高くないと感じている。

<販売量拡大>

- ホームセンター商品の配達や高齢者世帯の見守り等は、地域のサービスの一環として行っており、収益への影響は限定的である。

<人材確保>

- スタッフ3名で運営しているが、最低限の人員である。

【経営上の課題】

- 厚床地区の人口減少が加速しており、売上が減少してきている。
- スタッフ確保は大きな課題となっており、現状、全て地元以外のスタッフで対応している。

【ポイント】

- 豪雪地域では、冬季の灯油が収益の柱になっているが、人口減少により配達要員を含めた人材確保が難しくなっている。
- 会社としての多様な事業展開により、経営を維持している。

②愛知県北設楽郡豊根村富山地区 (財)とみやまの里 富山SS

【地域の概況】

- ・ 愛知県豊根村は、愛知県、静岡県、長野県との県境にある、愛知県内で最も人口が少ない村である。豊根村内のSSは3箇所となっている。
- ・ 富山地区は周辺集落とは峠越えの道路で10km以上の距離があり、自然災害等によって孤立可能性のある集落である。
- ・ 富山地区の2020年国勢調査による人口は62人、高齢化率は45%である。

【富山SSの概況】

- ・ とみやまSSは、富山地区唯一のSSである。現在はSSは村が保有し、運営管理は指定管理者である一般社団法人とみやまの里が行っている。
- ・ とみやまの里は、富山地区の温泉施設などの施設運営の指定管理者となっているが、これらの運営も収支は厳しい状況であり、現在は域外への特産品販売等が収益の柱となっている。
- ・ とみやまの里のスタッフは3名で、全員でSSを含む施設管理等を担っている（スタッフ2名が資格を保有）。
- ・ 通常、SSにスタッフは常駐しておらず、給油する場合は、とみやまの里事務所に利用者が電話連絡し、それを受けてスタッフがSSに向かって給油を行う。基本的に水曜土曜の10時～11時のみの営業としているが、状況により柔軟な対応も行っている。
- ・ 灯油の配達も行っている。油外品販売も行っているが、売り上げはほとんどない

- ・ 従業者数：3名（財団職員、他の指定管理業務も含む）他の施設はパートあり
- ・ 営業時間：水曜・土曜10時～11時（給油時はとみやまの里に連絡）
- ・ 取扱油種：レギュラー、軽油、灯油（簡易計量機）、混合油
- ・ 車両：灯油用ミニローリー1台、灯油用2KLローリー1台



とみやまの里 富山SS

【販売状況】

- ・ 灯油とガソリンがそれぞれほぼ同量で5割近くを占め、軽油は、村役場富山支所や近隣での工事作業車用などごくわずかである。
- ・ 灯油は配達販売が8割を占め、ミニローリーは主に地区内家庭への配達用で、2KLローリーは、温泉施設への給油のほか、仕入れも担っている。
- ・ 利用者はほぼ富山地区の住民の固定客であり、現在灯油配達先は約20件程度、給油者は約10名程度と「顔が見える関係」となっている。



SS事務所に張られた連絡先

②愛知県北設楽郡豊根村富山地区 (財)とみやまの里 富山SS

【販売量の推移・動向等】

- ・ 年間販売量は、この10年間で4割程度減少している。
- ・ 人口減少がそのまま販売量の減少に影響している。

【経営改善の取組・効果等】

＜コスト改善＞

- ・ 平成23年度のエネ庁事業で2KLローリーを導入したことで、大口需要家への配達や仕入が大幅に効率化している。
- ・ 他方、SSは曜日・時間限定かつ電話でのオンデマンド対応であり、これ以上のコストダウンは難しいとしている。

＜販売量拡大＞

- ・ 人口減少が進み、温泉施設も利用者の多くは域外者となっているが、今後増加は見込めない状況である。
- ・ 地区内には店舗もなく、日用品や食料品も週に1回の移動販売に頼っているところであり、複合化等も難しい状況である。

＜人材確保＞

- ・ 既に、地区内施設の指定管理などを含めて従業員も最低限の人数で対応している。

【経営上の課題】

- ・ 地区住民の高齢化が進み、地区外との住民の行き来も少ないため、富山SSは住民の生命線となっている。富山地区は電力も停電が多く脆弱であり、SSは災害時の燃料備蓄の点でも重要な役割を担っており、採算が悪くても供給機能を維持していかなければならない
- ・ 従業員3人でとみやまの里の全ての事業を運営している。給油者も限定的なので、無人化（よく利用する住民が危険物取扱者資格を取得する等）ができればよいが、実際には難しい。

【ポイント】

- ・ 顧客のほとんどが地域内の住民である場合、地域の人口減少や高齢化が販売量にダイレクトに影響する。
- ・ 山間部にあり、村の中心部や周辺集落までの距離が遠いなど、SSのライフラインとしての重要性は高いが、一方で人口減少、高齢化、地区外との往来の減少が進み、採算確保は一層難しくなっている。

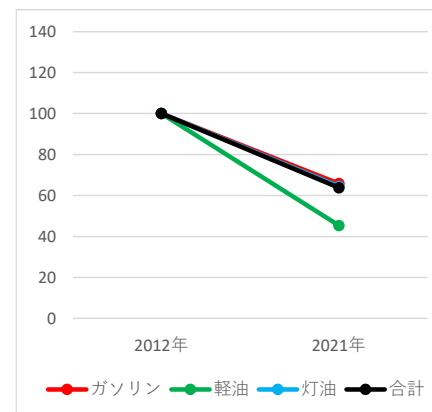


図 油種別販売量の増減 (2012年 = 100)

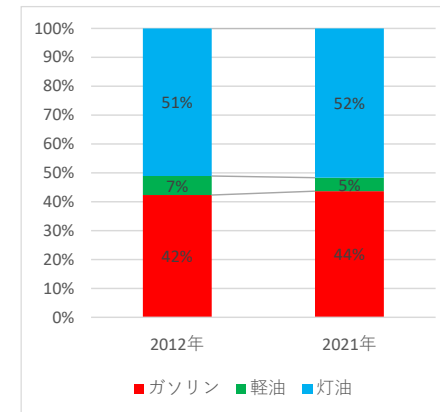


図 油種別販売量構成比の変化

③滋賀県甲賀市土山町鮎河（あいが）地域 (株)あいが 鮎河SS

【地域の概況】

- ・ 滋賀県甲賀市土山町鮎河地域は、滋賀県の東部、三重県との県境に位置し、農業を中心とした地域となっている。
- ・ 鮎河地域の2020年国勢調査による人口は467人、高齢化率は48%である。

【鮎河SSの概況】

- ・ 鮎河SSは、鮎河地域唯一のSSで、地域住民が経営する株式会社あいがが運営している。
- ・ スタッフは、現在は社長1名とアルバイト1名で対応している。
- ・ 灯油、軽油の配達は社長1人での対応であるため、配達時は店舗は一時閉鎖となる。
- ・ 事務所内には、日用品や農業資材等の販売も行っている。
- ・ オイル交換、タイヤ交換も対応しているが、現在は事前予約のみの対応としている。

- ・ 従業者数：1名（社長）社長が不在・休暇の際はアルバイト1名が対応
- ・ 営業時間：平日7時～19時、土曜7時～12時 定休日：日曜休（祝日は営業）
- ・ 取扱油種：ハイオク、レギュラー、軽油、灯油、混合油
- ・ 車両：灯油用マイクロリー1台、軽油用マイクロリー1台

【販売状況】

- ・ 年間販売量の内訳はガソリンが約5割、軽油が約2割、灯油が約3割程度となっている。
- ・ ガソリン給油は、1日平均15人程度の利用がある。
- ・ 灯油は地区内家庭、軽油は地区内の木材工場やゴルフ場等への販売が中心で、灯油は約8割、軽油は9割近くを配達販売が占める。
- ・ 売上げのほとんどは燃料販売であり、油外販売はごくわずかである。
- ・ 収支はほぼ均衡の状況となっている。



あいが 鮎河SS



鮎河SSの店内

③滋賀県甲賀市土山町鮎河（あいが）地域 (株)あいが 鮎河SS

【販売量の推移・動向等】

- ・ 売上高、販売量ともに約10年前と比較すると3割程度減少している。
- ・ 特に灯油の減少が大きい。ここ5年で大きく減少している感覚である。
- ・ 地域から、保育園や小学校が地区からなくなったことも大きく影響している。

【経営改善の取組・効果等】

＜コスト改善＞

- ・ 販売量減少にともない、約7年前に1名いた社員を削減し、以降、社長1名とアルバイト1名のみで営業している。

＜販売量拡大＞

- ・ 2013年のエネ庁事業で店舗を改装し、日用品、食料品の販売スペースやカーメンテ等の作業スペースの拡大を行った。
- ・ 当初は売上増につながったが、食料品や油外は燃料販売量よりも人口減少の影響が大きく、売上は大きく減少している。
- ・ 現在、店舗では日用品、農業資材のみを販売している。
- ・ 最近では、ピットスペースを活用して、近隣の木材加工場の作業を行っており、これによる家賃収入を得ている。

＜人材確保＞

- ・ スタッフは社長1名とアルバイト1名のみであるが、後継者等は想定していない。

【経営上の課題】

- ・ 人口減少により、明らかに販売量が減少してきている。地区内の住民や事業者の利用がほとんどであるため、売り上げ拡大につながる要素は見当たらない。
- ・ スタッフは社長とアルバイトのみであり、これ以上のコスト削減は難しい。
- ・ 一方、地域にとっては無くてはならないSSであり、できるかぎり維持していきたいと考えており、人件費が確保できれば維持は可能である。他地域でも、SSを年金受給者やボランティアが経営しているという話も耳にするが、そのような形でないと維持できないとも考えている。

【ポイント】

- ・ 人件費を含め、限界までコスト削減を図ることで経営を維持。
- ・ 住民向けの日用品・食料品販売は、人口減少がダイレクトに影響

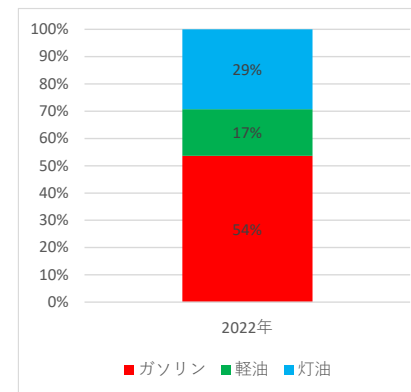


図 油種別販売量構成比



SS内のピット（木材加工作業にも利用）



SS店舗内の陳列棚

④広島県安芸高田市美土里町生桑（いけくわ）地域 （株）ふれあい市 生桑SS

【地域の概況】

- 安芸高田市美土里町生桑地域は、広島県北部、島根県との県境に位置し、2020年国勢調査の人口は416人、高齢化率は53%である。

【給油所の概況】

- 生桑SSは、2012年に生桑振興会がJAから施設・土地を譲り受け、地元の事業者が経営する株式会社ふれあい市に運営を委託した。
- 平成24年度エネ庁補助事業によりSSの移設と店舗のリニューアルを実施し、現在に至っている。
- 油種は、ガソリン、軽油、灯油で、店舗（コンビニ）と一体的に運営している。
- 「ふれあい市」の経営者は、同署で機械工具販売会社も経営しており、両社は一体的に経営されている。
- 外商事業（生桑地域の産品を、呉市の朝市イベントで販売する等）や、地域の墓掃除や草刈り等も行っている。2014年～2017年までは、宅配便の配達代行も行っていたが、採算が悪く、途中で撤退した。

- 従業員数：3名（SS担当は1名であるが、「駆けつけ給油」により、店舗スタッフの給油対応も可能
- 営業時間：8:00～ 18:00、定休日：木、日
- 給油設備：レギュラー、軽油、灯油、混合油
- 車両：灯油用ローリー1台、軽油用ローリー1台

【販売状況】

- 年間売り上げの約7割がSS事業の売上となっている。SS事業は収支均衡であるが、コンビニ事業は赤字となっている。
- 燃料販売の中心は灯油で、全体の半数近くを占める。利用者は個人客が中心となっている。
- 灯油は冬季の暖房、軽油は地元建設業1社の建設機材、冬季の除雪車、農繁期の軽油が中心となっている。
- 灯油配達先は約40件程度で、冬季の多い日は一日に10件以上回る。ほとんどがホームタンクを保有している。



ふれあい市 生桑SS



SS隣接のコンビニ店舗（ワイショップ）

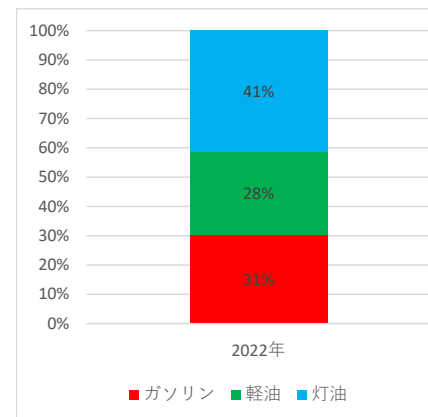


図 油種別販売量構成比

④ 広島県安芸高田市美土里町生桑（いけくわ）地域 （株）ふれあい市 生桑SS

【販売量の推移・動向等】

- 10年前と比較して、人口減少、高齢化の進展に伴い、燃料販売、店舗共に売り上げは約半減している。

【経営改善の取組・効果等】

＜コスト改善＞

- 平成24年度にエネ庁補助事業により、SSの幹線道路沿いへの移転、店舗リニューアルを行い、スタッフの行き来（駆けつけ給油）が可能となっている。

＜販売量拡大＞

- 収支マイナスであるが、地元の利用者に負担を強いるわけにはいかず、ふるさと市ブランド米の精米販売や、竹炭の販売等、域外からの売上獲得に向けた企画開発や営業展開も検討している。

＜人材確保＞

- 2022年から、安芸高田市の元地域おこし協力隊を社員として採用している。今後、同社員を中心に、SS事業のほか、新事業創出等にも取り組む予定としている。
- 2023年からは、市の地域おこし協力隊の生桑地区担当が、ふれあい市の仕事を手伝いながら、新たな企画等も一緒に動く予定としている。

【経営上の課題】

- 経営が厳しくなってきたため、今後、ふれあい市社長が経営している別会社（機械器具販売業）との経営統合等を含めて、抜本的な経営体制の見直しも必要と考えている。機械器具販売業との連携は、同社の販路を活用した特産品販売等の事業展開もしやすくなると考えている。
- 公的支援の面では、生桑振興会で運営したほうが補助金等が得やすい面がある一方、民間企業であるからこそその柔軟性や機動性があるとも考えている。新たな事業や収益源を確保しながら、営業を続けていきたいと考えている。

【ポイント】

- 人口減少により、燃料販売よりもコンビニ事業の採算が悪化している。
- 地元住民にとってなくてはならない存在となっており、収益確保のため、外販事業など新たな事業を模索。

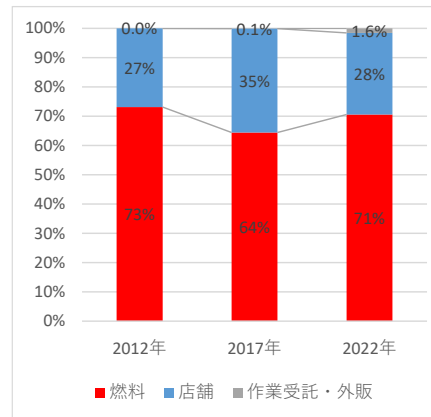


図 事業別売上高の推移

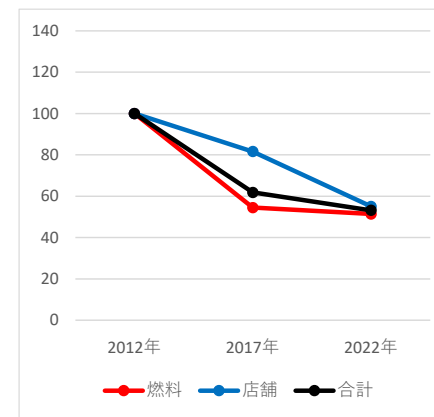


図 事業別売上高の増減（2012年＝100）



コンビニの店内



コンビニ店内からSSの様子を見ることができるモニター

⑤ 高知県安芸郡馬路村魚梁瀬（やなせ）地区 魚梁瀬石油 魚梁瀬SS

【地域の概況】

- 高知県馬路村は、高知県の中芸地域に位置し、農林業が主要産業となっている。魚梁瀬地区は、馬路村の中心部からさらに約20km山間部に入った位置にある。
- 人口は140人、高齢化率は38%で、産業は林業や観光が中心となっている。魚梁瀬地区は降雨量が多く、豪雨時には通行止めとなる場合も多い。
- 村内には、SSが2箇所（馬路SS、魚梁瀬SS）あり、いずれも魚梁瀬石油店が経営している。

【魚梁瀬SSの概況】

- 魚梁瀬SSは、村内のもう1箇所の馬路SSとともに魚梁瀬石油店が経営している。
- 馬路SSが仕入等の拠点で、魚梁瀬SSは簡易計量機のみが設置されたサテライト拠点的な役割となっている。魚梁瀬SSで販売する燃料は、馬路SSから供給しており、軽油、灯油はローリーで、ガソリンは軽トラックでスタッフが自ら運搬している。
- 販売価格は、周辺の幹線道路沿いSS等とほぼ同じ価格としている。



- 従業者数：2名（社長のほか、パート1名）
- ※魚梁瀬石油店の従業員は社長のほか社員1名、パート2名であり、適宜分担して両SSの給油や配達を行っている。
- 営業時間：概ね6時半～18時、定休日：日曜日（ほか正月など年に数日の休みあり）
- 給油設備：魚梁瀬SS：簡易計量機（576L）×3（レギュラー、軽油、灯油）他混合油
- 車両：灯油用：400L1台、2KL1台、軽油：400L1台、2KL1台、重油用：3KL1台、ドラム缶運搬軽トラ：1台



魚梁瀬石油 魚梁瀬SS

【販売状況（魚梁瀬石油全体）】

- 年間販売量の内訳は、ガソリン、灯油、重油がそれぞれ約2割、軽油が約4割となっている。
- 配達販売は、重油のほか、軽油が販売量の約7割、灯油が約2割程度を占めている。
- 利用者は、魚梁瀬地区住民のほか、周辺の林業、建設業等の産業需要（軽油、重油）が中心となっている。
- 売上額は小さいが、タイヤ交換や整備・メンテナンス等も行っている。
- 販売単価は、村外の幹線道路沿いSS等とほぼ同価格としている。

⑤ 高知県安芸郡馬路村魚梁瀬（やなせ）地区 魚梁瀬石油 魚梁瀬SS

【販売量の推移・動向等】

- 10年前と比較して、ガソリンは微減、灯油は4割程度減少している。一方、近年、軽油・重油の産業需要が増加し、総量は10年前とほぼ同量となっている。
- 灯油は、以前は村内公共施設の暖房用燃料等の需要が大きかったが、これら施設が建替時に電化し、燃料需要の減少に大きく影響している。
- 油外（タイヤ販売、メンテナンス等）は、人口減少や高齢化に伴うニーズ減少があり、販売量が減少している。

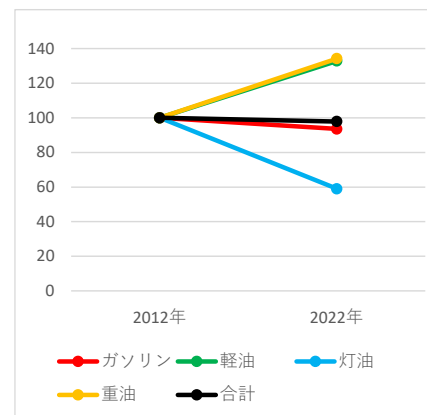


図 油種別販売量の増減（2012年＝100）
※馬路SSとの合計

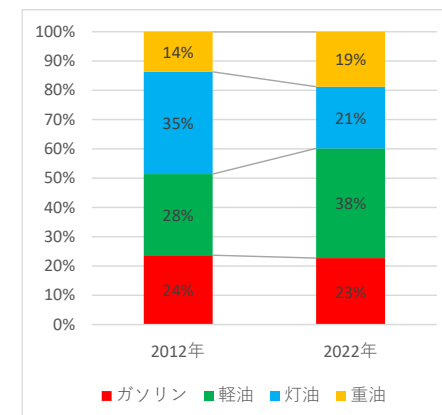


図 油種別販売量構成品の変化
※馬路SSとの合計

【経営改善の取組・効果等】

<コスト改善>

- 2012年に、エネ庁補助事業により、魚梁瀬SSのサテライト化（簡易計量機への切り替え）、2KL灯油用ローリー導入を行い、維持管理コスト、配達コストの削減につながっている。
- 簡易計量機への切り替えにより、魚梁瀬SSの仕入回数は増加したが、もともと一体的に運営している関係（開店・閉店時にスタッフが両SSを回ることや、配達も双方が発着地となる）で、輸送コストは増加していない。

<販売量拡大>

- 産業用については、もともと林業、建設業の固定法人客があり、それらの需要が変わらないことに加え、もともとの大口需要家である林業、建設業事業者の下請け業者等にも魚梁瀬石油を利用するよう営業活動をおこなったことで、増加につながっている。

<人材確保>

- 約5年前に、20代の従業員を採用しており、後継者問題も解決されている。



後継者候補の若手スタッフ



馬路SS

⑤ 高知県安芸郡馬路村魚梁瀬（やなせ）地区 魚梁瀬石油 魚梁瀬SS

【経営上の課題】

- 前述の通り、産業需要の獲得により、経営は維持できている。
- 一方、最近では法人契約カード（全国統一価格で給油できるカード）の利用者が増加してきている。これらのカード利用者の販売分は、元売が仕入価格で買取り、手数料のみがSSに入る形となっており、この影響で利益率が下がってきている。
- 家庭向けの灯油配達は、配達距離が短く、多少時間をずらす等の融通が利くのに対し、建設業や林業の現場への燃料配達は、注文に随時対応する必要があり、人手が限られる中で、効率化に限界がある。
- 林業需要のウエイトが大きいですが、現在大口需要家である村の森林組合が広域合併した場合、林業需要が大きく減少する可能性がある。

【その他】

- 村では、豊富な森林資源を生かしたバイオマス発電所設置の構想があり、発電所を設置する場合には、魚梁瀬石油店がその運営を担いたいとの意向を持っている。
- 20代の後継者は、地域への愛着を持つUターン者である。SSでの仕事をベースとして、今後地域活性化等に取り組みたいとの高い意欲を持っている。

【ポイント】

- 産業需要の拡大に向けた営業努力（従来からの固定客の取引先からの給油も獲得）
- 同一経営の別SSとの一体的な経営によるコスト削減（サテライト化による維持費軽減、スタッフによる少量仕入への対応）
- 地域への愛着や地域貢献意識が高い若者の後継者としての採用（地域住民と交流が図れる仕事として人材確保）

⑥高知県土佐郡土佐町石原地区 いしはらの里（同）いしはらの里SS

【地域の概況】

- 高知県土佐町石原地区は、高知県北部、土佐町の最西端に位置し、農畜林業を主要産業としている。2020年国勢調査による人口は288人、高齢化率は50%である。

【給油所の概況】

- 石原地区には、かつてJA土佐れいほく石原事業所があり、SSを含む複合型店舗が立地していたが、平成24年度より、いしはらの里協議会を事業主体とする「いしはらの里SS」として再開している。
- 現在は、いしはらの里合同会社（地域住民出資）により、店舗（「さとのみせ」）や各種地域活性化事業と併せて運営されている。
- 油種は、ガソリン、軽油、灯油で、平成24年度の再開にあたり、エネ庁事業を活用して、全油種簡易計量機による供給となっている。
- 仕入は、町内のJASSから、いしはらの里スタッフがドラム缶で週1回程度仕入れている。
- 灯油はミニローリーによる配達販売も行っている。

- 従業員数：1名 パート2名（役員兼務1） 危険物有資格者 3名
- 営業時間：9:00～ 17:30、定休日：土・日・祭
- 給油設備：簡易計量機（576L）×3（レギュラー、軽油、灯油）
- 車両：灯油用ミニローリー1台

【販売状況】

- 年間販売量の内訳は、ガソリンが約4割、軽油が約1割、灯油が約5割となっている。
- いしはらの里合同会社全体の売上のうち、SS事業の売上は12%、SS事業の収益は会社全体の収益の2%となっている。
- 会社としては、宿泊・交流事業等が収益の柱となっている。
- SS事業は収支ほぼ均衡であるが、人件費は店舗の経費で負担しているため、実質的には収支マイナスとなっている。
- SSの利用者は一日平均3人程度で、地元住民のほか、会社で運営している乗合送迎サービス（「チョイソコ」）、林業事業者等の利用がある。



いしはらの里SS

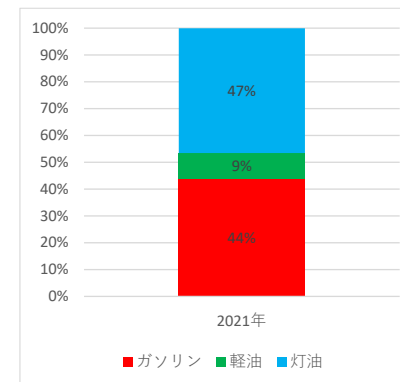


図 油種別販売量構成比

⑥高知県土佐郡土佐町石原地区 いしはらの里（同） いしはらの里SS

【販売量の推移・動向等】

- ・ 合同会社設立後の平成26年度と比較して、令和3年度のSS事業の売上は半分以下、店舗の売上も約半分に減少している。
- ・ 人口減少のほか、平成27年に国道439号のバイパス（いしはらトンネル）が完成し、通過交通も立ち寄りにくくなったことも影響しているとみられる。
- ・ 他方、会社全体の売上は、平成26年度と比較して3割程度増加している。

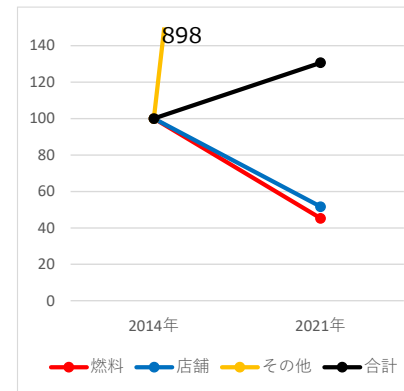


図 事業別売上高の増減（2014年＝100）

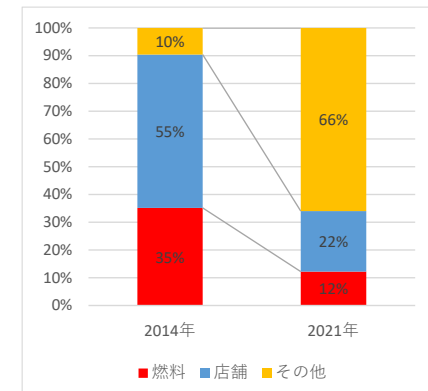


図 事業別売上高の変化

【経営改善の取組・効果等】

<コスト改善>

- ・ 平成24年度にエネ庁補助事業により、灯油配達と連携した店舗商品の共同受発注システムの実証を行ったが、店舗で得られる利益がほとんどないため、現在は実施していない。
- ・ 燃料の仕入は、簡易計量機であることやSS敷地が狭いこともあり、JASSからドラム缶で仕入れている。JAからは一定の値引きを得ているものの、一般的な燃料仕入よりもマージンは少ない。

<販売量拡大>

- ・ SSの販売量は減少してきているが、宿泊・交流事業や林業、太陽光発電、直売所販売等が収益に大きく寄与している。

<人材確保>

- ・ 店舗と併せて3名体制であり、従業員も最低限の人数で対応している。

【経営上の課題】

- ・ 現在の立地では、タンクローリーが入れず、ドラム缶で仕入れるため仕入れコストが高い。
- ・ 国道沿いの直売所「やまとの市」は、まだ限定的な営業だが、今後集客が見込まれる施設であり、今後「やまとの市」隣接地への移転（「駆けつけ給油」対応）を検討しているが、資金面が課題である。

【ポイント】

- ・ 人口減少、高齢化が、燃料販売量や併設店舗の売上に大きく影響している。
- ・ 住民出資の合同会社による運営により、「小さな拠点」として、活性化事業も含めて多様な事業展開が可能となっている。
- ・ 直売所や宿泊・交流事業など、域外向けの売上が、経営の柱になってきている。

付録

販売量記録（月別）

年

油種別販売量

単位：リットル

[illegible]

うち配達販売量

[illegible]

□

枚目

--

[illegible]

－ SS過疎地対策に関する個別相談会のご案内 －

SS事業者、地方自治体の方で、希望者を対象に、SS過疎地対策に関する個別相談会を開催します。

個別相談を希望されるSS事業者・自治体の方は、件名「SS過疎地対策個別相談会希望」として、
ss_kasochi@vmi.co.jp（価値総合研究所・SS過疎地対策担当）宛て、メールにてお申込ください。

- 申込メールには、ご連絡先のほか、相談を希望する内容等を簡潔にご記載ください。
- 個別相談会は、オンライン開催を基本としますが、ご相談内容やご希望に応じて、訪問開催（対面開催）も可能です。
- 令和6年2月中の開催を想定しておりますが、日程等は適宜調整いたします。
- 相談会は、価値総合研究所担当者のほか、ご相談内容に応じて全石連担当者、都道府県組合担当者が同席いたします。
- 相談に係る費用は発生いたしません。

「まず、何から取り組んだらよいかわからない……」 「SS過疎地等対策計画を策定したいがどうすればよいか……」
「地域の燃料需要の見通しを推計したい……」 「どのような支援事業が活用できそうか……」

SSの経営改善、地域の燃料供給体制維持に向けて、ぜひ、この機会をご活用ください。

次世代SS経営人材育成研修（過疎地対応型）SS過疎地対策セミナー 研修資料

令和6年2月